

認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならぬ。

3 第一項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は前項に規定する処分をしようとするときは、理学療法士作業療法士審議会の意見をきかなければならぬ。

5 厚生大臣は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(政令への委任)

第八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第九条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第十条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

(理学療法士国家試験の受験資格)

第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設

設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 作業療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に關する知識及び技能を修得したもの

三 外国の理学療法に關する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(作業療法士国家試験の受験資格)

第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 理学療法士その他政令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に關する知識及び技能を修得したもの

三 外国の作業療法に關する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相當する免許を受けた者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(不正行為の禁止)

第十三条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に關し必要な事項並びに第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務

(業務)

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第一条の規定は、適用しない。

3 前二項の規定は、第七條第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられてゐる者については、適用しない。

(秘密を守る義務)

第十六条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らししてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は機能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

(審議会)

第十八条 厚生大臣の諮問に應じて、理学療法士

国家試験及び作業療法士国家試験に關する重要事項を調査審議させ、並びに理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附屬機關として理学療法士作業療法士審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項のほか、文部大臣又は厚生大臣の諮問に應じて、第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に關する重要事項を調査審議するものとする。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十九条 審議会の委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為がないようになければならない。

(政令への委任)

第二十条 この章に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定に違反した者

二 第十九条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

2 前項第一号の罪は、告訴を待つて論ずる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止命令に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を

(施行期日)

るところであり、政府におきましても、かねてよりその普及及び向上につき格段の意を用いてきたところであります。

しかしながら、先進諸国においては、早くから理学療法士、作業療法士の医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度が設けられ、またその組織的・体系的な養成訓練が行なわれてきたのでありますが、従来、わが国にはこれら医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度がなく、このことがわが国における医学的リハビリテーションの本格的な普及及発達を著しく阻害する要因となつていたのであります。

このような現状にかんがみ、医療制度調査会は、医学的リハビリテーションの専門技術者の資格制度をすみやかに創設すべきである旨政府に答申し、政府においては、この答申を尊重して昭和三十一年以来理学療法士及び作業療法士の資格制度の創設について関係有識者の意見を聞く等調査研究を進め、他方国立療養所東京病院に付属リハビリテーション学院を設置して理学療法士及び作業療法士の養成を行なつてきたのであります。このたび、その資格制度についての成案を得たので、ここに、この法律案を提出した次第であります。

次に、理学療法士及び作業療法士法案の内容について、その概略を御説明申し上げます。

まず、この法律案におきましては、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的としたしております。

第二に、この法律案では、理学療法とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復をはかるため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいひ、また、作業療法とは、身体または精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復をはかるため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいうこととしたしております。

第三に、この法律案では、理学療法士または作業療法士となるためには、大学入学資格を有する者が、文部大臣が指定した学校または厚生大臣が指定した養成施設において三年以上修業した後、理学療法士国家試験または作業療法士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない旨定めております。ただし、理学療法士が作業療法士となる場合または作業療法士が理学療法士となる場合等においてはその学校または養成施設における修業年限を二年に短縮することを認めているほか、さらに経過的な特例として、この法律の施行の際現に病院、診療所等で医師の指示のもとに理学療法または作業療法を業として行なっている者については、昭和四十六年三月三十一日まで、一定の学歴または資格を有すること、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了したこと及び五年以上の業務経験を積んだことを条件として、特例による理学療法士国家試験または作業療法士国家試験の受験を認めることとしたしております。

第四に、この法律案では、理学療法または作業療法については、理学療法士または作業療法士の独占業務とせず、ただ、理学療法士または作業療法士でない者が理学療法士または作業療法士またはこれらにまぎらわしい名称を用いてはならない旨定めたのであります。また、理学療法及び作業療法の業務には看護婦及び准看護婦の独占業務である診療の補助にわたるものもあり、また、理学療法士の業務の一部であるマッサージもあんまマッサージ指圧師の独占業務であるので、これらの業務との調整をはかるため、理学療法士及び作業療法士の業務につき保健婦助産婦看護婦法及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律の関係規定の適用を除外する旨定めております。

第五には、厚生大臣等の諮問に応じて理学療法士及び作業療法士の国家試験等に関する重要事項を調査審議し、あるいはこれらの国家試験に関する事務をつかさどる機関として厚生省に理学療法士作業療法士審議会を置く旨定めております。以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松澤委員長 この際、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めさせていただきます。

本件については、かねてより委員各位と協議してまいりましたが、今般委員長におきまして、お手元に配付してありますとおりの草案を作成いたしました。

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ノ二第二項中「昭和三十一年度以降十箇年」を「昭和四十年以降七箇年」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和四十年に於ける第三条ノ三第一項の実施計画に関しては、同項中「毎年度其ノ年度ノ開始前迄」とあるのは、「基本計画ノ決定後速ニ」とする。

理 由

日本住血吸虫の予防のためのコンクリート造りの溝渠新設の基本計画の実施状況にかんがみ、新たに昭和四十年以降七箇年にわたる内容の基本計画を定めるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 まず、その趣旨を御説明申し上げます。

従来日本住血吸虫の溝渠新設の基本計画は、昭和三十一年度以降十箇年にわたるものとされておりましたが、これを改め、昭和四十年以降七箇年にわたるものとし、日本住血吸虫の予防の徹底をはかるものとしてあります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○松澤委員長 次に、質疑の申し出がありますので、これを許します。細谷治嘉君。

○細谷委員 ただいまの寄生虫病予防法の一部を改正する法律案についてごく簡単に二、三の点について質問したいと思ひます。

私は、この問題につきまして、昨年の四十六国会で、地方団体の負担の問題として、厚生当局、自治省当局に御質問し、今年度の予算委員会の分科会で厚生大臣にこの問題についての基本的な態度、方針等をお尋ねいたしたのであります。ただいま委員長提案という形で、長い間地元民が待望しておりました改正案が提出されたことをたいへんうれしく思います。

そこで、まずお尋ねいたしたい点は、三十二年から十箇年計画でやってまいりました基本計画は、総延長二千七百七十七キロメートル、こういうコンクリート溝渠を築造することでございますけれども、三十九年までの実績は、山梨、岡山、広島、福岡、佐賀の五県で、若干の進捗率の違いはございますけれども、通じて四九%、半分にも満たないのであります。四十年度の予算は三十九年度と全く同額でございますから、この十箇年計画が終わる四十一年度には相当量の工事が残る、こういうふうには私は思つておつたわけであります。今度これを現実的に五カ年延長する、こういうことになつたわけでありまして、基本計画を、この法律案改正が行なわれた場合に、そのままおやりになるつもりかどうか、これをお尋ねいたします。

○神田国務大臣 ただいまの細谷委員のお尋ねでございますが、ただいま議題になつております地

方風土病に関する問題につきまして、国の基本計画といたしましては、私はそのまま実施してまいりたいと思っております。

しかし、いまお述べになりましたように、計画どおりに一体いくかどうかという問題でございます。これは多少延長せざるを得ないのではないだろうか、その段階においても一ぺん考えたい、こう思っております。

それから、これは地方病でございますから、当該地方の負担能力等を考えますと、御心配されておる点につきましては、まことに同感でございます。これら点につきましても、自治省等と十分連絡をとりまして、地方負担というものをできるだけお救いいたしまして、交付税の増加も考え、また地方におきましても、いろいろ財政面の配慮等をいたしまして、そうしてできるだけすみやかにこうした風土病の撲滅をはかりたい、かように考えております。

○細谷委員 いま大臣のおことばで、当初の基本計画——むろん若干整理可能のものもあるという各県等の報告がございますけれども、大体基本計画にのっとってやりになる。大体いままでの速度でやってまいりますと、四年半か五年くらい、こういう勘定になります。

ところで、私はせんだつて五月初旬に、この繁殖している地帯に参つて、たまたま保健所を中心にして各市町村が宮入員の採取をしております。ところがこの基本計画をやっている地域については、このコンクリートづくりの溝渠の実績が顕著にあがっておりますのでありますけれども、水害等の関係もありまして、この基本計画の区域外のところに顕著な繁殖を見ることが、今度の宮入員の採取からわかつたのであります。こういう問題をどう処理していられるおつもりか。

○若松政府委員 現地における実情からいまして、基本計画に入っている部門と入っていない部門とがあつて、そこでのいろいろな事情が年々変わつてつあることもまた事実でございます。そういう意味で、基本計画といひましても、当初はある意味

において大ざっぱな網をかぶせて、その後逐次具体的検討を加え、もちろん農地改良等の問題あるいは宅地化の問題あるいは工場誘致の問題もございまして、御指摘のように、当初の基本計画から若干はずしていい面も出てまいります。逆に、御指摘のように、おそらく新たに基本計画に追加していかなければならぬ面も出てくるかと思ひます。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理退席〕

これらの点は、基本計画といひましても、そうかたくなに固執するつもりではございませんで、実情に合せてやつてまいりたいと思ひます。

○細谷委員 いま実情に即してということでございますが、お尋ねしておきたいもう一つの点は、基本計画が予算の關係で、三十七年くらいにおおむね機械的に二割程度圧縮されました。これは今度復元するおつもりかどうか。この当初の基本計画も、これは基本計画のできる前に、地元からの申請を二割切つて、基本計画はできたわけでありまして、それをまた途中で二割をカットしたといひます。それがございまして、その辺のところを十分お考えいただけるかどうか、これをお尋ねしておきたい。

○若松政府委員 この基本計画と申しますものも、三十二年当時作成いたしましたものと、三十七年ごろに修正いたしましたものと、あるいは三十九年にまた再修正いたしましたいろいろな段階がございまして、二割削減ということとは、三十七年ごろに出た構想でございまして、その後さらに、頭から二割というものは適當でない、むしろ実情に合つて、現地の実情を見て修正すべきもの、つまり、控除されたものを正確に調査して差し引くということから、二割というものはもとへ戻しまして、新たに調査されました十四万メートルというものを削除の対象にいたしましたのが現在の基本計画でございますので、御指摘の頭からの二割削減という構想はすでに修正をいたしております。

○細谷委員 次に御尋ねいたしたい点は、今日まで基本計画を推進するにあつて、おおむね縦、

横、高さ一メートル以内のコンクリート溝渠、若干の例外はございしますが、そういうことでやつてまいつたわけでありまして、御承知のように、筑後川、これは福岡県、佐賀県の場合でございますが、筑後川が大幅な改修をやつております。そして一メートル以下のコンクリート溝渠ができておるわけですね。その中間にクリーク地帯があるわけですね。このクリーク地帯に相当の宮入員が繁殖の可能性があります。現に今度の採取でも出ております。せつかく撲滅したと思つても三年くらいしますと、またたろ宮入員が繁殖する、こういうこととありますから、そういう筑後川と、それから今度の溝渠と中間にあるクリーク、あるいは大きなため池等の問題はこういうふうにお考えになるのか、この点をお尋ねしたい。

○若松政府委員 溝渠の築造につきましては、ただいま御指摘のように、基準的な大きさを想定して、それに相應する単価等を定めてまいつております。しかし、現実にはおっしゃいますように、最近是非常に大型の溝渠をつくる傾向が多くなつてまいりました。したがつて、単価等につきましても、既存の計画ではどうも間に合いません。したがつて、予算単価といたしましては、従来から一メートル当たり一千七百円というふうな単価でございまして、二千元とか三千元の単価の大きさに応じて、二千元とか三千元の単価まで承認いたしておる実情でございまして、そういう意味で、計画のメートル数というものと実行実績というものは多少狂つてまいります。したがつて、そういう意味で実情に合つて私どもはやらなければならぬと考えておりますので、そういう点も配慮して、メートル数と予算との關係も弾力的に考えなければいかぬ。また、ただいま御指摘のように、クリークであるとか、あるいは貯水池というふうな問題も出てまいります。しかし、そのクリークみたいなものが従来の基本計画で入つていたかいないか、あるいは貯水池がそうであつたかどうかというふうなこともまだ問題はございまして、これからの進行を見ながらできるだけ実

情に合つたような方向で実施してまいりたいと思つております。

○細谷委員 もう一点具体的にお聞きしたいのです。

今度の採取でかなり顕著に採取された箇所が、この地域外、基本計画に入つておらぬ部分で、クリーク地帯を貫通しておる西日本鉄道という鉄道がございまして、その西日本鉄道の横のクリーク、ずっとその通つてゐるクリークに相当の宮入員が採取されたわけでありまして、これは計画区域外でございまして、また、西日本鉄道の側溝みたいなところになつて素掘りなんです。こういう問題は、どういふふうにするのか。これはやはり地方病の撲滅対策としては無視できない大きな問題であります。この点をお尋ねしたい。

○若松政府委員 当初この溝渠の改修を始めたときは、大体たんぼのあぜあるいはそのかんがい用水路というふうな程度でございまして、ただいまお話しのようなクリークというふうな問題で、農地とも關係のない、農耕とも關係のない問題が新たに出来てまいつておるようでございます。したがつて、そういうふうな点は私どもまだ正確に実情を掌握しておりませんので、できるだけ事実を調査の上で、将来計画の中へ盛り込めるものならば盛り込んでまいりたいと思つております。

○細谷委員 最後に大臣にお願いなりお尋ねでございますが、今度のこの法律案によりまして実質的に五カ年の延長ということになるわけでありまして、基本計画を原則としてこれは消化していきな、基本計画にどうしてもプラスしなければならぬ問題がございまして、そうしますと、基本計画を消化するだけであります。相当予算措置等来年度以降にわたる速度をアップしていただきます。この法律案でもなお撲滅が期せられないのではないかと思ふのですが、この問題について大臣の御方針を承つておきたいと思ふのです。

○神田国務大臣 いまの細谷委員のお尋ねでございますが、たいへんいいところをお突きになったごもつともお尋ねだと思っております。私どもといたしまして、これは五年過ぎますと御承知のように、一応基本計画が終わりますから、弾力性がついてまいります。その機会に一掃するような、ひとつもう一ぺん根本的なことを考えてみたい。しかしそれまでやはり来年度以降、その完べき定間す意味において、予算の増額なり所要の施策を達成するのに必要なものをひとつ用意いたしまして、まともに取っ組んで、最後の仕上げをしたい、こういう考えでございます。

○細谷委員 もう一つ、最後に。それで、大臣は、そういう講義のできておらぬところには薬剤散布によりまして宮人員を殺す、こういう方針をとっておるのですが、最近、非常にりっぱな薬が久留米大学の寄生病学教室で発見されました。この辺の完全な施設ができるまでの間、薬剤散布等によってやはり撲滅を期さなければならぬと思ひますが、この辺の予算措置についても十分な御対策をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○小沢(展)委員長代理 他に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。
お千元に配付してあります寄生虫病予防法の一部を改正する法律案の草案を成案と決定し、これを本委員会の法律案といたしと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○小沢(展)委員長代理 起立総員。よって、そのように決しました。
なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○小沢(展)委員長代理 御異議なしと認め、そのように決しました。

○小沢(展)委員長代理 内閣提出の国民年金法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。八木一男君。

〔小沢(展)委員長代理退席、委員長着席〕
○八木(一)委員 国民年金法の一部改正案について厚生大臣並びに政府委員に御質問を申し上げます。

まず、今度の国民年金法の改正案については非常にその内容が乏しいということが一目りよう然としてわかるわけでありまして。こうした内容だけではなしに、根本的な改正について衆議院の当社会労働委員会において毎回論議がされ、毎回附帯決議がついておるわけでありまして。前国会におけるその附帯決議について厚生大臣は御存じであるかどうか、ひとつ伺っておきたいと思ひます。

○神田国務大臣 ただいま八木委員から前国会における国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨を十分了承しておるかどうかというお尋ねでございます。これはお尋ねがございましたように、非常に重要な内容を持っておりまして、これらの点を熟読玩味いたしまして、そして本法の御審議をお願いしておる、こういう段階でございます。

○八木(一)委員 一回読んでみますから、そつちも持つていらつしやるようです。よく見てください。この附帯決議は当社会労働委員会各委員が熱心に討議をしてみましたので、ほんとうに腹の中に入れておいてもらわなければならぬと思うのですが、いままですってないように入ります。

第四十六国会衆議院社会労働委員会における附帯決議、昭和三十九年四月二十七日、昨年です。政府は国民年金制度の重要性にかんがみ左記事項につき速やかに実現するよう検討努力すること。

一 左の大綱に従って改善を行なうこと。
1 各年度の年金額を大幅に引き上げること

とし、厚生年金の改正との均衡をはかること。
2 老齢年金、老齢福祉年金の支給開始年齢を引き下げること。
3 福祉年金の給付制限を緩和すること。
4 保険料、年金額、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従って改善すること。
5 右の実現のため大幅な国庫支出を行なうこと。

二 特に左の事項については可及的速やかに実現するよう努力すること。
1 各種福祉年金額を大幅に引き上げること。
2 各福祉年金の所得制限額を引き上げるとともに、所得水準上昇に伴い、これが自動的に引き上げられるよう検討すること。
3 夫婦とも老齢福祉年金をうける場合の減額制度を廃止すること。
4 老齢福祉年金及び障害福祉年金における配偶者所得制限を廃止すること。
5 母子福祉年金、準母子福祉年金については、精神薄弱者を扶養する場合は二十歳に達するまでこれを加算対象とすること。
6 障害年金障害福祉年金に關して配偶者並びに子につき加算制度を設けること。
7 内部障害の適用範囲をすべての疾病による障害及び精神薄弱者に及ぼすこと。
8 福祉年金と他の公的年金との併給の限度額の不均衡を是正すること。
9 保険料の免除を受けたものの年金給付については、更に優遇措置を講ずること。
10 拠出年金について物価変動及び生活水準向上の二要件に対応する明確なスライド規定を設けること。
11 年金加入前の障害についても拠出制年金の支給対象にすると同様な給付を行なうこと。
12 障害年金障害福祉年金とともに障害の範

囲につき拡大をはかること。
13 年金受給に達しない者の実納保険料がその被保険者のものとして確保されるようすること。

という附帯決議があるわけでありまして。これについては、今回の提出法案はほとんど実現をしていない、非常に怠慢な内容であると思ひますが、厚生大臣はいかにしてこのような貧弱な内容の国民年金保険法の改正案にとどめたか、その理由や経過あるいは何がブレーキになっておったか、それについて伺いたいと思ひます。

○神田国務大臣 いま八木委員が例示されましたこの国民年金法に關する四十六国会、すなわち三十九年の四月二十七日の衆議院における国民年金法の改正をしてこのような実現をするといういろいろの案件につきまして、今度の改正法案がその内容として取り入れたことが非常に少ないではないか、一体それは努力が足りなかったのか、あるいは努力はしたがどういふ障害があつてできなかったかというう意味に承つたわけでございます。

御承知のように根本の問題は、私どもこの附帯決議の趣旨は、これは国民年金の法のあり方といたしまして当然と申しましようか、充実した年金をつくる上からいいますと、これはまことにごもつともなことでございます。この線で努力いたしましたことは申し上げるまでもないつもりでございます。ただしかし、御承知のように来年度計算の改定期になつておるものでありますから、来年度でひとつこれを行なうたいという問題がございました。これを前提として考えまして、そしてそれ以外の所要の改正を今回やりたい、こういうことでできるだけ取り入れようという趣旨で検討いたしましたわけでございます。御承知のように、厚生年金の改定の御審議をお願いいたしております。したるに申し上げましたように、なかなか政府の財政上の伸び等に関する意見が私どもとだいぶ違ふ点もございまして、きのうも滝井委員がいろいろ御指摘になつておりましたとおり、窮屈だと

いうような問題、しかもまた、こういう大幅な取り入れをすることは来年度の改正の時期にやるべきものであって、今回はひとつ第二の、特に左の事項については可及的速やかに実現するよう努力すること、この第二項を目安にしまして考えた、こういうことでございます。福祉年金等に対する問題がしたいまして一番中心になる、こういうことでございまして、盛られておるものは少ないということにつきましては、私もいや十分でございまして、来年度はひとつな心を新たにしましてこれに取り組んでいかなければならない、こういうふうに考えておる次第であります。

○八木(一)委員 いまの御答弁に対して……。

○松澤委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○松澤委員長 速記を始めて。

○八木(一)委員 私の申し上げたいことを委員長から言っていたいただきましたので、虫は殺して質問を続けることにします。

一番本筋から、厚生大臣からただしていきかけたのですが、十分ほどいいというわけですので、厚生政務次官に申し上げますけれども、そのことは繰り返して神田さんにまた申し上げますことにいたします。そういうことで、政務次官にも理解しておいていただく必要があると思えますから申し上げます。

いまの厚生大臣の答弁はあらゆる点で不完全でございまして、不十分で怠慢だという証拠になろうと思えます。二つ、三つ、幾つもありますけれども、政務次官に理解しておいていただきたいのは、こういうことでなかなかむずかしいから、この前の附帯決議の第二項のほうにあることについて

て努力したいというように言われている材料になっておる。第二項のほうを全部入れて、あと第一項の大きな問題は来年度というのだったらまだ情状酌量すべき点がありますけれども、第二項を一体どれだけ実現しているか。第二項の中には十三項目あるのです。その中の九年の一毛しか努力をしていないわけですね。そういうことではなりません。

それからその次に、第一項についてさっき厚生大臣は来年度が改定期でありますからとおっしゃいましたけれどもこれは間違いだ。この前も山本君に指摘をしておきました。そういう間違った解釈をすることではならないということを厚生政務次官は理解をいただかなければなりません。

間違ひであるという理由について政務次官は御理解であるかどうか、御理解でなければ私から申し上げます。

○徳永政府委員 いま八木先生の御指摘の件につきましては私詳しくことを実は存じ上げませんので、四十一年が改定期というふうな態度を厚生省はとっているようにございます。

○八木(一)委員 それ間違ひなんです。改定期というのは「五年ごと」と書いてある。「少なくとも五年ごと」ということに書いてあるので五年後でなければいけないということじゃない。なまける気がなかったら一年目でも二年目でもいいのです。それを「少なくとも」と書いてたら一番多いところに持つていくという厚生省初め各官庁のしきたりがいいじゃない。「少なくとも」と書いてたらそれより前にするのがあります。それは書いてあるのですからだいたいようぶです。大臣や政務次官はそういうことを全然理解していない。「少なくとも」ということはそれより早くしろという激励的な意味も含んでおる。そのぎりぎりのところがありまえるような考え方をしているのが、厚生省以外の役所も全部そういう考え方です。大蔵省もよく聞いていた方がいいのですが、いまの改定期が「少なくとも」と書いてあるけれども、少なくともというのとはそのときでなければいけないとい

うことではなしに、それより早くするほうがいいという意味です。それを来年度四十一年度が改定期というのとは大間違ひです。そういうことを厚生省が考えているのは大間違ひです。また大蔵省もこのようなことを考えているとすれば非常に間違ひです。そういう風習をこれから一切一掃せなければならぬ。厚生省があらゆる法律について「少なくとも」というときにはそれより前にやることとがあたりまえだというふうなやり方をこれから確立してもらわなければならぬ。それについて厚生政務次官の御意見を伺いたい。

○徳永政府委員 ごもっともな御意見だと思います。十分今後は検討してまいらなければならぬと思います。

○八木(一)委員 検討ではなしに、日本語の解釈というのは、少なくともというのとはそれがぎりぎりだ、通常の場合には日本語はそれよりも前だということの意味する。それを役所のほうが日本語の正當な解釈を怠って、それがあたりまえだというふうな解釈をしておる。そういう間違ひは厚生省はもちろん、残念ながら國務大臣がおられませうけれども、神田さんに嚴重に話しておいて、國務大臣の神田さんから内閣全体がそういう誤まりをしないように、少なくとも、少なくとも何々までということとはそれより前にやることとがあたりまえだという概念に官庁なり内閣が統一するよう、厚生大臣の代理としての厚生政務次官がそういうふうにするという意思表示をされて、それを断じてやらせるというふうな御答弁をいただきたい。

○徳永政府委員 ただいまの御意見十分尊重いたしまして、厚生大臣にも十分お伝えいたしまして善処いたしたいと思えます。

○八木(一)委員 その次に、「少なくとも五年ごと」ということはそれが四十一年というのとは大間違ひだ。根拠が間違ひしておるわけですね。山本君と一回論議して山本君はその誤りをいましめじみとかみしめて感じているだろうと思う。断じて間違ひなんです。これはもう誤りであるということを

理解して、全面的に厚生省は怠慢であったということに認めて事を処せられなければならないと思う。その誤りの理由は何かというと、昭和三十六年から国民年金の拠出制の保険料を徴収をした。したがって、それから五年目は四十一年であるというところが厚生省の解釈であるらしい。ところが、保険料を徴収した時期から五年目なんということはひとつも書いてない。「保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従って再計算され、その結果に基づいて所要の調整を加えられるべきものとする」というふうに書いてある。これは長ったらしい条文ですが、この保険料の額というのはいつきましたかといううと、昭和三十三年にきまつていたわけですね。徴収したのは三十六年ですが、三十四年にきまつたわけですね。ですから、保険料の額と年金額は、三十四年の国会において通過したときにきまつたわけだ。実施が三十六年。ですから、三十四年の時点においては年金額はなほ不十分な内容だといふけれども、六十五歳で三千五百円という年金額は、三十四年のときにおいては妥協とされて、われわれの少な過ぎるという反対にかかわらず、国会の多数によつてきまつた。三十四年次で五年後に改定をするということは、すなわちその三十四年の時点から計算されなければならぬ。したがって、三十九年になるわけですね。それを、保険料徴収の時期なんか一つも書いてないのに、三十六年の徴収だから五年後の四十一年でいい、これは怠慢を合理化するはなはだかつて無理屈であります。これは非常に間違ひなんです。厚生省だけではなしに、政府全体が怠けている。これは池田内閣から続いて佐藤内閣も——佐藤内閣は最近だけれども、特に池田内閣のほうは責任が重大だ。非常に怠けている。その怠慢について、率直に認められて、国民に対してわびをしなければならぬ。それについての厚生政務次官の御回答

をお願いいたします。

○徳永政府委員 八木先生の御意見は、一応そのようなあれもあると思います。しかし、保険料の額というのが、いろいろ話を聞いてみますと、徴収の時期という点を時点に解釈するのが正しいのじゃないか、かように考えております。

○八木(一)委員 そういふことでいま形式的に御答弁になりましたけれども、三十九年はすでに経過したのですから、その反省を十分にせられたらいいわけであつて、とにかく年金額、保険料額をどうにか減らして、二項に分けて書いてあります。こういう点の法文が不十分であると思ふけれども、厚生大臣の言つたのは、年金の改定について五年ごとだと言つたわけですから、これは保険料について言つております。ですから、その点で少し内容が違ひますけれども、「年金額及び保険料額」といふように書いてあつて、中が非常に関連を持つて一体のものであることは明らかである。厚生大臣はこの四條の規定に従つて、来年度が改定期だからということで、これはその改正を出さないのだといふようなことになつておる。それが非常に間違ひであつて、三十四年の時点で年金額、それに伴う保険料額をきめた以上は、五年ごとに改定することが至当であるとするならば、三十九年がこれに当たるといふことを十分に理解せられて、いままでの怠慢を取り返す、今後もういふ急慢をしないといふような決意をしていただく必要があると思ふ。それについて、厚生大臣おられませんか、厚生大臣にも一回ひとつ十分お伝えを願ひたい。それについて……

○徳永政府委員 御趣旨の点は十分大臣にお伝え申し上げます。

○八木(一)委員 大臣がおられないので、事務的なことを、山本年金局長に伺つて確認しておきます。厚生年金です。厚生年金の現行法はいま国会に提出をされて、衆議院では修正可決をされた。一万円年金といふものを、その計算方法、たとえば二万五千円の標準ベースで二十年間経過をしたといふような基準で当ると、何千円年金といふ

ことになるわけですか。

○山本(正)政府委員 現在の厚生年金のうちで、老齢年金の受給の金額の平均は月額三千五百円見当でございますが、これは平均でございます。しかもその平均の中には老齢特例、要するに四十歳以上の加入者は十五年間の期間でよろしいといふ、十五年間の勤務者が非常に多くを占めておりますから、そういう意味におきまして三千五百円見当になつておりますけれども、一般的なベースで考えますと、やはり定額部分と報酬比例がおおむね同額、定額部分二千円でございますから、先生いま御指摘のようになつて一万円ベースと比較して幾らベースだとおっしゃられますと、四千円ベースと考えるのが常識的じゃないか、かように考えます。

○八木(一)委員 そこで、政務次官のお考えを伺ひたいのですが、厚生年金が四千円ベースから一万円ベース、これは非常に少ないのですが、一万円ベースになつた。二・五倍になつたといふ場合に、国民年金についてはどのように考えるべきか、政務次官のお考えを伺ひたい。

○徳永政府委員 実は私は金額まで申し上げようと思つたのですが、金額の計算はまだ早いのでございまして、大体このベースになつて増額すべきだ、また今後もそういうふうな努力するといふことではあります。

○八木(一)委員 ならつてといふところじや半分合格なんです、どんなに少なくとも二倍半以上の金額に上げなければならぬといふことになるのですが、厚生年金のほうは歴史が長い。国民年金は昭和三十四年に——もちろん福祉年金についても論議が集中しましたけれども、拠出年金についても論議が集中されたわけですから、そこで、こんな内容の悪いものでは所得保障にならぬではないかといふような徹底的な追及が行なわれまして、そのときの総理大臣の岸信介君やあるいは厚生大臣の坂田道太君が、ほんとうに不十分でお恥ずかしい、しかし発足するときは、すぐよく直すからまあごかんべん願ひたいとさんざ言われたわけ

です。向こうからさんざ言われたわけですから、そこでわれわれはそれでも少ない、こんな制度をこんな少ないベースから始めたら将来の発展も鈍る、日本社会党案を出して、それからわが党案のようになりつぱなものにしない、そう言ひましたけれども、与党の多数の方が賛成されて、あのような貧弱なベースから始まつた。その貧弱なベースから始まつたときに、時の内閣総理大臣、厚生大臣はわれわれも貧弱だと思つて、これはひんぱんに、急速に改定するといふことをおっしゃつたわけですから、厚生年金と比較してそれと同じベースにするといふことは半合格なんです、その前のスタートが悪いのですから、スタートをうんと直して、それから直したものについて少なくとも厚生年金の倍率以上のものをかけなければ、国民年金といふものは済まないといふことになる。半分合格ですが、半分ちよつとその前の点について——初めからほんとうに問題にならなかつたのですから、それを直して、それからそのベースに直さなければならぬ。そういう点についてどうですか。

○徳永政府委員 お説のように、これが生まれるときには、私も八木先生のように大議論を党内においてやつたわけですが、やはり提案者と申しますか、政府側としては、何としても生まれるばかりだから、不十分なことは十分承知しているけれども、何とかこれで踏み切ろうじやないかといふことで落ちついたというのも、先生御承知のとおりでございます。したがうして、先生おっしゃいますように、生まれるものとがもうすでにおっしゃいますように、この点につきましても十分ひとつ努力してまいりたい、かように考える次第でございます。

○八木(一)委員 厚生大臣の御努力を期待したいのですが、そういう政務次官のお考えを厚生大臣に浸透させて勇敢にやられるようにしていただきたい。大蔵大臣が来ていないのが、いまだところ非常に不都合なんです、幸い船後君もおられますから、これは厚生省の決意にさからつてはならない、それが当然だといふ決意を固められると思ひます、そういう点で非常に勇敢にやつていただきたいと思ふ。それについて……

○徳永政府委員 八木先生のいままでおっしゃいましたことにつきましては、もう私もあと一カ月くらいで首が飛んでしまふかもしれませんが、こういう問題につきましては全力をあげて今後私は社会労働委員会に残つて、この問題の解決に当たりたいと思つておりますから、大臣に申し上げるのもちろんでございますが、私自身も全力をあげてひとつ努力をするつもりでございます。

○八木(一)委員 その次にやや具体的にひとつ金額について考察してみたいと思ふのです。実は国民年金の金額が六十五歳から三千五百円、三千五百円といふのは、国民年金法のいろいろな計画がされた前に、社会保障制度審議会が国民年金についての勧告を行なつたわけですから、国民年金に関する限り、社会保障制度審議会の討議及びその結論ははなはだ不十分でありました。私は解散の間——決定のときに解散で、そのときだけ資格がなかったもので、参加しておりませんけれども、あれは歴代の答申、勧告の中で一番の悪い勧告です。大体九十点以上の勧告をして、いけるけれども、あれは六十点くらいです。ですから、非常に不十分な勧告ですが、その六十点の勧告が出たときにいろいろと討議をされたのは、当時の生活保護水準平均して一人当たり二千円といふものをもとにして、それは非常に貧弱な案を考える人が、それをもとにして考えたものがもとなつて、三千五百円といふ実に魅力の全然ない数字が出てきたわけですから、またそれに対応して、福祉年金の金額もいろいろと算定をされたわけですから、ところが、その生活保護基準二千円といふものが、いまは平均四千五百円といふふうになつておる。これが四十年後になるとどれだけ上がるかわからない。そういうことも年金算定の大きな要素にならなければならぬ。しかも、その後に出た社会保障制度審議会の総合調整及び社会保障制度の推進に関する勧告、この

中で生活保護は物価を入れないで実質三倍に昭和四十五年までにしなければならぬというところが少なくとも明確に――それ以上にするのはかまわないのです。五倍でも十倍でもかまわない。少なくとも実質三倍にしなければならぬという勧告が出ています。そういうことを全部合わせられまうと、これはよほど勇敢な金額を出されないと、国民年金の将来を誤ったことになる。また諸勧告に忠実だということにならないのです。国民の要望にこたえないということになる。来年度の勧告においては、いま貧弱な草案を出されたいけないけれども、とにかくあなたの方としてよほど思い切ったと思われる金額を出されて、それでまたその勧告よりも少ない、まだ国民の要望よりも少ないということになると思う。よほど強力な決心を持ってこの問題に当たられたいと、将来を誤まることになると思う。それについてのひとつ御答弁をお願いします。

○徳永政府委員 いまお説のようなことにつきましては、厚生省はもとより先輩、同僚諸君のお力も借りて、全力をあげてそういう方向に持っていくように努力をいたしたいと思えます。何といつても大蔵省が金を出してくれなければどうにもなりませんから、大蔵省のほうにもひとつ十分御忠告を願いたいと思えます。

○八木(一)委員 大蔵省に御質問をします。

大蔵省のやり方というのは、この間田中角榮君と二、三回討議をしたけれども、ほかのことでは頭がいいといわれて、かなり熱心な政治家といわれていたけれども、私と討論した二点については、大蔵大臣は全く大蔵省をよって立つ資格はない。大蔵省というのは財政運用やそういうことに当たる責任は持っておりますが、財政というものは、国の政治をどのように展開するか、どのようなして実現をするかということが根本でなければならぬ。ところが、この根本のほうを忘れてしまつて、財政をわきに棄てつじつまを合わせる、そういうほうに主眼を置いていて、田中君の答弁はそういう答弁ばかりだ。そういう者

は大蔵省の主計局の課長さんの役はつとまるかもしれないけれども、国務大臣としての役はつとまらない。これは田中角榮君にはつきり言っておいてください。そういうような答弁を大臣にさせるようなことについては、補佐をされるあなたの方に責任がある。大蔵省の単なる財政のつじつまを合わせる立場に立つて、国政全体を有効に展開する、そのような考え方を持ってはおられると思ふけれども、そのほうを二の次にして、答弁のつじつまを合わせるほうを重視する、そういうような風潮が、大蔵大臣をして、国務大臣の任務より大蔵省という行政官庁のほうが大事だということに観点を立たしている。こういうことは非常に間違ひだと思ひますので、聡明で非常に熱心な田中角榮大蔵大臣が、政治家としてもつと成長するように、このような未熟なことがなくなるように、大蔵省は補佐をしなければならぬ。それにはそのもととして、あなたの方が財政を運用していくとかいろいろな点で非常に苦勞をしておられるのはわかるけれども、財政というのはただ締めるのが目的ではない。税金で取った金を有効に使つて、国民のためにどういうふうに使つか、それが非常に大事なことであらうと思う。そこでこれはいろいろ指示がたくさんある。だから、その緩急の順序があつて、社会保障ばかりではないといふようなことを言われるかもしれないけれども、そういうことがごまかしの原因になるわけだ。日本の経済成長が非常に進んでいるのかかわらず、日本の社会保障が非常に停とんをしていく。そういう時代においては、ほかのほうの要望を押さえても、最重点に社会保障に金をつぎ込まなければならぬといふことになる。それをいまの各省の割拠主義にあつて、厚生省の要求をいれて通産省の要求をいれないといふようなことについて苦勞をされるから、まんべんなくちよつちよつと金を使つて、その金が有効に働かないといふことにならうと思ふのです。そこをやはり大蔵省は事務的なことで責任を持っておられても、その事務的なことは何か、目的は何かといふことは、国の

金を有効に一番大切なところに使うといふところにあることを考えておられるだらうと思ひます。が、もつと徹底して考えていたいて、たとえば防衛庁のような不要不急のものに金を出すようなことは一切削減をする。そうしてそれを社会保障に持つていく、そういうような考え方でそういう問題を処理されないと困ると思う。防衛庁だけではありません。たとえば、これは主計局ではなくて、主税局のほうになるかもしれないが、今度のあんな分離課税みたいなよいけない、実に間違ひた方法をとつて、そのほうで財源を少なくしている。そういうことをやらないで、こういうほうに金を入れる方法もありましよう。あるいはむだな広告をしていふようなことを経費として認めないで、そういうことを規制する。それに対して税金をかけるといふような方法で財源を生み出す方法も一ぱいあるわけだ。

これは釈迦に説法になりますからこのくらいにしておきますけれども、そういうことで、大蔵省としては、厚生省が非常に怠慢でいくじなしで肝っ玉が小さい。ですから厚生省の肝っ玉の小さいところをふるい起こして、要求をしたところ、国民の要求は、ほんとうの社会の進歩からすれば、まだ半分が三分の一くらいの要求です。厚生省の要求はなぜこんなに少ない要求を出すのだ。倍くらいにしようじやないかといふような勢いで大蔵省は当たらないといけないといふふうにして私どもは考えるわけだ。そういう点について主計局の船後さんの御意見を伺つておきたい。

○船後政府委員 財政は締めるばかりが能い、金も有効に使わなければならぬといふ先生の御意見につきましては全く同感でございます。社会保障の充実につきましては、私どももいたしましては困難な財政事情にかかわらず、かなり努力をしていふつもりでございますが、また先生のお立場からいいますれば、まだまだ努力が足りないといふおしかりを受けるかもしれないと思ふのでございます。今後につきましてはたいだいまの御意見を休まして仕事に当たりたいと存じます。

○八木(一)委員 いまの船後さんの御答弁はなほ満足であります。その御意見のとおり、またそれ以上に田中角榮君並びに後任の大蔵大臣がやることに、ひとつ十分な補佐あるいは自主的な指導をしていただきたいと思います。

その次に、やや具体的なほかの問題に入りまう。年金の問題は、金額の問題のほかに年齢の問題が非常に大切な点です。年齢の問題については厚生省はあまり努力を示しておりません。年齢を下げるという問題についても十分に考えられる必要があると思ひます。それについてひとつ御意見を伺つておきたい。

○徳永政府委員 確かに金額の問題じやなくて年齢に相当問題点がございます。無拠出年金につきましても、少なくとも六十五歳くらいまでは引き下げたいという努力は続けまいらなければならぬと思ひます。今後そういう努力を続けてまいります。また何ぶんの御鞭撻をお願い申し上げます。

○八木(一)委員 拠出年金、無拠出年金、これは最低で両方とも六十歳から開始しなければ意味をなさない。いまのお気持ちには敬意を表しますけれども、さらにそれを強めていただきまして、両方とも六十歳が最低になるように御努力をいただきたいと思ひます。

○徳永政府委員 お説のとおりだと思ひますが、私が申し上げましたのは、少なくとも来年度においてはといふその努力目標を申し上げたので、将来においては先生の申されたような方向にまでは持つていきたい。でなければ意味がないのじやないかといふふうにご考慮を願ひます。

○八木(一)委員 その次に、それでは政府次官に申し上げますが、いまのこの法案は福祉年金の問題でございますが、国民年金法自体には拠出年金が大部分の問題でありますから、福祉年金の問題はもう少しあとから十分に御質問を申し上げます。

根本的な問題で、拠出年金のことを申し上げて

おきたいと思ひます。拠出年金の金額と年齢のほかに、組み立てに非常に間違つた点があるわけです。拠出年金制の組み立てにつきまして、政務次官が御研究になつておられることがあればひとつ伺つておきたい。

○徳永政府委員 組み立てということをお私よく理解できませんけれども、またお教えいただきまして幸ひでございます。

○八木(一)委員 実はこの国民年金法は珍しく憲法第二十五条を引用して、第一条に、社会保障を熱心にやるという考え方の意欲を出して書いた法律のほうです。ところが、これに社会保障の精神と違つた内容がありまして、民間の保険に似た内容の仕組みがある。まず保険料が二十歳から三十四歳までは月百円、三十五歳から五十九歳までは月百五十円という保険料になつておる。これは月計算でいくから百円、百五十円と少ないように見えますけれども、年計算になると相当な金額になりまして、非常に不運な方々としては負担が困難な金額になつておる。そういう問題に対して対策として出した社会党案のほうに、免除及び減額規定を私どもは仕組んでおります。社会党案を昭和三十三年に提出をいたしました。ですから、政府のほうは十分に社会党案を本手にしていろいろ研究をされた。その中で免除及び減額という規定について一部分はまねをされて、免除規定というものを政府案の中に入れてこられました。ところが、半分まねしただけで、半分は非常にけしからぬ内容になつておる。社会党案のほうは免除しても減額しても、たとえば社会党案は六十歳から開始ですから、あのときの貧弱な案でも月七千円、年八万四千円という案であつた。ですから、免除を受けても減額を受けても、それを何回受けても、所得保障はそういう免除を受けるような人に必要であるという概念に立つて絶対にその人への支給をする。極端に言つて、社会党案は保険料徴収は三十五年です。何回免除を受けても月七千円というものは六十歳になれば支給をする。極端なたとえ話を言えば、昔々たぎの人で私は保険

料は払つておりませんからそのお金をいただくのは非常に心苦しい。飢え死にしてもそれはしょうだいしませんとおっしゃつても、その人は警察にお願いしてつかまえてもらつて、年に八万四千円の年金を受け取つていただかなければうちにはお返しをしない、どんなことがあつても八万四千円はその人に差し上げるといふような内容であつたわけですから。ところが、政府のほうではそうではないに、いま一部改正になつておりますけれども、最初できた法律は、免除になつたら、その免除期間中は年金額を算定する年限には入らない。極端に言えば、四十年全部免除であれば、一文も年金はもらえないという案です。いまは少し変わつておりますが、こういうのはほんとうに国民年金という名に値しないわけですから。保険料の払えないような人にとつて一番年金が必要なんです。老齢にとつても、あるいはまた障害を受けた場合も、あるいは死んで遺族が受け取る場合も一番年金が必要なんです。その人に一文も年金が入らない。こんなものは全然社会保障ではないのではないかとこのことになつた。これは前の制度ですよ。いまはちよつと変わつておるが、そういう前の制度について厚生政務次官は当然それについての御批判なり御理解を持つておられると思うのです。その前の状態、これは改正しましたからね、改正点はまたあとで触れますけれども、前の状態について非常に不適当であると思つておられるだらうと思つても、それについて御見解を承りたいと思ひます。

○徳永政府委員 お説のとおりでございます。私もさうよに考えております。

○八木(一)委員 当然聡明な、そうして熱心な徳永政務次官はそう考えられたと思うのです。これはだれが考へてもそう考へる。ところが、そういうことが最初の国民年金法に入つて、非常に国民年金法に対する批判運動が起りました。その批判運動の中には、保険料を払うときに保険料を払わないとか、年金に入らないとか、延期をしてくれとか、いろんな運動が起つた。その運動の中

には国民年金制度について、拠出年金制度について理解が少なからず発生した部分があるわけですから。それからインフレによつて、昔、老後の準備をしたものがただになつてしまつたということであつた。そういう年金制度自体についての不信感もありました。

それからまた、その運用について資金運用部に委託をされて、それが軍事資本に使われて戦争につながらつたといふようなことを心配しておつた方もある。その中に、当たつてゐる点もあれば思い過ぎの点もあれば、年金制度について理解はまだ不十分であつたといふ点もありました。その批判のいろいろな点の批判はありました。その批判のとき、批判に受け答へるためにいろいろと改正案を出され、それについて、議会においてもこれらは不十分じゃないかといふ意見を言つて、その免除についての幾多の調整、幾多の改善がなされた。その改善については、百円について五十円、五割の国庫負担、保険料に対する五割の国庫負担、百五十円について七十五円、五割の国庫負担、この分だけを、そういうような全部免除を受けた人でも、これは免除が半分の、はんばな人もあるけれども、やはりわかりやすく全部受けた場合として計算をしますけれども、そういうふうな半分の免除を国から出そうということになつた、これは当然中の当然ですよ。いままでのことは、保険料を出せる人に国庫負担がついて、出せない人にもついているのはおかしいじゃないか、最低次元のことだけが実現しまして、そういう国庫負担がつくことによつて、約三分の一の人たちに保障されることになつた。これはなによりはましですけども、それではほんとうに意味がないと思ひます。年金を必要とする人が、ほかの人が三千五百円のときに千二百円、千六百六十円、これは切り上げて千二百円に算入する制度にならうと思ひますけれども、そういう制度では所得の保障にはならない。もちろん年金が改定されればそれにスライドされて上がつてくるだらうと思ひますけれども、それにしても、上がったところで普通の人の三分の一で

は、一番所得保障の必要な人に少なくて、それでは意味をなさない。ですから、当然このようなことを直すためには、保険料全部について、その免除の期間については国がかりに払つてやつて、それで少なくとも同じ金額を保障することにならなければならぬ。金額自体がたとえば月に五万円くらいの内容だつたら、それは同額でもいいと思ふ。月に五万円くらいですから、年に六十万円くらいの内容だつたら同額でもいいと思ふのですけれども、それよりはるかに少ない金額であれば、ほんとうをいへば、そういう人にこそ割り増しをした年金をつけないければならぬと思ふのです。そういう考え方で私どもは思ひます。そこまではないかにしても、少ない保険料を払つた人たちと同じだけの金額は絶対に確保しなければならぬ。そうならば、あのような国庫負担だけのお茶を濁してゐるのはなしに、保険料全体についてそのような保険料支払いができない状態になる、免除の人については国がかつて払つてやる、そういうことをするといふことが必要だと思ふのです。ここで船後さんがちよつと首をかしげましたね。そうすると、財政が少し影響するなという考へ方らしいのです。そこで、それをするのをまず前提に置いてきめるわけだ。それだけの金額について、いま積み立て金方式であるから、毎年毎年の金額が要するといふことであれば、そういう点は賦課方式に直してもいいと思ふ。来年度の予算には影響しない。ですから、何も積み立て金方式を——国庫負担まで積み立て金方式をいまとおるわけだ、国民年金については。これはさうでなければならぬといふことではない。そういうことで、どうしてもできないならば、そういう部分は賦課方式をつくらば、船後君が首をかしげなくても、田中角榮君がうん、よしやうなといふことで、何といひますか、同じように免除を受けた人についても同じだけの年金額を保障する社会保障の原則に立つて、社会保障の異常な弊害をそこで除くという方向に、来年度の改正については進まなければ

ればならない。それについての徳永厚生政務次官のお考えを伺いたい。

○徳永政府委員　八木先生のお説は私も全く同感でございます。この国民年金は、何といつてもこれはすべての年金制度の中で中心になってまいらなければならぬものですから全く同感でございます。その方向に努力してまいらなければならぬと思います。来年度一挙にできるかできぬかというようなことをいまここでお約束される問題ではなないと思いますけれども、理想の方向に向かって努力を続けてまいるつもりでございます。

○松澤委員長　大臣に本委員会の運営の責任者として一言強く要請を申し上げておきたいのですが、先ほどのような、突然立ち上がって、たとえ参議院からの要請があったにいたしましても、質疑続行中であつて、一言お話を願つて、そこで直ちに行かれるというようなことであればけっこうですけれども、質疑はまさに発言を二言、三言始

めてからやられるというようなことは、委員会としてせつかく政府に対しても御協力を申し上げて、特に与党の諸君が非常に努力を重ねてやっておることであつて、かつまた社会党の諸君のほうもすでにこの問題については理解をいただきまして、きょうあなたが参議院のほうに本会議の席上に立ち会わなければならぬということもすでに了解を得ておったわけですから、一言こういふだけでこうだ、お迎えに来ましたから、こういふふ

うにして、それからこちの許可を得るような立場に立つて行くような形にしてもらわないと、委員会の運営が秩序を保持してやっていけないことになりますから、まことに言にくいことを委員長の前から申し上げるようですが、特にきょうはあまりにも大臣がせつかちにやられたというようなことから、一時どうなるかというようないふこともあつたのですから、どうかその点は御留意であつて、本委員会の運営にも政府側としても御協力をお願い、かように思います。

○神田国務大臣　いま委員長からお話を聞いて、実は私も意外に思ったわけでございますが、私は

そういうことは全部了解がついておったつもりで、私もまたそういうことを申し上げたつもりで、実は立ったわけです。しかし、いまのように、そういう御注意を受けるということになると、これは私の考えておったこととまるで違うわけでございますので、これは私のほうで言われるだけのことがあったというふうに自覚いたしました。今後ひとつなお願いとしてそういう手落ちのないようにやりたいと思いますので、先ほどはほんとうにそういう気持ちには全然なく、全部了解がついておった、私は委員長にお断わりいたしました、また同僚にもお断わりしましたし、皆もいいた、いいんだ、こういって催促されたものですからやめたわけでございまして、決して私はそういうような、毛頭委員会を軽視するような気はないということを申し上げまして、そういう機会を与えたことにつきましては、どうぞひとつ免じて御了承を願いたいを思います。

○八木（委員）委員長から適切な御発言がありましたが、私それでちょっとむかつとしたのですが、おさまりました。しかし、いまの話をしておられても、やはり出られるときには委員会を主宰しておられるのは委員長である。また質問者のほうも神田さんに向かって話そうとしているのですから、使いの人に義理を立てるよりは、ここでちょっとスムーズにいくようにあいさつをしてからおいでになっていたかと思いますが思います。

それから引き続きなんですが、神田厚生大臣に、いま徳永政務次官に重要なことについていろいろ伺いをしておりました。要約して申し上げますが、私もちょっと記憶が抜けておるかもしれないんですが、政務次官から御連絡を受けられて御答へを願いたいと思いますが、まず第一に、五年目の来年度改定ということとは、これは間違いないんです。というのは「少なくとも」ということを書いてあるので、五年後でなければいけないというのではなくて、熱心にその前にするのがあたりまえだということ、そういうふうには何々までにと、少なくともということに、これだけ

やつてればいいという、厚生省にもそういう風潮がある。諸官庁にもそういう風潮がある。内閣自体にもそういう風潮がある。そういうことを改めなければならぬ。少なくとも考えたら、それよりも上になるのが金額も上になるし、時期も早くならない。ぎりぎり決着まで、ぎりぎりの金額までで政府としての責任を果たしたということではない。各省がそういうことを閣議で御発言になって、それで各省がそういう準備を怠たことを改めさせていってこごきこ。それから総理大臣並に各閣僚もそ

ういうイージーボーイングな考え方ではなしに、各法律でまっまっていることは、それよりも早く、それよりもよくやるということをやらなければ、ほんとに責任を果たした内閣ではない。それができないような内閣ならあっさり自分たちから退陣すべきだ。このような決心をもって国政に当たらなければならぬということをはひとつ御提言になつておいていただきたい。

それからもう一つは、五年後ということについては本質的に間違ひがある。というのは、この年金額や保険料は昭和三十四年の国会において法律が成立してきまつた。五年だから三十九年にできるわけです。ただ保険料徴収の時期が三十六年であつたので、それから計算をすると四十一年になる。ところが年金額なり保険料をきめたのは三十四年です。その時点において、われわれは反対をしたけれども議会の多数でこれで行ふしいということになつて年金額、保険料がきまつた。それから五年後を考へて三十九年に改定をしなければならぬのにそれが非常におくれたということになる。おくれてしまったことはしかたがないけれども、そういうことにならないように、ほんとうに熱意を持つて年金をよくしたい、あるいは医療をよくしたいと考へているならば、そこを見ても、これはこつちになくてはいけなないじゃないかという考へが浮かぶわけです。ただ賣められて、しんどくてやりたくないけれども、ちびちびやるうなんて考へてやつてゐるとそういうことになつて

しまう。ですから、そういうことを今後ともひとつお気をつけを願いたい。

〔委員長退席、小沢（辰）委員長代理着席〕

その二について、厚生政務次官から誠意のある
 答弁がございましたが、厚生大臣からも同じく誠
 意のある御答弁をいただきたい。特に閣議におけ
 る発言は、政務次官は非常に誠意を示された
 けれどもあなたがやられないとできない。そうい
 うことについてはつきりやられるということをひ
 とつ伺っておきたい。

○神田國務大臣　ただいま八木委員からいろいろのお話がありました。特に厚生年金については、五年目ごとに改定するということはこれは少なくともとやむとやむとあるとあって、できるだけすみやかにやるべきだという御趣旨のことを強く御要望ございました。これは私もさように考えております。申し上げますまでもなく、年金制度がいまおくれれておりまして、特に国民年金の姿というものはまだ十分きつまるものではないと思っております。

にもかゝらず、創設以来賞金の上昇なり物価の上昇といふものが逐次その傾向を見せております。しこうしてまた、国民の年齢も老齡化せうとするような傾向を持っております。こういう際でございますから、できるだけひとつそういう心がまえで前向きにやつていきたい、こういう私基本的な考え方でございます。ただ、言いわけするわけではございませんが、ことしやらなかったといふことは、やるつもりで努力したが、それよりもひとつ来年までもてやろうじやないか、こういうことでございまして、ことしは緊急やむを得ない程度にいたしまして、来年はもつと突っ込んだ前向きの姿勢でやりたい、こういう配慮の關係でございます。なおまた、ことしのような少なくともこれこれというような問題については、八木委員のお述べになつた考えと私も同感でございます。閣議等におけるございますたびにそういうことはひとつ申し上げまして、閣僚全般の御協力も得てものごとを進めてまいりたい、かように考えております。

てある。巨匠年金の将来を認めるからこれに日本社会党案のような内容にしなければいかぬとわれわれは食ひ下がりましてけれども、与党の多数の方でも近々においてそういう内容がよくなることを期待して、政府のほうの発言について信頼をしてやつと通したという形なんです。ですから、非常に内容が貧弱であるということ、時の内閣総理大臣や厚生大臣も十分に認めて、これは急速にその補足をするけれども、発足のときの内容の悪いことについては直すと言っておる。直すと言っておることが実現されてないわけです。ですから直して、それから厚生年金のいまのベース以上にまた直さなければならぬ二重の要件があるわけです。三千五百円に二・五倍をかけて厚生年金と同じでございますなんて言ってもこれは通らないという事です。今度の年金額をよくすることにつ

それからまたもちろんこの厚生年金との比較の問題がございます。厚生年金にとつた考え方を十分参考にしなければなりません、やはり私はこの年金というものは厚生年金が改正になったからそれに右へならえて、ものさしをはめてやるのだというようなそろばんだけで考えてはいけないと思います。やはりそれぞれの基盤、そのようなそれぞれ制度があるのでございますから、しかも一年おかれてやるというふうになればまたそれだけの事情も新たなものが加わると思います。そういう角度に立つて、そして日本が福祉国家をつくらうという目標でございますから、そういう角度に立つてりっぱな国民年金をつくらう、この段階では相当思い切つてやったというような私は処置をいたしたい、かように考えております。

「何よ」といふとき、何よ、そこを少なくしようといふようなへ理屈を考えないで、多くしようといふほうで理屈を考える。どんなことがあつても二倍半がベースであつて、それに相当多くのものが加えられたものが政府の原案として出てこなければならぬといふことについて、その御決意のほどをひとつお伺いしたいと思います。

○**神田国務大臣** 八木委員のお考えになつてゐる基盤と私の考えてゐる基盤とやはり同じことだと思ふのです。私はそういう考えを持って、そして十分検討してまいりたい。福祉国家をつくらうといふことでございますから、そういう面で向かうことは私はもう当然だと思ふ。そういう考えのもとにひとつものごとを選んでいきたい、こういう意味でございます。

から見れば、厚生省が非常に一生懸命になつてゐるにある。厚生省が要求を出したら、こんなけちな予算要求では社会保険は前進しないではないか、大蔵省自体でそれを倍にしようではないか、三倍にしようではないかという勢いで大蔵省でやつていたがなければならぬということをし上げたわけです。それについて原則的に——原則的にと申し上げますのは、船後さんにもいろいろのお立場がありますから、原則的にそういう考え方について賛成で、一生懸命やりたいと思いますというふうに言つておられました。で、ございますから、厚生省もその大蔵省の協力に大いに期待をして、ちびつた案ではなしに、勇敢な案を出されるというこゝではなくて、ほんとうの理想、ほんとうにす

べきことに近づく熱心な案を出される、そういうような決心をひとつ固めていただきたいと思ひます。

次に、金額の問題のほかに年齢の問題について申し上げます。年金については開始年齢という問題が非常に大きな問題であります。それについて徳永政務次官からは、少なくとも福祉年金については六十五歳からしたい、ということをおっしゃられた。そんなまじったことではだめではないか、両方とも、拠出年金も福祉年金も、六十歳から支給するようにしてほしい、ということをおっしゃられた。その考え方は同じであります。ただし、来年すぐ実現するかどうかはわからないので、福祉年金六十五歳ということは来年のこととして申し上げますという考え方でございました。そういうようなまじった非常に未熟な、また熱心度の少ないことについて、いま追及をしておいたわけですが、神田さんがおられないので、それは宙ぶらりんに終わっているわけですね。年齢を引き下げなければこの年金制度というものは意味がないわけですね。年齢引き下げは、財政的にはいろいろ非常にこたえる点があります。こたえる点があるけれども、とにかく年金制度に通有な不公平というものはあるわけですね。というのは、長生きをしたら得だ、早死にをしたら損だ、これは年金制度の特性上そういうことが起こる。そういうことがなくなるために、その特性が——特性のいい点ももちろんあるのですが、その特性の反面の点について、その弊害を少なくしようとすれば、年金開始年齢を下げるといふことが一つの要件になってくる。それでは特性を伸ばしたほうがいいじゃないかという議論に発展しますから、ほかのことを申し上げますが、何といひますか、非常に不幸な人が残念ながら早く寿命が終わるといふ現象があるわけですね。しあわせな人が長生きをする現象がある。そういう現象で、不幸な人は、普通の意味で年齢が少なくて、たとえば、五十九歳であつてもしあわせな人の六十六歳よりは老衰しているという場合があるわけですね。そういう場合が多い。非常に世の中

の政治が悪いために不幸な人が多い。そういうようなことをなくすために、これは下げる必要があるわけですね。もつと根本的に言つと、この所得保障というものは労働力の問題と関係がございまして、生産に携わる年齢を幾らに設定するという問題と関連があるわけですが、そういう生産に携わる年齢を過ぎたならば、すぐに年金制度で十分に老後を暮らしていけることができる、そういうからみがあるわけですね。からみがあるわけですね。あります。その中で、拠出年金、福祉年金共通の問題もありまして、また別々の問題もございまして、総体的に見て明らかに言えると思う。開始年齢を下げるということについて、次の改正案なるべきものにそれが盛り込まれるようにぜひやっていただきたいと思ひます。これについての厚生大臣の御決心のほどを伺ひたい。

○神田国務大臣 この年金支給につきましては、年齢を幾つにするかということがやはり基本的な一番重要な問題ではなからうかと思ひます。各種年金等の場合、それぞれいろいろ事情がありまして、異なつておる例があることは御承知のとおりでございます。そこで、そういう中で国民年金の年齢を引き下げて六十歳にせよ、こういう御意見でございまして、これは私個人としては、六十歳くらいにすればいいと思つております。私は六十一歳でまだ若いつもりでおりますが、私のような若い人は少ないのじゃないか、こういう意味で考えまして、できるだけそういうことは望ましい、こう思つております。しかし、いま八木委員もお話ございましたように、財政上の問題もございまして、財政上の問題は、これはまた国家の伸びる力というものを、どういふように見通しを立てるかという見方によつても違います。いまのようないふ伸び率でいくのか、あるいはもっと大きな伸び率でいくのか、あるいは日本はもう伸び切つてしまつて伸びないのかという考え方も、これはいろいろ各種の統計をとつた見方があると思ひます。いずれにいたしましても、所得の再配分がございまして、私はそうあまり老齢にならぬうちにあげたほうがいいという考え方を持っております。いろいろ財政上の事情もあることは御承知のとおりでございます。しかし、私の考えを申し上げると、そういうあたりの気持ちに考えております。十分ひとつ理論的にも実際的にも検討いたします。大事な問題でございまして、十分検討を加えまして申しますか、研究いたしてみたい、こういうふうにお考えを願ひます。

○八木(一)委員 非常に前向きな答弁でけっこうでございます。問題は、いろいろなところで理屈が出ると思ひますから、私の考え方を申し上げておきたいと思ひます。福祉年金と拠出年金で少し共通の問題もありまして、また別な論点もあるわけですね。拠出年金については、ほんとうの意味で論議されるというのですが、それを下げると金がかかるというふうなことで、ブレーキをかけるためにする論議が——これは船後さんみたいな方はそういうことではないですけれども、ほかのほうでは出るおそれがある。たとえば、労働人口がどんどんふえていく。だから年をとるまで働いてもいい。年金をそんなに早くする必要はないじゃないかというふうなことを言われる。年金制度というのは、この国民年金制度も四十年先——現在の時点で考えていけないわけですね。現在の時点で考えなければならぬのは福祉年金です。現在の時点で考えなければ、将来を見通して考えなければならぬ。そうならば、いろいろ問題について、たとえば農業についても中小企業についても自由業についても、これはいろいろオートメーション化が起こるわけですね。いままでは工業におもに起こつておりました。そういうふうな起こるわけですね。いま労働力不足というのを労働省あたりが言いますから、年寄りも働いてもらわなければならぬという議論が起きます。しかし、いまの時点でそういうことをきめて、今度はオートメーションが発達して、今度は二十年後に人がダブつてきた。そんな年寄りが働いておたら若い者が働く

ところなくなるんじゃないかという場合が必ず出てくる。そういうふうなときに処して四十五年後の、四十五年というのはけしからぬと思うのですが、四十五年後の将来を見通した問題、国民年金というのは二十から六十五まで、四十年払つて五年待たされるのですから、これは六十にしていただく、四十年にしたい、これは六十にしていただく。いまの時点で四十年先を見通す。いまの時点で労働力が不足だから年寄りに働いてもらふ、働くから年金はそんなに早く要らぬじゃないかという俗論が方々で出ると思ひます。そういう俗論については徹底的に粉砕する。長い目で見たほんとうの年金制度というものはそういうものではない、人間の文明が発達をして、それで若い、二十から六十までくらの人が生産に従事して、そして生産の分配は全國民があるいは全人類が十分に受けられる時代が早晩——早晩ではなくて近き将来に到達するのだというふうな見通しで考えていかれないと、いま私の危惧したような反論がおそらくつまらないところから出てきて、正当論みたいに言ふと思ひますから、そういうことを擧げて、六十歳から開始するということをぜひやっていただきたいと思ひます。それからもう一つ、ほかの年金が五十五歳で支給——共済その他がそういうことになっている。そういうものに並べるために五十五歳——五十五歳のものがある。厚年は六十歳、国年は六十五歳だ。そんなばかな年金制度の格差というものはあつたものではない。少なくとも国民年金は六十歳に合わせる。法制的にも合わせる点でもそういう点を強力に主張していただきたい。ちよつと基本的な問題点からはずれますが関連がありますから……福祉年金についてはこれまで別なんです。福祉年金については別であつて、いま福祉年金の該当者は七十歳以上、私どもは六十歳以上に該当させなければならぬと思ふ。いま六十歳の人はどういう生活をやつてきたか。戦争中、戦後に非常に苦勞してきた。経済政策が非常に悪いために失業もした。おまけに貯金をした

歳になつてゐる人は非常に苦勞したから非常に老衰の度が大きい。苦しい時期をささえてきた人たちですから、その人たちに対して社会的な親孝行をしなければならぬ。それが七十歳からではほんとうに苦勞をした人にひとつも報いることにならない。特に苦勞をした人は六十七、八で死ぬ人が多いんです。七十をこえて年金を受ける人はその中でも比較的しあわせだった人が多い。そういうことを考えれば七十歳開始というようなことはほんとうに問題にならない。少なくともこのような福祉年金に関しては、これこそ決断を持つて即時六十歳にしたい。ところが福祉年金ではすぐ金がかかる。だから抵抗があつてなかなかできないということ。拠出年金六十五歳と書いておいて福祉年金を七十にするなんて、そんなものは法制上の理屈に全然合っていない。法制上のバランスから考えててんでない。拠出年金六十五歳、福祉年金七十歳、話にならない法制です。おまけに実質を考えれば、いまの老人こそ苦勞をしてゐる。老衰の度が早い。早くなくなれる方が多い。したがつて早くから社会的にも親孝行をしなければならぬ。これこそ六十歳からすぐやらなければならないという問題である。

ざいますから私の考え方を申し上げておきますが、この福祉年金の開始年齢の引き下げについては、次の国民年金法の改正案に断じてこれを入れる、そういう決意を表明していただきたいと思ひます。これはあなたが総理大臣になれるか、ほかの大臣になれるか、しばらく閣僚を休まれるか知りませんが、あなたの在任中に閣僚に断じてそれを承知をさしておく、大蔵大臣にもそれを承知をさして、もっと熱心になるように言っておく、そのような努力をしていたかなければならないと思う。その点について断じて老齡福祉年

○神田国務大臣　ただいまの八木委員の福祉年金の年齢引き下げの問題につきまして私も実は同感でございます。ただひとつ、八木さんいろいろお述べになりましたが、経済政策が失敗しているからこういうことになったというような問題になりますと、議論しようとは思いませんが、これは少し……。

何かのことですから、そんなことは言わないでください。

ございます。そこまではつきりおっしゃるのでございいますから申し上げますが、とにかくこの戦争のあと、いまの七十歳等の方々が一番苦勞された、これはもうおっしゃるとおりでございます。

をやるのにできるだけ年齢を引き下げて、老後の
思いやりをしていくということは私は非常にけっ
こうだと思っています。私もそういうような考えを
持っておりまして、できるだけひとつそういうよ

本邦の経済がどういふ伸びの見通しがつくかということにも関連をいたしますが、しかしこれは民族が優秀だといわれておる、また勤勉だといわれておりますから、私はある程度の日本の将来という

またいろいろ御注意もございましたが、われわれの同僚につきましてもそういうことを十分願ひたい。

具体的に來年度の政府原案に年齢を下げる原案
さつてありがとうございました。

を運んでいきたいということをはっきり申し上げておきます。

事な点を論議していたのです。というのは、この
 拠出年金制の中に非常に仕組みの悪い点がある。
 前に厚生大臣に申し上げたから簡単に申し上げま
 す。たとえば免除という制度がある。それはいい

のはただ保険料を取らないというだけであつて、年金が一文ももらえない制度になっている。この前の修正前はそうになっていた。そうなれば、保険料を取らないという名目のもとに、所得保障の一

ういう内容の法律だった。社会保障の精神とすつかりさかさまになったとんでもない法律だ。一番所得保障の必要な人には所得保障の適用をしないという法律だ。そういうくだらぬ状態について徹底

うたということになりまして、それでとにかく蒲
分的なこの点についての手直しが行なわれた。た
とえばほかの人には百円について五十円の国庫負
担がつく。百五十円について七十五円の国庫負担
がつく。

うな国庫負担だけはつくようになった。したがって、三分の一の年金だけでは確保されるようになった。ところが、それでは話にならない。所得保

一番必要だ。年金額というものが、たとえば現在の貨幣価値で月に五万円ずつくらい全国民にくれるようになれば、これは同額でいいけれども、それまでいかなる以上は、そういう所得保障の必要

い。それがほんとうの考え方です。そこまでいか

なくても、最小限度保険料を全部払った人と同じだけのものが、特にそういう所得保障の必要な人にそれが保障をされなければ、この国民年金法というものは意味がないということです。ですから、それをやるためには、不幸な事態で百円、百五十円の保険料の免除を受けなければならないときに、国がかかわって保険料を払って、同じだけの金額はどんな場合でも保障するというふうに仕組みを変えなければ、それは社会保障でもなくて社会保険、特に恵済の社会保険ということになる。そういうことを今度の改正といわれる予定された時期に仕組みを変える、そういう方向をとらなければならないと思う。それについては、いろいろと大蔵省から考え方はわかるけれども、なかなか国庫負担とかなんとかということ、ほかの国庫負担をうんとふやさなければならぬからという考え方が出るでしょう。しかし国庫負担で埋めるのが一番はつきりしているわけですね。その国庫負担について難点が出たらもう一つの考え方があつた。賦課方式を入れるとかなんとかいう考え方もある。それは大蔵省のほうで知恵を出してしょう。そういう点でその免除した期間も国が保険料を埋める、そして保険料を埋めるという方法じゃなくて賦課方式でもかまいませんから、少なくとも保険料を払ったのと同額の年金額が完全に保障される、条件つきでなしに完全に保障される、そのような方向にこの仕組みを直していかねばならない。徳永政務次官との論議では、その御趣旨全くそのとおりでございます、そういうふうにご努力いたしたいと思ひます、神田厚生大臣にその由をお伝えしてそのような決心を固められ、実行されるように進言をしますという約束をなさいました。神田さんは徳永さんと同様、あるいはそれ以上に社会保障制度や所得保障に御熱心なお気持ちを持っておられると思ひます。徳永政務次官より以上に強力な明確な御決意のほどをひとつ示していただきたいと思います。

○神田国務大臣 ただいま八木委員から国民年金の支給方法について、保険料を免除した場合の国が行なうものの給付がどうというお考えでございますが、国民年金の支給の対象になる場合の考え方は、八木さんの言われた気持ちのとおり私も考えております。むしろそういう人が必要なんであつて、年金の加入者でございまして、財産があつても年金を支給することはかまいませんが、ほんとうに必要なところに必要な程度のものを差し上げる、それが私はほんとうの社会保障だと思つております。だから、その考え方に全く同感です。政務次官もそういうお答えをしたというのです。これは私も一体になつて考えております。それから当然だと思つております。そういう考えに立つて、できるだけつばな年金制度を打ち立ててまいりたい、かように考えております。

○八木(一)委員 たいへん前向きな御答弁でけっこうであります。ひとつ厚生大臣の誠意のある御努力で完全に実現されるようにお願いしたいと思ひます。

それで、拠出年金についてまだまだ申し上げることもございしますが、さきの協定で小林さんがやられた後にまたやることになつておりますから、拠出年金のや具体的なことはいくつかはそつち譲るとして、今度の改正案の内容の福祉年金のほうに少しだけ入つておきたいと思ひます。

福祉年金の金額を、老齢福祉年金月当たり千五百円を二百円増で千三百円にした、説明では年額になつておりますが、それから、母子福祉年金、準母子福祉年金あるいは関係の児童手当、そういうものも二百円増、それから障害のほうも二百円増というふうな内容になつておるわけですが、これでは非常に少な過ぎる話にならないわけですね。なぜこんな少ないものを出されたか、理由なり経過を伺つておきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 福祉年金の二百円の引き上げにつきては、昨日も滝井先生から、本来ならば拠出年金の改定というものと見合つて考えるべきじゃないかという御意見があつたわけでございます。そうしないと、拠出年金とのバランスという問題も出てくるんじゃないか、これも一つの

考え方でございます。確かに福祉年金の改定ということだけ考えないで、拠出年金の際にバランスを見ながら考えていくというのがあつたのは本筋かもしれません。今回の改正につきては、その問題はほんの少し考えながら、拠出年金とのバランス、均衡をくずさない範囲内において、現実に物価の上昇というものの影響があるので、制度創立当時の千円というものの実質価値を維持するという観点から考えますと、あの当時から見ましておおよね消費者物価においては三割、農村の家計支出につきては二割という上昇を示しておるという現実には立ちまして、そして当時の老齢年金の千円の実質価値を維持するという観点から月額千三百円という考え方になつたわけでございます。ただ、障害福祉年金、母子福祉年金につきては、一昨年の改正で老齢福祉年金より大きな額の引き上げをいたしておりますので、母子福祉年金のごときは制度発足当時から五割増しになるという結果に相なつた次第でございます。

○八木(一)委員 いまの考え方いいと思われま

す。

○山本(正)政府委員 先ほど申し上げましたように、拠出年金の問題に触れておりませんから、均衡をはかる範囲内においてこの程度の引き上げをやむを得ない、かように考える次第でございます。

○八木(一)委員 そこでさきの問題に戻るので、拠出年金ではなまけて五年目にやらないで二年も伸ばした。だから、均衡ということ考えたら、こつちは根本的にできない。福祉年金の対象者とはいまの老人ですよ。そして毎月毎月死んでいくのです。そんな形式的なことを考えるものじゃない。バランスをとつて拠出年金と一緒に考えたいというなら、拠出年金をなるべく早くやらないか。そういう形式論じゃなしに考えていただきたい。バランスの問題を考えても、厚生大臣や政務次官に言つたように、あなたは専門家だからあれだけでも、三千五百円とかこんな単位ではなしに、それより一つ上の単位のものにならなければならぬという見通しはできておるわけですね。それだつたら、バランスを考えたつて、一つの見方では、それと同額の福祉年金を即時出していいという考え方もある。ところが政府の貧弱な考え方ではそういふかない。そうでない考え方もあるから、政府の最低限の貧弱な考え方に合わせても、片方が二万円なら片方は一万円、片方が一万五千円なら七千五百円くらいになつてもいい。二百円や三百円でなくて、せめて二千円とか三千円にしても、来年考えられる拠出年金の金額とのバランスを失するといふ金額にはならない。二百円とかちびつたものではなしに、二千円、三千円にしても、次のバランスを失するといふようなことにはならない。それがなるといふような考え方をしておるなら、来年の拠出年金はよほどなまけた案を出すといふ決心を持つておるといふことになる。来年の拠出年金について相当の決意を持つておるとすれば、厚生省ベースの決意であつても、福祉年金はもつと上げていいという腹づもりがあるはずですよ。二百円というの、上げ過ぎであつたのバランスが困るといふ範囲じゃない。二千円以内のところは、大蔵省で船後さんみたいに理解のある人でなくても、厚生省がどんなにくじがなくても、来年の改正案を出すときにこれを二千円にふやしたから困つたことになるというふうなことになるはずはない。それを二百円というちびつた案を出すのは、現在老齢で老齢福祉年金をもらいたいと考えている人も、来年になれば死亡ということでもそれをもらふ資格がなくなるかもしれない。そういう人たちに對して国の政治は対処したことにならない。厚生大臣はそう思ひませんか。

○山本(正)政府委員 先ほど申しましたように、制度発足当時の千円というものが、物価の上昇によりまして実質価値が維持されてない、それは最小限カバーしたいといふことでございします。

○八木(一)委員 物価については上げるのがあたりまえですよ。いままでがなまけて過ぎていた。これは山本さんと神田さんだけ責めるわけじゃな

い。前任者全部がなまけていた。そんなことはありませぬ。それで、そうではなしに、いま老人が老齢福祉年金の増額を求めている。ことしやらなければ、ことし一年の間に死ぬ人がいる。来年改正したって間に合わない。最初の制度発足のときに、四十五年後の年金額も論議されたけれども、それと同じような性格で現在の老人のことも論議され、たつたの千円で何になるかという話をした。それについては急速に毎年変えるからということも岸さんも高田さんも言った。それが事務局がいままで怠慢であつてそれを考えることをしない。やつとちよつと前に百円上げたけれども、物価のほうがつつと上がつてあんなものは八百八十円に下がっている。あのときの計算では、今度は千三百円に上げて、やつとこの前の岸さんのときと実質的に同じになる。母子福祉年金や障害福祉年金は少しよけい上げたというけれども、こんなものは所得保障の必要度が多いのですから、初めからあんな千円と同額であつたり、千円に對して千五百円であつてはいけません。初めから障害福祉年金は四千円くらいでなければいけない。母子福祉年金についても、老齢が主体ではあるけれども、初めから特別なものだから多くなければならぬ。その間に物価のひずみはどうかというにすぎない。しかも、これだけかかつて百円しか上がっていない。そして、いま二百円上げる話しか出さない。その間に物価のひずみはどうか。最初の約束の千円よりも翌年もその翌年も下がっている。この前百円上げたときも昔の八百八十円の値打ちしかない。その間に老人にそれだけ苦しい生活をやらしている。いま上げたつて、その間の老人のしあわせを少しでもお手伝いすることができなかつたことは、政治の責任として解決のできない部分がある。いま物価だけ考えても、いまの物価だけじゃなしに、その間のマイナスの部分を含めなければならぬ。そういう考え方で二百円、三百円という考え方が出てきた。でもそれではいけない。初めから少なかつたのだから、基本的に上げるといふことを考えなければならぬ。

い。そこで、提出年金のバランスの問題がありまして、五十年も改定なしに、六十年目に厚生年金を——政府としては画期的というが、われわれは中改正だと思つていられるけれども、そういうものをしたあと、それに準じてしっかりとやりたいといつて以上、ある程度の腹づもり——大蔵の金額以上でなければならぬという腹づもりはあつた。そうしたら政府側の考え方とバランスを失しない老齢福祉年金の金額もあるわけだ。それを越えたらいけないという役所の警戒心をもち許すとしても、少なくとも千円や千五百円くらい上げることはそういうことのじゃまにならない。来年やることをなぜことしやろうとしなかつたか。提出年金はこれから将来の問題で、現在障害を受けた人、あるいはなくなつた人の遺族、一部の気の毒な人以外の大多数の人はあまり関係がない。ことし来年になつてもそれほど影響はない。しかし、いまの老齢福祉年金や、あるいはほかの福祉年金の対象は全部がいまの問題です。なほもう少し金額を上げなかつたか、厚生大臣のお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○神田国務大臣

いろいろ御意見がございましたが、われわれとしてはできるだけ上げたといふ考え方でございまして努力いたしましたわけでございますが、相手のあることとございまして、なかなか思うようにいかなかつた。しかし、これは来年の改正期にまたもう一度検討したい、かように考えております。

○八木(一)委員

いまこの論議で、与党の皆さん方も少な過ぎるから二千円くらいにしろという修正案が出るだらうと思ひますが、それは別として、出ようが出まいが福祉年金のことしの改定は、改定という内容に値しない、少額の金額です。福祉年金の金額について抜本的に来年はふやす、あるいはさつき言つたように開始年齢を下げる、そういう案を出す決意を持つて当たられるべきだと思ひます。それについての御決意をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○神田国務大臣 いろいろその考えで邁進したいと思ひます。

○八木(一)委員

ももごおつしやいましたけれども、もう少しほんとうにやる気で元気で、一生懸命やると、もう一回前向きな確信を持った、われわれを安心させる御答弁をお願いしたい。

○神田国務大臣

ことばの強弱の使い方も大事なことでございまして、特にこの年金制度というもののつぎましては、日本の福祉国家建設のために重要な支柱だ、こう私は考えております。それからまた年金を支給される側から見ましても、いろいろ御議論があつたように、これは大事な対象でございます。そういう相手の境遇、環境等を考えましても、現在の年金制度が不十分であるといふことは、申すまでもないと思ひます。いろいろ制約される点のあることは御承知のとおりでございますが、われわれとしてはできるだけ前向きでひとつこのことを進めてまいりたい、かような決心でございます。

○八木(一)委員

山本年金局長に伺いたいのですが、国民年金法の改正案について、社会保障制度審議会の答申がいままでの慣例よりはかなり異常な答申を出していることを御存じだと思ひます。それについてどのように感じておられるか。

○山本(正)政府委員

本案を制度審議会に諮問いたしました際に、「差し当たつての措置としては、これを了承する」とありましたが、国民年金制度の根本的改正について提案がなされてないという点を指摘されて、項目といたしまして、年金額の大引上げ、福祉年金の所得制限の緩和並びに所得水準上昇に伴うスライドの実施、老齢福祉年金の開始年齢の引き下げ、夫婦受給制限の撤廃または緩和、障害福祉年金に關する扶養加算の新設、障害等級の適用範囲の拡大という六項目にわたつて、「ただちに実施すべきである」と考へる。という答申をいただいております。

○八木(二)委員

その意味はどういうことを希望したのか、どう理解しておられますか。——時間がないからこつちから言ひます。この社会保障制度審議会の答申を全部読んでいただくと、これだけきつい答申はいままでの内です。今回の諮問案は、昭和三十九年二月七日付の本審議会の答申の趣旨からすれば極めて不満足なものと思へるが、差し当たつての措置としては、これを了承する。と書いてありますが、これはほんとうはこれじゃいかぬと書く予定だつた。ところが政府側の立場を最大限度に考へて、一応「了承する」と書いた。そこであつたところは、「なお国民年金制度の根本的改正についてはなんらの提案がないことは極めて遺憾であり、特に以下の点についてはただちに実施すべきである」と考へる。「ただちに」というのは、その時点の「ただちに」なんです。ですから、制度審議会の意見は、この下のものについて「年金額の大引上げ」といふものはいろいろなものがありますから、これは専門家が見ればわかりますけれども、あつた第二点以下は今回の改正案に盛り込まなければならぬ、それから根本的な改正案として至急にりばつたものを出せという趣旨なんです。ただ政府側の神田さんや山本さんの立場を顧慮して一応は「了承する」と書いた。検討すべきとかんとかかんとかといういろいろな、あそこ特有の、今井さんや近藤さんのつくるわけのわからぬ、どつちにも解釈できるような文章があるんです。そうではなしに「ただちに実施すべきである」といふことは、ほんとに文字どおり直ちに実施しろということだ。それを今度の改正案に盛つていない。あなた方は、いまの問題は、制度審議会や保険審議会の答申を尊重すると言ひながら、ここでごんなに明らかに問題の内容を指摘して、検討とか善処ということではない。「ただちに実施すべきである」と書いてあることを一つも入れてない。そういうことではない。上げたけれども、この第二点以下はあなたの出した案で直ちに出来なければならぬ。あなたの問題で、これについては与党の方々とお話をし、与党の方々が社会保障に御熱心であり、そして非常にいい方であれば、一緒に修正しようと思ひます。

おつしやるでしようし、そうでなければそうじゃないことになると思いますが、おそらく非常に熱心な、いい方ばかりであると思しますので、修正なさると思います。そういうことについてあなた方も準備をなさって、そのときの政府の答弁としては、修正案の議決について、政府は大体けっこうだと思ひますというように言わない。これを入れなかったのは政府の怠慢でありました。それを衆議院社会労働委員会において修正していただき、私どもの怠慢をカバーしていただいてあげようと思ひました、全面的に実施をいたします、それを総理大臣も大蔵大臣も首をそろえて言う、そういうような準備をしておいていただきたい。

○松澤委員長 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

午後一時五十分開議

休憩前に引き続き会議を開きます

ように中期計画ではわかつておりまして、年金関係はその中で二千五百億くらい占めることになるという見込みでございます。

○小林委員 それなら言わんとするところは同じだな。大体同じことを繰り返してやる。

それではお尋ねしますけれども、そういう分類でいって現在ではどんなものですか。

○山本(正)政府委員 昭和四十年年度におきまして約千二百五十億くらいでございます。

○小林委員 それはあなた年金額だけでしょう。社会保障費全額はどのくらいになっておりますか。一兆円出ておりますか。

○山本(正)政府委員 いま昭和四十年年度の手持ちはございまして、昭和三十八年度におきまして約九千八百億、それが四十三年度で二兆一千億、こういうことになるのでございます。

○小林委員 昭和三十八年度とおっしゃいます。いささか古いですが、その三十八年度の国民の総所得は幾らでございましたか。

○山本(正)政府委員 十八兆一千億だと思っております。

○小林委員 私も忘れましたが、三十八年度は十八兆一千億ですか、あるいは間違いないかもしれせん。そうすると、十八兆一千億の中で占める社会保障費、この基準のとり方はいろいろILOその他国際的に違っておりますけれども、日本のなりの方によると、先ほどあなたは九千八百億とおっしゃいましたね。十八兆一千億の国民所得の中に占める社会保障費の支出が九千八百億円という、一体所得の何%になりますか。これはちょっとそこで計算していただきたいのです。

○山本(正)政府委員 昭和三十八年当時におきまして、国民所得に対するいま申し上げました数字の比率は、五・四%になっております。

○小林委員 十八兆一千億対九千八百億は五・四%になりますか。どうも私はパーセントを出すのは得意じゃありませんものですか。……九千八百億は五・四%ですか、これは国際的な基準においてはどういうものでしょうか。世界的に見

て、これは一体何位くらいになるのですか。日本の国民の総所得、総生産内における社会保障費というものの比率は五・四%、スズメの涙と言いたいけれども、スズメも悲しくて涙も出さないくらいなさやかなものであります。これは一体国際的基準において比較したらどんなものですか。社会保障、社会保障と口を開けばうまいことをおっしゃるけれども、これは欧米先進国の中でも西独あたりは、たしか国民総所得の二〇%以上出ております。大体社会保障などを口にする国は、みんな国民の総所得の一割以上出ておるはずだ。日本は悲しいかな五・四%だ。これは一体世界の比率の中でどの国の程度なのか。グアテマラ程度なのか、いま問題を起こしているドミニカ程度なのか。どのくらいの国の社会保障制度に匹敵するのか。ちょっと序列、順序をお聞かせ願いたいと思うのであります。コンゴよりは少しいいかもしれせんけれども、どの程度のものでもございせんか。

○山本(正)政府委員 世界の百幾つの中の順位を表というものを実は手元に持っておりませんが、ただいま先生も言われましたように、西ヨーロッパの諸国は比較的パーセントが高いわけでございます。これはいろいろ理由があるわけでございますが、それは別といたしまして、西ヨーロッパ諸国から見ると非常に低いわけでございます。ただ、アメリカが比較的七・三%になっております。それに対して五・四%。その他の弱小国との比較は手元にございせんので、ごめん願いたいと思っております。

○小林委員 こういうようなことはやはり社会保障を論ずる場合の基本的なわれわれの態度ですから、こういうデータはきちっとお持ちになつていなくてはならぬ。これは年金局、あなただけの問題ではございません。厚生省全般としてちゃんと持っていなければならぬ。これは官房の仕事です。官房長は遊びに行かぬ。ふまじめなことだ。どこかに遊びに行つたんだ。天気がよいと官房長は遊びに行くが、こういうときに来てこういう資料を用意しておかなければなら

ぬ。この資料は後日、この国会が終わらないうちに提出していただきます。わが国の社会保障が世界の先進国の中でどのくらいのランクになるかというところは重大な問題でありますから、ひとつ正確なデータを出していただきたい。それが出てこない以上はこういう年金法なんか通すわけにいきません。

その五・四%、九千八百億円というわずかな社会保障費の中で——公的扶助の問題や失業保険の問題は別にいたしまして、社会保障の二本の柱といえは医療保障と所得保障だ。その中でやはりILOの百二号の国際的基準まで医療保障自体がまだいっていない。でこぼこがあらまうからいっていいけれども、しかしわが日本の医療保障はそれなりに進歩している。おそらく九千八百億の中の半分以上は医療費が占めているだろう。あなたが

おっしゃる四十三年度の仕上げの年について、二兆一千億円の社会保障費の中でわずかに一割強じやないですか、二千五百億になるといふのですから。これが社会保障の二本の柱といわれるものの一本の柱なんです。その中期経済計画が完成した際においても、わずかに一割強の所得保障しか出さない。そんなへんばな、そんな片寄った、花魁ずかしいような社会保障が一体どの国にありますか。われわれは貧しきやいというものではない。ひととしからざるを憂う。同じ社会保障でも二兆一千億しか金が出せないというならば、やはり二本の柱として、そのうちの半分の一兆円は医療保障、あとの一兆円は所得保障、こういうバランスのとれた所得保障の組み方ならばまだわれわれは了承できますよ。それを何ですか、一割強しか出さない。中期経済計画なるものでこの社会保障をつくり上げる作業には厚生大臣や各省の大臣、局長が参画されたものと私は思うけれども、こんなへんばな貧しい作業をよくのめとあなた方はおきめになったものだ、恥ずかしいかと私は思っている。どうですか、文句ありますか。

○山本(正)政府委員 これは先生は十分何もかも御承知の上で言っておられると思うのであります

が、申し上げるまでもなく、わが国の年金制度ができてから日が浅いものでございますから、したがって西ヨーロッパ諸国は年金制度は歴史が長いために大人口の一割というものが老齢年金の受給者になっております。わが国におきましては老齢年金の発生がまだ将来の問題でございまして、この間御審議願いました一万円年金を現時点において受給者がフルに受けたと考えると、一万円年金は金額で約三兆円の支出になるわけでございますが、そういった時期が将来の問題であるという点が第一点と、第二点は、これも先生御承知のように、児童手当という制度が日本にはございせんので、その意味におきまして所得保障の面で全体に占めるウェイトが西ヨーロッパ諸国と比べて低い結果に相なっていると理解いたしております。

○小林委員 いま言われた歴史が新しいからものがうまくいかないなどという理屈は私はちやうだいしかねるのです。政治というものはその国の實力に沿って形がとれなくちやならぬであつて、いまの日本が世界の各国、中進国や後進国より国が貧しいからそのために作業がうまくいかないならともかく、口を開けば何ですか、総理大臣以下各省大臣、もはや日本の経済力は世界の中で五番だの三番だの、實力においてはアジア一だのこれくらいすばらしい経済の成長をした国はないだの、何ですか。そういうようなことを言わなければよい。大きな口をはたいておいて、その中に生活している国民の生活といえは、社会保障などというものはグアテマラやメキシコ以下などという恥ずかしい、こういう不均衡な形を示しているから私はいかぬと思う。それは歴史の問題ではありませぬ。歴史の新しい古いの問題ではありませぬ。もしあなたの理屈が、歴史が新しいからだめだというなら、戦争に負けて敗戦から立ち上がった日本の歴史が一番短い。その一番短い、日本の政府のことは借りを言えは、世界の三番だ、五番だ。戦争に勝ったイギリスの歴史はどうなんだ、何百年も続いているじやないですか。戦争に

ね。この資料は後日、この国会が終わらないうちに提出していただきます。わが国の社会保障が世界の先進国の中でどのくらいのランクになるかというところは重大な問題でありますから、ひとつ正確なデータを出していただきたい。それが出てこない以上はこういう年金法なんか通すわけにいきません。

その五・四%、九千八百億円というわずかな社会保障費の中で——公的扶助の問題や失業保険の問題は別にいたしまして、社会保障の二本の柱といえは医療保障と所得保障だ。その中でやはりILOの百二号の国際的基準まで医療保障自体がまだいっていない。でこぼこがあらまうからいっていいけれども、しかしわが日本の医療保障はそれなりに進歩している。おそらく九千八百億の中の半分以上は医療費が占めているだろう。あなたが

おっしゃる四十三年度の仕上げの年について、二兆一千億円の社会保障費の中でわずかに一割強じやないですか、二千五百億になるといふのですから。これが社会保障の二本の柱といわれるものの一本の柱なんです。その中期経済計画が完成した際においても、わずかに一割強の所得保障しか出さない。そんなへんばな、そんな片寄った、花魁ずかしいような社会保障が一体どの国にありますか。われわれは貧しきやいというものではない。ひととしからざるを憂う。同じ社会保障でも二兆一千億しか金が出せないというならば、やはり二本の柱として、そのうちの半分の一兆円は医療保障、あとの一兆円は所得保障、こういうバランスのとれた所得保障の組み方ならばまだわれわれは了承できますよ。それを何ですか、一割強しか出さない。中期経済計画なるものでこの社会保障をつくり上げる作業には厚生大臣や各省の大臣、局長が参画されたものと私は思うけれども、こんなへんばな貧しい作業をよくのめとあなた方はおきめになったものだ、恥ずかしいかと私は思っている。どうですか、文句ありますか。

○山本(正)政府委員 これは先生は十分何もかも御承知の上で言っておられると思うのであります

関係のない古い国は幾らもあるが、経済の成長率においては日本は負けておられない。歴史の長短の問題じゃない。あなた方は自分たちの都合の悪いときになると、歴史が新しいのだと言つが、そういうような理屈はいただきかねる。児童手当だつてそのとおりです。確かに児童手当がないから社会保険は貧弱だ。それはILO百二号の児童手当がないことは自慢になりませんよ。やる実力は日本はある。あるけれども、残念ながら保守党にいう、自民党という政党に含まれている各省大臣以下が頑迷固陋にして、まだ時代の動きを知らず、こういうことでまだやらぬだけの問題である。問題は意欲の問題です。歴史の問題ではございません。やるかやらないかという人たちの心がまえの問題です。その心がまえを忘れて、歴史にその原因を藉口するなどということは耳をおおつて鈴を盗むたぐいであつて、とうていわれわれはそういう理屈を承すわけにいきません。ともかくそういう意味において午前中の話も聞いておりました。四十一年度から改正の時期であるから、そこでひとつ抜本的な改正をしたいなどというふうなお話があつたが、これもいただきかねる。いま四十一年、四十一年といへば歳月人を待たず、直ちに四十一年が来るのですから、もし四十一年に抜本的な改正をしたいのなら、いまのうちに心がまえができておらなければならぬ。何にもできていないじやありませんか。実に不まじめきわまると思つたのです。こういう不まじめきわまる法案を出して、われわれに貴重な時間をさいて審議をせよ、質問をせよなど実におこがましいやり方だと思つた。

そこでいま一つ申し上げると、三十七年に社会保険制度審議会、大内委員会がいわゆる総合調整に関する答申の勧告をしたわけだ。その問題を一体国民年金法の改正は正しく受けておられますか。○山本(正)政府委員 先般来御質問がありまして、また御答弁を申し上げておりますとおり、国民年金の根本的な抜本的な改正につきましては、御指摘のように昭和三十三年の制度審議会の答申、勧告の線もあるわけでございます。それからまた厚生年金

の改正に伴ひましての改善という問題も考えなければいけないわけでありまして、こういう根本的な改正につきましては、次に国民年金の拠出制を中心として改正する際においてできるだけ解決していきたいという趣旨でございまして、今回御提案申し上げております福祉年金の改善につきましては、その線に沿つた改正であるという大きな意味におけるそういう趣旨のものでございませ

○小林委員 来年度の改正のときに藉口して何とか急場をのがれたいというそくえんえんたる答弁をなさる気持ちは推しはかつて余りあるものがあるから、それはそれだけにしておくとして、またもとの中期経済計画に戻りますけれども、四十三年になれば——これはきのうの大局の質問が出ましたか。出ておれば私はあまり詳しく申しませんが、福祉年金は二倍にする。振り出しの二倍、千円、千五百円のときの二倍にする。中期経済計画ができ上がった。二倍といへば少なくとも年齢を据え置くとすれば、七十歳になれば老齢福祉年金は二千円、障害福祉年金は三千円、それから母子福祉年金は同じく二千円、これが二倍になった額だ。これを四十三年には必ず実行される自信がありますか。おやりになりますか。大臣、こういう中期経済計画ができ上がった。内閣でおつくりになった計画には、四十三年には福祉年金は二倍にします。二倍にするということは金額は見積もれば三千円、二千円にするというのでしよう。間違いないからいませうか。そのときには大臣をやつていないからいま何を言つてもいいというふうな無責任な放言は言わないでもらいたい。○神田国務大臣 中期経済計画の四十三年の前のうちにひとつそれだけやりたいという固い決心でございませう。

総理大臣はそれを幾らか手直しをしたらどうか。こういうふうな指令を企画庁長官ですか、四、五日前に出しに上つておられるのであります。ですから決意や決心の問題に関するわけじゃないのでありますから、少なくとも来年度はこの国民年金法の改正をお出しになるには、この中期計画できちんと四十三年には倍になるという具体的なものがないわけじゃない。あなたたはさつきも言つたけれども、四十三年にはおられないかわからぬけれども、来年度はそういう答弁に間に合わない。来年度はきちんと四十三年には二倍になるような法律改正をやらなければならぬと思つたのですが、大臣大夫ですか。

○神田国務大臣 そういう目途でやっていると決意を申し上げたわけでありまして、これは自民党内閣の持続性から考えて、どなたが厚生大臣であつてもできる、私はこういう意味で申し上げております。それからもう一つ、総理が中期経済計画の改定を終了庁長官に示唆したということは、いま小林さんのお話を聞きますと、中期計画の縮小をするようなことをおっしゃつたように聞かされたのです。が、全体が違つては思つておられます。○小林委員 私は縮小といふようなことは言わない。そういう悪意の推定をして答えてはいけません。日本の法律のたてまえもすべてのごときは善意で成り立つというのが法の構成の根本であります。あなたはそれを悪意の推定をしてはいけません。それは別にいたしまして、いま一つ、これはいろいろの問題があるけれども、こういう話が出ておるから、私は自分でわからぬからお聞きする。たとえて言へば、小林進が七十歳になつて、——これは拠出年金の場合でもいい、六十歳になつたとする。私は無収入で子供が二人いるが、長男のほうはちゃんとつばに生活している。所得制限の七十万円以上ある。けれどもおやじと仲が悪い。娘は嫁に行った。御亭主は厚生省の課長さん程度くらいにいつて、りっぱな収入があるけれども、その娘のところへおやじが寄生をした。そうしてこのおや

じが高年に達した。おやじの扶養義務はせがれが持つておるのだけれども、扶養義務のない娘のところへ行つた。そうすると、娘の亭主がいかに収入があるうとも、娘は扶養義務はない。そのときに一体おやじは福祉年金をもらえるかどうかという事です。それはもちろんおやじのところへ行けば、むすこは年の収入が百万以上あるから、これは所得制限でもらえないけれども、おやじのところへ行かないで、娘の嫁入り先へ行つたときに、一体今日のあなた方の年金法の中でどうなるかという事です。具体的な質問ですが、これはどうなりますか。

○山本(正)政府委員 いまの設例の問題でございますが、拠出年金はもちろんそういうことは制限はございませぬから、それは別問題でございませう。拠出年金の場合は、そういう所得制限はございませぬ。本人が拠出したものに対してもらうわけでございますから、これは関係ございませぬ。福祉年金につきましては、お嬢さんと御主人との関係はありませぬから、扶養義務者にならぬわけでございますから、その意味におきまして、もたらへずでございます。○小林委員 もらへるでしよう。これが問題なんだ。そうすると、一つの脱法行為ですね。やはり七十歳になつて年金をもらいたうときは、自分の扶養義務者であるせがれのところへ行けば年金はもらえないから、身はせがれのところにいようとも、寄留だけは娘のところにいることにすれば年金はもらへる。ところがいま一つ、そういう場合には今度は健康保険はどうなるか。このおやじは扶養義務者ではないけれども、健康保険に対しては、自分の妻のおとうさんが自分の家族に同居していれば、同居人として、これは健康保険の引き受け者になりますから、健康保険の加入者になるわけだ。だから、この老人はむしろおかげで健康保険には加入できる、年金はもらへるという、実にめでたしめでたしというかつこうになる。これはよけいもうらんだからいいだらうけれども、これが老齢者の福祉年金の運用法としては公平じや

○山本(正政府委員) 年金制度でなしに、生活保護等もございますけれども、そういうただだいきあげられましたケースという場合も考えられますが、要するに世帯分離といったようなことも現在可能なわけでございまして、世帯分離をすれば、独立の生計者となつて、そういう形において所得制限のあります際には、それで判定をするということが可能なわけでございます。そういうケースは確かにバランスからいひまして、所得制限というものがあるために、常識的に言うとおかしいじゃないかというケースも起こり得るわけでございしますけれども、その基本としての世帯分離というものが容易にできるといった現状でございしますし、その点のところはある程度やむを得ないじゃないか、かように考えております。

○小林委員 私には、きょうはほかの質問をする目的で、年金はひとつこれは羊頭狗肉の策で、目的はここにあるのではないから、きょうはこれくらいにいたします。これ以上追及すると、あなたも苦しくなつて、いよいよやけのやんばちの答弁をしてくだるだろうし、そこまで追い詰めるのは感心した話ではないから、これくらいにして解除いたしますけれども、いずれにしてもこういうことはよくないことだ。よくない根本はやはり所得制限という間

はわれわれのようなずうずうしい者は別として、素朴な国民の中には、やはりお国はありがたいものだ、こうやってお国からお金もちょうだいする。それで老人たちは喜んでゐる。長生きしていつかたつたというときに、お隣のじいさんはどうだ、おれはもらわぬ。実に老人間で嫉妬したり、悲しんだりする、非常に好ましからざる感情問題を起こしておる。わずかな金じゃないですか。人生を終えた七十歳以上の老人たちに、そんな一カ月千円や千五百円のわずかな涙ほどの金で差別をつけて、喜びと悲しみをつくつたところで、りつぱ

な行政と言われますか。これは八木さんも言ったことだから、私が同じことを繰り返して何回も言うのは感心しませんが、所得制限をおやりになるところから、先ほどから言うような、そういうばかな事例も生まれてくるのだから、この際おやめになったらどうかという私は意見なんです。ただしかし一方には、あなたの言われるように、所得制限はそのままにして、むしろ年齢を下げて、七十歳を六十五歳にしたほうが効果的ではないかという意見もあるようだ。年齢を下げるのが先だ、所得制限をするのはあとだと、七十歳をそのままにして、むしろ所得制限を先

にすべきであるという意見と、ちまたには二つの意見が相交錯してあるようだけれども、皆さん方どれをおとりになりますか。私はやはり所得制限をおやめになるべきだと思つうが、大臣、いかがですか。厚生大臣、あなたも世間にいろいろ問題を投げ出して、相当世間をおわかせになつてしまつた。あなたの行政の中には功罪半ばしている。しかしこの中で、いま所得制限を思い切つておやめになつて、七十歳以上の老人が婦人たつと男た

○神田国務大臣　いま老齡年金に対する所得制限の問題でございますが、私も小林さんと実は同感なんです。小林さんは、おれはずうずうしいと言うが、私はずうずうしくありませんが、全く気持ちは同感です。しかしいまやめると、こうおっしゃいましたが、御承知のように、御審議を願つておるわけでございまして、政府の提案したのを朝令暮改で、私がどうこう申し上げる筋合いには参らぬと思います。考え方は同じだということを、はつきり申し上げまして、お答えにしたいだきたいと思ひます。

○小林委員 それでは、来年の改正あたりにはこれを廃止される方向に出てまいりますか。来年はいかがですか、本改正のときには。

○神田国務大臣 十分検討いたして善処いたしたいと思います。

○小林委員 そこで伺いたしますが、ことしの所得制限は五人家族で七十一万六千円。これはいわゆる本人を入れば六人ですな。本人を入れて六人の家族で七十一万六千円の所得制限だ。この所得制限なんかも、この物価高の悪政の世の中に、六人家族で七十一万円以上あったらもはや福祉年金をもらえないなどというものは、私は、所

得制限を認めるにしても何とも残酷非道ではないか、こう思わざるを得ないのです、そうでしよう。六人家族で一年間に七十一万円だ。十二カ月で七十一万六千円ですから、十二カ月で割ったら、一カ月幾らになりますか。一カ月六万円にもならないのです。六人家族で一カ月五万何ぼの収入があれば、もはやその人は所得制限にひつかかって、七十歳になっても、これはいわゆる年金をもらえない。大臣、この物価高の世の中で六人

いま一体老齢福祉年金で七十歳以上の所得制限にひつかかつてこの年金をもらえない人はどれくらいいますか。

○山本(正)政府委員　所得制限の緩和は、昨年度標準世帯で六十五万円でございます。それから約一割緩和したわけでございます。賃金の伸びの平均が約一割でございます。それにあわせまして緩和したわけでございます。それじゃ、この所得制限でどれくらいひつかかっておるかという御質問でございますが、大体約三割弱の者がこの所得制限によって支給されない現状でございます。

す。

○小林委員　いま老齡福祉年金をもらっている人たちが二百八十万人、そのうちの三割、驚くべき数字だ。八十四万人の老人がこの福祉年金の恩典に浴せないということは、これは重大な問題じゃありませんか。六人家族で一年間の所得七十一万六千円なんてこういう無理な数字は、それをおきめになるならせめて百五十万とか二百万円所得制限ならいいけれども、七十一万円というこういう無理な所得制限をおやりになることが私は間違いだと思ふ。数字をお直しになる気持ちがありますか。厚生大臣、どうですか。

〔委員長退席、井村委員長代理着席〕

○神田国務大臣　私は、先ほどからお答え申し上げているのでございますが、所得制限をするということとはそれ自体意味のないことではございませんが、老齡年金等に限って——七十歳以上になるということとは、これは古来まれなりということ、いわゆる古稀に達した方でございます、なるほど人口の老齡化等もございますが、やはり老人になつておれば老人としてのからだの保養もし

なければならぬ境遇に置かれていての方でございませう。そうして将来もそう楽しみが長いとはいえない方が相当私はおありだと思ふ。そういう方をいまのような七十一万円くらいで所得制限をするというふうなことは、これは私自身としては好ましくないので、しかし今度は大改正ではございませんで、いゝゆる厚生年金の改正に準じた改正でございませう。それで、来年度の大改正にはこれをひとつ根本的に検討したい、こういうことを先ほどからお答え申し上げておるわけでございませう。

○小林委員 私どもも帰りますと、私はどうして年金がもらえないのだから、どうして私にこないのだからかといつて、あの老人連中が、つえをついたり何かして方々から来ます。説明するのにも困るのですが、その説明の材料をひとつちょうだいしたいと思ふのだけれども、いまも言うように、六人世帯でいゝゆる扶養者の世帯主の収入が七十一万六千円、それで、四人の場合幾ら、三人の場合、二人の場合というその数字がありましたら、ちよつとお聞かせ願ひたい。

○山本(正)政府委員 扶養人員がゼロ人、すなわち七十歳以上の老人と収入のあるむすこさん、こういう場合が一軒少ないわけでございます。それが四十三万円が限度になっております。それからあと、その御本人とその義務者以外の扶養人員が一人ふえるごとに、一人の場合には五十三万八千円、それから二人の場合には五十八万三千円、それから三人の場合には六十二万七千円、四人の場合には六十七万二千円、それから五人が七十一万六千円になっていきます。

○小林委員 わかりました。こういうところにもこの法案の大きな弱点があるということをおつし申し上げておきたいと思ふのでございませう。

次に、これも実にはちやな質問で申しわけないのでありますけれども、大国民年金の該当者というものは農民、漁民、中小企業者ということになりまして、この法律が制定せられましてから、どうもだいたい変更してきたのであります。そこ、現在払っている百円、百五十円というこの保

険料に対して、一体高いとお考えになっているのか安いとお考えになっているのか、まことに愚かな質問で申しわけありませんけれども、厚生当局のお考えをひとつお聞かせを願ひたいと思ふ。

○山本(正)政府委員 政治的な感覚がなしに純事務的な見地からしか申し上げかねますが、現在の国民年金の給付と保険料の関連におきまして保険料というものを考えますと、これはいまの年金給付と保険料は見合つておるわけでございませう。そこで、それじゃ安いと考へておるかということになりますと、負担能力の問題になるわけでございませう。この点につきましては国民年金だけで判断できない要素もあるわけでございませう。やはり農家の所得その他小企業の従業員の所得から見まして、簡単に申し上げますれば、国民年金と国民健康保険と、両方の負担をあわせ考へてどうであるかという判断がほんとうは一番正しいわけでございますが、国民年金だけの立場から申し上げますれば、給付も安いのでございませうが、保険料も高くない、かように考へております。

○小林委員 それではお尋ねいたしますけれども、現在保険料が免除されているのはどれくらいあります。法定免除と申請免除と区別されてどれくらいの数字になっておるか。

○山本政府委員 被保険者の一割二分ばかりが保険料免除になっております。その実数は二百二十万であります。そのうち法定が六十六万、申請免除が百五十五万になっております。

○小林委員 大国民年金は世帯別でいくのでも、一戸平均二人強、三人まではいいていないようですね。そうすると、これを世帯別にしたらどのくらいになりますか。大体半数と見れば、百万世帯くらいは免除を受けているという推定が成り立つわけではあります、いかがでございませうか。

○山本政府委員 いま世帯別にとつたものがございませうが、大体先生のおっしゃるような数字になるかと思ひます。

○小林委員 私ども農家を歩いてみますと、年金に対してはまだ人は信頼をしていない。そんな四十一年後に三千五百円もろう、夢みたいな話に對してあまり魅力がない。こうやって毎日毎日物価が値上がりしているのだから、この世の中に四十一年後の三千五百円がどうなるかわからないことも原因しているのではありませんか、いまの苦しい生活の中で、何とかしてこの保険料を納めたくないという気持ちも正副的に多い。だから、いま申請免除が百五十万とあるとおっしゃいますけれども、何とかこれをまけてもらいたいという気持ちには実に強い。あなた方はそういう気持ちを察知しておられますか。その意味においてこの定額制というものは将来は大いに改正をしなければならぬ。あらゆる社会保障費や税金その他の中に定額制というのは年金以外にないでしよう。百円、百五十円という定額とする制度というものは、日本ではこれだけでしよう。そのほかに何かあります。私は寡聞にして知らない。あとは所得割りだとか資産割りだとか家族割りだとか、いろいろそういう割合でとつては悪いけれども、貧富にかかわらず——貧富といつては悪い。大体農村や漁村はいまはもう人生の底辺です。国民健康保険の加入者なんというものは、まずまずわが日本における人生の底辺です。金持ちだの貧乏人だのといつても、そう大きな差はない。差はないけれども、その中にもやはり高低はある。それを一律に百円と百五十円なのですか。山本さんはさつき給付と負担能力の問題から考へて安くないとおっしゃいましたけれども、農村や漁村へ行くとこれが安いと考へておる人はいませう。まるでただだと考へておると思つて、非常に高いと思つておる。私はその意味において、先ほど出ましたけれども、制度審議会が答申をいたしましたね、やはり所得割り制度というものをこの保険料に對しては考へなければならぬじやないかと考へます。私の結論はそこへいくのです。来年度の本改正においてあなた方はこのまま定額制でいかれるのか。定額制でいくならあなたの方の結論では

百円と百五十円では安いというのだから、来年は二百円と三百円にするのか、また五百円と三百円にするのか、きつと腹の中でまた上げるつもりでいるのではない。山本さんは人の悪い人だ。あなたが一万円年金を出すときに、一万円年金一万円年金と言つて、保険料を千分の五十八まで上げることをひとつも言わないから、みな一万円をもらふ点だけで喜んでゐた。ふたをあけてみたら保険料が倍近くに上がった。ふたをあけてみたら千分の五十五に下げたけれども、千分の五十八を千分の五十五に下げる程度じゃこれは何にもならぬです。その前の千分の三十五を思い切り千分の五十五に上げたのだから。そういうことを言わないうで一万円くれるような宣伝をするものだから、素朴な国民はだまされて、早く一万円年金をちょうだいするようになるにわれわれのところにああいうのがきき通知なんかをよこしてわれわれを脅迫するようなことをやる。みんなあなた方が正しい宣伝をしないからこういふことになる。そういう意味において来年あたりはこの保険料を、あなたが年金局長をおやめになるかどうか知らないが、いられて改正するときには、きつと三千五百円を五千円くらいにするのじやないか、少なくとも中期計画において倍にするというのだから、国民年金を比較したつて八千円なり少くとも七千円くらい以上は持つていかなければ厚年とつり合ひがとれないでしよう。国民年金と厚年とのバランスをとるためには三千五百円を五千円ではだめでしよう。そこから入つていきたいと思います。来年度の計画は別にしてしましても、一体厚年とのつり合ひ上、来年の国民年金をどのくらいにおやりになるつもりですか。厚年とのバランスがとれるとお考へですか。厚年とのバランスばかりじゃございませう。国民生活の向上進展も考へていかなければならぬ。あなたは一体どれくらいを念頭に置かれるのか。あなたが答へてできないなら大臣にお聞きしませう。

大臣はこゝしは厚年を一万円おやりになった。平均二万五千円の所得で二十年たてば一万円とい

う厚年をおやりになった。国民年金は一体来年度の改正においてどのくらいを大ざっぱに言ってお出しただくのでしょうか。

○神田国務大臣 まだ熟したわけではございませんが、厚年に準じてなおよくしたい、かように考えております。

○小林委員 そういう空々々々たる御返答ではね。私は何も神田坊主の御問答をされているわけじゃない、厚年には一万円という数字をお出しになったのだから、その一万円に比例して国民年金はどれくらい金額にしたらバランスがとれるかということなのです。いまは三千五百円なんだけれども、片方はぐっと一万円になったのだから、国民年金だって厚年と同じように一万円まで持っていくってバランスをとるようになるのか、厚年のほうの被用者と一般の国民とは違うから、二割引きぐらいいにして八千円くらいにしようというのか、どの程度が適当であるかという数字をお示し願いたいということなんです。

○神田国務大臣 数字を申し上げれば御満足と思えますが、まだ数字までは固まっていけないのです。ただ上げ幅といえますか、上げ率を、ひとつ厚年を見習って、これを基準として考えてみたい、できれば上回ってもみたい、こういう欲を持っている、こういうことでございます。

○小林委員 それは中期経済政策であな方は厚年をおやりになった。厚年は三十六年から拠出をおやりになって最低十年だから、いよいよあな方が支給されるという四十六年だ。中期経済計画では四十六年で、また違いがあるわけ、何でもふんだくる一方でまだ払うほうは関係はない。まず四十六年あたりからそろそろ支払いを開始しなければならぬでしょう。そのときに一体どの程度厚年と比較して支払うのが至当か。中期経済計画は四十六年は倍と考へておる、倍というのは七千円、じゃ七千円と踏んでよろしいのですか。来年度の計画は国民年金の拠出年金の支払い額は七千円と厚生省は考へておられる、こう踏んでいいのですか。

○山本(正)政府委員 数字的には先ほど来大臣の申し上げますとおり固まっておりますので、幾らにするといいことを確定的に申し上げるわけにはまいりませんが、先ほど大臣のおっしゃられたとおりやはり一つには厚生年金の改正というものを片方に見合いながら、それからまた一つには中期経済計画もございしますが、制度審議会の四十五年の目標というところについての基本的な考え方もございしますし、そういったものを総合いたしまして、負担とも見合せて考へていかなければならないのじゃないか、かように考へるわけでありま。

○小林委員 少なくとも、それほど数字を言うのがいやならば、いやだというのを水辺へ引っぱって行って水を飲ませるわけにいかぬからあきらめるとして、かりに倍として七千円以上とすればいまの百円、百五十円という数字が変わっていかねければいかぬ。そうでしょう。これも倍ですね。そうすると二百円、三百円、七千円の場合はあな方はやはりこの保険料は大体倍の二百円、三百円という基本的な立場に立っておられるのかどうか。これはもう目前に迫っておる問題ですから伺っておきましょう。

○山本(正)政府委員 先ほど来の御議論もありますように、年金の目標額を幾らにするかという負担の問題にはね返るわけでございます。そこでかりに倍にするというふうに言明申し上げるわけにいかぬのは、はたしてどこまで負担能力があるかということのかね合ひで考へなければならぬと、そういうこと、負担というものは保険料と国庫負担との二つでまかなわれるわけでございます。そういつたかね合ひを考へなければならぬと思っております。単純に保険料を倍にしますというふうに申し上げることができない事情があるのはそういう点でございます。

○小林委員 そこで、やはり質問がもとへ戻ります。いまの百円、百五十円が安いのかという問題に属するわけですね。現在でも、申し上げますように農村、漁村なんかへ行くと、この百円、百五

十円というものは払うのに非常に苦勞しているというかつこうなんです。それを今度は来年度の改正に基づいてそれを倍にするあるいは三倍にするということになりますと、むしろ私はやはり保険体系というものがだんだん形の悪いものになっていく懸念があるから、この際制度審議会が三十七年度のあの答申、勧告の中に述べられるように、所得割りといういわゆる負担能力に応じて保険料を取るという他の一切のものに準ずる原則に改めてみたらどうかという、この問題を一体どう考へえになったかということなんです。どう考へえになりますか。

○山本(正)政府委員 この問題につきましては昨日も滝井先生から出た問題でございますが、私申し上げましたように所得比例という要素が非常に大事な問題だと思っております。ただ、この問題につきましましては見解が二つございまして、一つは所得比例の年金額をそのまま本人に返るような所得比例付加保険給付といったようなものとの関連において考へてはという意見もございします。それからまた所得比例の保険料を徴収して、その全部でなににしても一部にいたしまして、それを財源として所得の再配分を行なう。どの限度まで行なうか。この二つの問題があるわけでございます。理論的にはやはり先生のおっしゃられましたように負担能力の全般的な実情から見ると所得再配分の面において所得比例の保険料を取るといふ議論があるわけでございます。そういう点は十分検討いたしまして、やはり所得比例の保険料というものを真剣に検討してみたいと思っております。

○小林委員 まあひとつ真剣にお考へいたしたい、これはあな方が一番得意なんだから、定額部分と報酬比例部分なんというのは一番厚生省がお好きなんだから、あるいはまたそういうミックスした形でもどうかということもあとでひとつ御考へいただきたいと思ひます。同時に免除の問題なんかも、これは前の保険局長の小山さんとは一番激しくやったことであります。

すけれども、こういう長期の展望に立った年金などというものは開近にあるわけじゃない。医療費というものはすぐ出るものですが、年金なんともういたいというやつは気持ちよくまけてやってくださいよ。うんとまけてくださいよ。あなたの責任は問いませんから。どうせその人たちがいいよ年金をもらうときには、われわれ社会党が天下を取っているんだから、そのときには拠出制なんかとらないで、ちゃんと社会保障制度でたでくれる、そういうような世の中になつていくんだから、だからそんな四十年も先のことを考へて無理して拠出の金を取るようなことはやめて、百円や百五十円でもほんとうに農民や漁民も参っているんだから、そういう人たちは気前よくまけてやってください。あとの責任はわれわれが負うんだから御安心願つてやってください。

まあそのほかにいろいろ質問したいこともあるけれども、ひとつきょうはこれくらいにしておきます。ただ、私はこのいまおあげになりました老齢福祉年金千三百円、障害年金が二千円、それから母子年金が一千五百円、こういう分け方も三十四年に実施された物価指数——ひとつ聞きますよ、物価指数もやりますか。ただ物価の値上がりに対してこの年金の値上げ比率がマッチしているかどうか。マッチしたとしておりますか。この質問は出ましたか——それじゃ私はやりません。人が言ったことならやりませんが、私はマッチしてないと思つておる。あなた方はみなつかみ勘定でやっていますよ。こう人間の生活の実態を守るのにつかみ勘定でやるなんというのはいまに言語道断です。きょうのところは、年金問題はこれは終つたわけじゃないのですけれども、この程度にしておきまして、きょうは私の本論である国民年金に最も因果関係のある問題についてひとつお聞きしたいと思ひます。

それは国民生活に重大な影響のある人間の生命身体に影響する問題であるから、年金も同じであります。実は週刊誌に載つたクリーニンギヤ者

の「総理大臣様にも申す」——これは北九州市八幡区小嶺というところで九州化学ドライセターを経営する平田好正さんが佐藤首相あてに出した手紙です。これはいわゆる洗たく屋の取り次ぎ店、クリーニングの取り次ぎ店というものをたくさん設けて、そして近代的な設備を設けて、それでクリーニング料金を半額以上に安くした。それに対して福岡県議会において九州化学の料金は適正でないというので規正命令を出すようなことをきめた、こういうようなことは非常に時代の進歩に逆転をした行政のあり方ではないか、総理大臣は一体どう考えるのか、こういうことを総理大臣に手紙でよこした。これはみんな国民年金に関係することなんです。そういたしましたら総理大臣からその返事が行った。四月二十日過ぎ「お手紙拝見しました。よく検討するようにと厚生省に公文書で渡しましたので」こういう総理大臣の返事が届いた。結局あなたのところへその問題の処理が行ったわけでありますけれども、厚生大臣は総理から回ったこの書簡に対してどういう処置をおとりになったかお聞かせを願いたいと思うのであります。

○神田国務大臣 たいだいま小林委員のお尋ねの北九州ですか、例のクリーニング屋の紛争問題といましようか値引きの問題といいますが、総理あての手紙が総理から厚生省に回ってきておるようでございます。ただいま承知いたしました。伊部審議官もまだ見ていないようでございます。その事実をいま確認いたしましたのですが、これはなかなか意見がございまして、手紙をたてに申し上げているのではありませんが、この問題はだいぶ前からそういういきさつがございまして、厚生省でいま検討している事項でございます。手紙の問題は総理から最近回ってまいり、いま初めて承知いたしましたわけでありまして、だいぶ時間もたっておりましてございまして、検討してひとつやりたいと思っておりますが、大体こういう特別料金については元来業界の自主的活動によって解決するというのがたてまえになっておるようであります。

あります。われわれ行政当局としては決定に關与することは好ましいことではないというふうに考えておったわけでございますが、なかなかそれが自主的にうまくいかないということでありまして、ひとつ指導いたしまして適当に落ちつかせてみたい、かように考えておるわけでございます。

○小林委員 大臣はあるいはこの問題を御認識になっておられるかどうか。私はいまの答弁では大臣は事態が急を告げておることを深く御認識になつていないのではないかと思います。このクリーニング店がこういう取り次ぎ店等を設けて、いわゆる正常なクリーニングの、既成の業者の生活を脅かしあるいは職業を奪つておるといふような問題は、これは北九州だけの問題じゃない。これは数年前から起こつておる問題であります。そこで、この社会労働委員会でもしばしば論ぜられて、そうして昨年、三十九年六月三十日にも、この問題を含めて法律改正をしているのです。そうしてこういう取り次ぎ店もクリーニング業種としてやはり同一のクリーニング法の適用を受けなければならぬという、そこまで法律改正をしてきたのです。そうしてわれわれのほうではしばしば既成の業者を守らなければ中小企業のクリーニング業者が立つていかなければ、ないか、こういうことをこの委員会が意思表示をしておる。意思表示をいたしまして法律改正をするともに、こういうことをでき得べくんば行政の中において規制すべきであるということ、それも間接ではあるけれども厚生省にこの国会の意思を傳達してあるわけですから、だから、その意思を尊重いたしておるわけですから、それを受けて福岡の県議会は三十八年の夏、その九州化学の料金は適正でないというので規正命令を出しているのだけれども、その後いゆる公正取引委員会とかあるいは厚生省の出先機関等もどうも行政指導やものの判断がうまくいかないから、いま総理大臣に質問をした平田好正等は、こういう法律で規制せられてる取り次ぎ店を幾つもつくり上げて、三年前にそういう近代的といひますか新しいやり方をしたときにはわ

ずか数人しかいなかった従業員が、今日では百六十人にもふえておるわけですから、そうしてだんだんその工場を新築したり職場を広げたりして四月の末には福岡県の筑紫野町等にも新工場を完成して、そうして燎原の火のような勢いで既成業者の職場をみな奪いつつあつたのです。こういうことがいふことが悪いことか、いいことか。国会の中でわれわれがやれ中小企業の保護をどうするとかあるいは資金をどうするとか、組織をどうするとかといふことを一生懸命に論じているさながら、こういう一番零細なクリーニング業者がみな荒らされていく職業を奪われていく。クリーニングなんというものはあまり仕事があるものじゃありませんからね。ワイシャツは二日に一度とか、冬服なら着かえるときに出すとか、出すのはきまつておるんだから。それをこういうような形でやられる。それを厚生省が野放しにしている、通産省も野放しにしておる。これじゃ業者はともたまりませんよ。私はそれをお尋ねしておるのだけれども、どうもしかしこれを規制しているのはいゆる環境衛生法とクリーニング業法ですね。この二つの法律で規制する以外にないのであります。あなたがこの法律改正をわれわれがここでやつても、ちつともそれを善用するようにお仕向けにならないのがわれわれいかにも残念でたまらない。この問題、厚生省でまじめに真剣にやっているとこは一体どの課ですか。

○伊部説明員 環境衛生課でございます。

○小林委員 環境衛生課長はいますか。——それは、あなたは審議官だが、この問題の経緯を話してください。

○伊部説明員 たいだいま小林先生から御指摘のございました福岡県のクリーニング業の従来の経緯を簡単に御説明申し上げますと、三十七年の六月ごろから、ただいまお話しのようなことで低料金の三業者ほどが営業を開始いたしましたして、クリーニングの環境衛生組合から、いろいろ知事に対して強い勧告または規制命令の申し出があつたわけでございます。その結果、福岡県におきまし

て、衛生部長名で三社に対して要請書を交付するとか、あるいは知事の勧告等が行なわれたのであります。十八年の三月に、組合から規制命令の申し出書が提出されたわけでございます。この申し出書が厚生省に五月に進達をされました。七月から中央環境衛生適正化審査会がこの問題の審議に当たつたわけでございます。この間、環境衛生適正化審査会は業者の代表の方も多数入つておられます。いろいろ御議論が多かつたわけでございますが、三十九年の十月十七日、中央環境衛生適正化審査会から適正化法に基づく規正命令を出すことはやむを得ないものと認めるといふ御答申を得た次第でございます。ただ、その際、ただいま大臣から御説明がございましたように、特例料金につきましましては、元来業界の自主的活動によって解決すべきものである、したがって、行政当局がその決定に關与することは好ましいことではないので、省令公布に先立ち、重ねて自主的解決がはかられるよう業界指導を行なうことという補足意見がございました。これに基づきまして、現地へ関係官を派遣いたしまして、いば業界の指導に当たつたわけでございます。その結果、これらのいわゆるインとアウトの業者の間におきまして、問題を話し合いによつて解決していく、それから特別料金のきめ方につきましては、ダンピングにわたらない範囲で原価プラス適正利潤といったような線できめるといふことに了解がついたのでございます。ただ、なお具体的にその特例料金をどうするかという点につきましては、まだ両者間の調停あつせん中である、こういう状況でございます。

○小林委員 この問題は一つも解決していないのであります。そしてあなたたちがそういう規正命令を出すのがやむを得ないという判断をしながらも、自主的に解決するほうがいいなどと、もじもじしていられる間に一年たち、二年たち、歳月が過ぎていくうちに、数人しかいなかったものが、百六十名の多くの職員の擁護し、雇い人を擁して、だんだん業者の生活を奪っていくという形に

通産省にお伺いをいたしますが、一体全国でク
リーニング業者というものは何万軒ぐらいあるも
のでございますか。

○小林委員 厚生省は、クリーニング業者の数字はどのくらいになっておりますか。

○小林委員　ここに業界誌がございますけれども、これによりますと三万六千といっております。

のは全く資力の乏しい零細業者であると、これは彼らの業界誌みずからが称しているわけです。こ

する累卵の危うきにあるわけです。こういう実態を、中小企業庁、即ち中経研が調査したところから、

◎**農山漁村委員** 久里ノニンク業の近代化につきましては、厚生省のほうと相談いたしながら中小

して、それにクリーニング業を指定いたしました。その結果に基づきまして近代化の方途が示さ

協業化によって集まりまして、力を合わせて近代化をはかっていくという方向、それから個別の企

なことで、近代化を前向きに進めていきたいというふうな考えておるのでございます。

グ業界に新しい形のものが彼らの職業を奪いつつある。その新しい形のものは何かというと、第一番目に言えば——これは今日始まったことじゃない

リネンサプライというシステムを御存じでありますか、それから聞きましょう。大臣お知りになりますか。

ま三万八千の業者が生命を断たれようとする、その凶器の一つがこれなのに、その凶器を御存じな

くらカバーだとか、その他の繊維製品を持っていた。それをいわたるバードとか喫茶店あたりで貸

ニング及び貸し付けの料金を受け取るという方法

急、西武あたりがみなこれをやる。その他大資本

いうわけです。こういう形がクリーニング業者の根本から足元を、営業を脅かしている。

○**神田国務大臣** いまのシステム、洗たく機を貸

オベレーション・クリーニングというのは、店頭

さんからとってきて、そしてそれを洗ってやるというのがほとんどであって、料金も一枚幾らということで、数人のお客さんから取りながら同時に

だといっているのだけれども、東京で三百軒、全国で約九百と推定せられるものがこういう洗たく

て、洗たく業者の生命を奪っている。これが一つです。これは洗たく業者にとっては第二番目の凶

があります。大臣、移動クリーニング施設というのを御存じでありますか。――御存じありません。

の、に秀露言何、それたは久し、ニんクの時
備等を搭載して、自動車で団地回りをやるわ
ず、是月内に入りの三、四日、三行つて。

に返す。一切設備を持っている車で洗たく屋が移動していくわけです。これが現在川崎だとか百合

です。これでありますから、この団地あたりに入っているいままでのクリーニング業者というの

電機をつないでやるといふ移動設備の車を生産しているのが日産自動車です。それから三洋電機。

くらいあるのじゃないですか。これはどんどん日

者というものは、主として外交的手腕ですね。洗たく屋がこんちとはと各戸を回つて注文をもらつてゐるやつを、今度は地域別に取り次ぎ店というも

ち洗ったものをその取り次ぎ店に置く、お客さん
はそこから個々の自分のを持って帰る、いわゆる

ておるのですが、この取り次ぎ店が全国で五千ぐらゐるのではないかといわれているので

の新しいクリーニングに関する形のものでき上

て、一番の所管官庁たる厚生省において、まだ何

ういう業界のあり方まであなたに勉強してもらいたいということを言うのじゃない、大臣はもっと

ういうものを守るといふ姿勢をとってもらわなければ、大臣、あなたの責任は果たせません。

洗たくの機械を置いて、金を入れたら自動的にぐるぐる回るといふ、これは一本先たくの機械であ

べきかというのを、まずここでお尋ねをしたい

○伊部説明員 たいまおあげになりましたコイソオペレーションは、消費者が直接その洗たく機を使用して、自分で、かつ自分の責任で洗たくをされる場合におきましては、それはクリーニング所ではないと考えられるわけですが、実際上は、店員が受け取って、その機械を店員が運転をして、きれいにした上で返すということであれば、それはクリーニング所と見るべきである、かように考えております。

○小林委員 これは大臣、重大な問題なんです。これがクリーニングの一つの機械である、自動的な洗たくの機械であるということになれば、お客さんは自分の好きな品物を置いて、ぐるぐる回して、出たものを持って帰るということ、それで済むのです。これは環境衛生法の管轄でもなければ、クリーニング業法の監督でもないのです。けれども、これがやはりお客さんの多数のよごれたものをこの中にたたき込んでぐるぐる洗うのだから、これは衛生上非常に関係がある。そうでしょう。衛生上非常に関係があるから、これは機械とみなすわけにはいかぬ。少なくとも同一な機械の中に、いろいろな人の着用したよごれたもの、ばい菌のついてるものから伝染病のものまで、継続してぐるぐる回して、そしてそれをきれいにするのでありますから、これは一般のパチンコ屋とか金を入れればチューイングガムが出てくるようなそういう機械とは違って、やっぱり衛生上重大な関係があるから、これはいわゆるクリーニング業法というクリーニング所であるわけなんです。

○伊部説明員 監督をしなければならぬという、この見地に立つべきかどうかということ、す。いまの伊部君の答弁によると、自動的に入れるのだからこれは機械だ、環境衛生法やクリーニング業法からは別個のものであるというふうな答弁であるがごとくに私は耳に入っただけでも、これはたいへん重大な問題だ。そんなことであると、これはもうたいへんなことになってくる。いま一回ひとつ明快に答弁してもらって、答弁のし

かたによつては、これはたいへんなことになる。

【井村委員長代理退席、委員長着席】

○伊部説明員 クリーニング業法によりますと、クリーニング業とは、衣類その他の繊維製品または皮革製品を原型のまま洗たくをすること、そして洗たく物の処理または受け取り、引き渡しの場所がクリーニング所でございますので、消費者が直接機械を運転する限りにおきましては、クリーニング所とは認められないと思います。現行法の解釈上は、クリーニング所とはならないと思

○小林委員 これは現実には機械を回して洗たくをして金を取るんですよ。ただでやるのじゃない。お客さんの衣類を洗って金を取るのだから。これは一体それじゃクリーニング所とだけだけ違いがあるのですか。洗って金を取るのです。他人のものを——自分のものを洗うのじゃない、あらゆる多数から継続的に品物を集めてきて機械の中に入れて洗って金を取る、どうして一体クリーニング業法と違うのですか。しかも、現実には機械だけじゃない。実際は一貫目とか二貫目とか貫数があるし、みんな五人とか六人のものを集約して中に入れて、しかもその中にはやはり人手がなくてはいけないから、出したり、金を取ったり、たんだり、包んだりして処理をやっている。単なる自分の家の店頭において自分のものだけ入れて自分が取るといふのではない。ところが実に微妙なところだけれども、いま一回お答えください。私が言うように、不特定多数のものを継続的に機械の中にに入れて、そして洗たく料を取るのです。

○伊部説明員 営業者が消費者から洗たく物を受け取りまして、その営業者の責任において洗たくをするという場合におきましては、それはクリーニング所と見るべきだと思います。

○小林委員 そうすると、実際問題としてこういうことが出てきますよ。普通のいわゆる営業所と称するものは、不特定多数から結果においては同じものをとって、そして洗たくをしてその料金

をもらう。こういう人たちは機械でない人間が

それは部分的には機械だが全面的な機械じゃない。こういう人たちは環境衛生法とかクリーニング業法によつて伝染病その他の防止の上から法の規制を受けて、一切の監視、監督を受ける。一方はいわゆる機械だからといって、コイソオペレーションだからといって、同じように不特定多数の品物をとってぐるぐる回して金を取っているけれども、それは環境衛生法の規制を受けない、クリーニング業法の監視を受けない、不衛生であるうとそれはほったらかしてどうにもならないとなつたら、実際の面においてはさういふこれは不公平な形が結果においてあらわれますよ。あなたの解釈でいけば不公平な形になる。それならクリーニング業法なんかやめなさい。同じ不特定多数から洗たく物を集めて、そしてあらゆる不衛生なことをしておきながら、それは営業ではない、クリーニング所ではない、監視、監督のほかに、そんなことをやたらばい菌を振りまいて歩くようなものだ。何で一体環境衛生法の価値があるか。どうですか、あなたの解釈はそれで実情に即しておりますか。たいへんなことですよ、これは。

○伊部説明員 機械を消費者が直接利用するわけでございますから、利用している間は要するに自分のものを洗たくをするということでございます。そういう形態であればそれはクリーニング所ではない、こういうことでございませう。したがって、店員が不特定多数の人からいろいろ洗たく物を受け取って機械を運転するようであればそれはクリーニング所である、こういうことになると思

います。

○小林委員 やや少し進歩してきたようだけれども、いま一回言つと、個々の人、たとえば私がいわゆるコイソオペレーションのところについて私の洋服を中に入れて、金を払って洗って持つてくる。それはコイソオペレーションを私自身が活用するということであつて、それでいいかもしれせんけれども、そういうことが継続的に行なわれるわけだ。そして洗たく金というものは、そのコイソオペレーションの所有主がだれかが料金を取つて

いく。その料金は何か、機械の貸付け料か洗たく料か、一体どっちなんだ。私はその結果というものは、洗たく屋がお客さんの品物を預かつて洗たくして、洗たくの料金をとつたのと結果においては同じじゃないかと思うのです。ところが個々のお客さんが行って、洗たくして、洗たく料金をおさめたものはいわゆるクリーニング業法に該当しないということになれば、一体その衛生やその他の設備はどう取り締まるのかということだ。そうでしょう。私の言うことがわかりませんか。これに目を光らせなければたいへんです。環境法なんかやめたほうがいい。

○伊部説明員 営業者が洗たくの責任を負うかどうかということが結局きめ手だと思います。したがって、営業者が責任を負うような形でコイソオペレーションが運用されておりますような場合におきましては、それはクリーニング所と認めべきだと思います。したがって、そうじゃないケースといひますと、それは消費者が自分のものだけ自分で機械を運転する、こういう場合でございます。そういうケースは従前もたとえは農協あるいは狭い地域で共同でやるというようなケースはあつたわけでございますが、そういうケースであればそれはクリーニング所ではない、こう思

います。

○滝井委員 委員長、ちょっと関連があります。いま店員がおつて、そして代金やできた品物の受け渡しをやるというときはクリーニング所だ、しかし機械だけをコイソオペレーションに入れて使用するならば、不特定多数の人が次々に来て使用するならばそれはクリーニング所ではないんだ、こうおつしや。そうすると、その場合に、チプスあるいは赤痢等の患者の使つたものを持つてきてやつてしまつた、こういうときには何にも責任がないということになるわけだ。しかしその場合に、その機械を滝井義高が赤痢であつて、滝井義高の使つたものを洗つちやつた。そしてそのあとに井村重雄がやつてきて洗つて伝染した。その場合には、機械の所有者が当然滝井義高が赤痢であつたかチプ

スであつたかというこの認定をして、消毒をして次の人に貸さなければ、これは商売なんだからここに一つの違反が起つてくる。その場合に、なるほど伊部さんのほうの環境衛生はそれでいいかもしれないけれども、伝染病予防の公衆衛生局長の立場からいうとたいへんなことになる。だからそこに若松君のほうはきちっとした監督を要することになるわけだ。これは現在健康保険で御存じのとおり、共同の洗たく屋が病院の洗たく物を洗たくする場合がある。その場合に、健康保険ではなるほどやってもよろしい、共同の洗たくをやらしてもいいんだ、しかしその場合には、病院がやらずに共同の洗たくで病院のシーツその他をやる場合には、病院は厳重にこれを監督してもらわなければ困りますということとを健康保険でもきちっと言っているわけだ。それと同じことが言えるわけだ。何もかも使った、レブラであろうと何であろうと使ったものを持ってきて個人がどんどん洗つて、これを商売としていかなければいいです。商売にしていけないならば、しかも農協のように非常に限られたところに共同施設として使わせるというなら、伝染病その他が発生したときにはすぐわかるわけだ。ところが町のまん中やどこか閑地に置いて、不特定多数の人がきて自由自在に使うということになるとそれはいかぬわけだ。その面からの規制が必ずいくことになる。しかも営業をする所有者にその規制がいくことになる。だから、なるほどクリーニング業法からはあなたのよう論理が出てくるかもしれないけれども、もう一つの伝染病予防の立場から今度は規制が出てくる、こういうことになるでしょう。

○伊部説明員 伝染病予防法にはいろいろな規定がございまして、伝染病に汚染されもしくは汚染の疑いある物件の取り扱い規定につきましてはいろいろ規定があるわけでございますが、その規定は当然適用されるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、当然その持つておる機械を他人に貸与して商売をしている人の責任に

なつてくるわけだ。少なくとも滝井義高というチブス患者の衣類をそれで洗たくをしてしまったら、それを確認して次の人に貸さないで、そんなものを確認しないで野方図に貸しておたらたいへんなことになるのです。そうでしょう。どこにもその歯どめがかかっている。やっぱりの歯どめをかけておいてもらわぬと、これはあなたのほうの責任ではないかもしねぬけれども、若松君のほうの責任になる。したがって、共同責任で歯どめをかけてもらわなければならぬことになる。当然でしょう。これは何も小林さんがい言われたコインオペレーションだけではなくて、移動してくるクリナーカーについてもそういうことは言えるわけだ。動いて回るのでどこにいかかわらないから監督がしにくいわけだ。

○伊部説明員 したがって、伝染病にかかっておる方がコインオペレーションを利用することと自身が伝染病予防法では適当ではないことに相なるわけでございますが、万一かようなことが起れば、先生のおっしゃるような問題も出るかと思ひます。したがって、その点につきましましてはなお関係局ともよく相談してみたいと思ひます。

○小林委員 滝井さんが伝染病ということだけに限つて言われたから、あなた方は伝染病に藉口して逃げようとするけれども、問題は伝染病だけではなくののです。クリーニング業法では、クリーニング所というものは、洗たく機、脱水機がなくちゃいかぬとか、クリーニング機械を清潔に保つことが必要だとか、洗たくまたは仕上げを終わつたものと仕上げを終わらないものを区分けしておかなければならぬとか、洗たく物をその用途に応じ区分して処理しなければならぬとか、洗い場において床が不透水性の材料、コンクリート、タイル等、汚水が浸透しないもので築造され、適当な勾配と排水口が設けられていなければならぬとか、そのほかいろいろむずかしい条件が加えられておるのです。その条件が加えられておるのに、こういうコインオペレーションなんというものは

のはいわゆるクリーニング所ではない、単なる機械だといへば、こういうクリーニング業者に要求しているすべての条件が全部バーになる。かつてにどんなものを使つても、どんなきつい水でも、どんなところでもよろしい、かつてに金を入れたらばつと洗たくをやればよいということになったら、このクリーニング業法という法律が有名無実になつてしまふのじゃないか。片一方では、クリーニング業法に従つて清潔にしない、機械はりっぱにしておきなさい、あかをつけてはいけぬ、洗つたものと洗わないものは区別をして処理しなければならぬといふながら、コインオペレーションのほうは、まるで野放しです。そう

なつてきたら、どうして一休衛生が保たれるかと私は言いたいのだ。これはあなたの方の国会における手練手管の答弁の問題ではない、重要な問題なんです。政務次官、私の質問の要旨がおわかりになりますか。政務次官はなかなか頭腦明晰にして判断力旺盛な方でありましてから直ちにおわかりになると思ひますけれども、こういうようなことであるというだけではなしに、環境衛生、公衆衛生の立場から衛生を守つていくというものを全部部という形で侵害されているから、私は非常に危険じゃないかと思ふ。だからこれは行政の問題、法解釈の問題もありましようけれども、ひとつ大きく政治的にもこの問題を高所からながめてりっぱな解決をしてもらわなければならぬ。コインオペレーションは別として、いま滝井さんの言われた移動カーの問題もそうです。大きなトラックに揮発油の機械から洗たく機まで積んで移動して歩くわけですからね。そして地とか大きなアパートがあるところに行つて、洗たく物を全部集めて街頭で洗たくするわけだ。ごみがあるうと、ハエが飛んでいようと何でもかまわぬ。そこで洗たくしてすぐ引き渡すということになりまして、こういうクリーニング業法や環境衛生法で要求している衛生とか設備云々の問題は全部除外されてしまふわけだ。このクリーニングの移

動カーの問題、移動クリーニング施設について、一体皆さんはこれが機械であるとお考えになるか、あるいはクリーニング所であるとお考えになつて環境法の適用営業所としてあくまで監視、監督を強めていかれる考えであるかということをお尋ねしたいわけなんです。どうですか。

○伊部説明員 移動カーによりますクリーニング所は、クリーニング業法によりますクリーニング所である、かように考えております。

○小林委員 これははなはだ明快になりました。そのとおりですよ。これはクリーニング業法に基づく営業所であるというふうにお考えいだかなければ、あなた方は衛生設備につきましては常時監督することができません。車のほうはじゃんじゃん移動するからそれは監督はできない。これは道路交通法の関係が出たり、火をたくから消防法に關係してきたり、たいへんな問題なんです。こんなものが需要の集中した地域に不定期に出没したら、これはたいへんです。ですから、これはどうしても厚生省が的確な規定正命令なり行政指導なりをしていただいて、こういうふうなことはやめさせるようにしてもらわなければいけないと思ひます。これが二番目です。

時間がありませんから、三番目のクリーニングの取り次ぎ店の問題、これは御承知のとおり三十九年の法改正で第二条の第二項に入れました。この法律で「営業者」とはクリーニング業を営む者洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含むをいう。いわゆる受け取ったり引き渡しをする取り次ぎ店もクリーニング業者であるというように法律改正をやりました。やったのだが、これには実はまだ不完全さがあるのです。いわゆる未処理の汚染したものを全部取り次ぎ店が引き受ける、洗たくしてすっかりでき上つて、いわゆる消毒のできたものも同じように取り次ぎ店が預かつておる、ここに相当な衛生な問題が出てくるわけでありまして、単に取り次ぎ店はクリーニング営業所という形の名称だけではなしに、やはりクリーニング師、専門師とい

うものを配置して、洗たくしたものと洗たくしないものを区分し、衛生的に処理していくというところでなくちゃならぬと思う。そうでなければ、私はこんなことは無制限に許可すべきものじゃないと思うが、どうですか。あなた方はクリーニンング営業所だけに厳格な規制を設けて、クリーニンング師がいなくちゃいかぬ、有資格者がいなくちゃならぬといっておいて、取り次ぎ店だけはクリーニンング師は要らない。たばこ屋のばあちゃんがつたものを片手間に洗たく物を取り次いで、でき上がったものをお客さんに渡して金をもらってはいらばいいんだというような考え方でいられたら国民の衛生というものは保てない。この点は取り次ぎ店にもクリーニンング師というものをちゃんと配置しておくという事務責任を課すべきであると考えるが、どうですか。

○伊部説明員 ただいま御指摘のように、洗たくが終りましたものとこれから洗たくしようとするものを混合することは衛生上からも非常に問題でございまして、クリーニンング業法におきましても営業者の義務としてそういうことが規定してあるわけでございまして。したがって、クリーニンング所の中に受け取り及び引き渡しを行なういわゆる取り次ぎ店を加えられましたので、当然この規定が適用されるわけでございまして。ただ、第四条におきましてクリーニンング師の設置につきまして、クリーニンング所には一人以上のクリーニンング師を置かなければならないという規定があるのでございまして、この受け取り及び引き渡しのみを行なうものにつきましては、この法律の中で除外をいたしておりますので、義務としては課せられないということになります。

○松澤委員長 小林委員 一体あなた何時までやるつもりですか。

○小林委員 神田大臣もおいでになりませんか。もう少しで終わります。

そこで、私は言うけれども、取り次ぎ店にはクリーニンング師を必要としないという除外例は、法律改正をしなれば画竜点睛を欠くのではない

か。そうでしょう。いま実際のクリーニンング屋でも共同施設を持つと、そこに品物を集めて、そこで大きく水洗いなんかして、仕上げは個々の店に持っていく、また共同施設のところへ持ち寄ってそこで品物を渡すという形になっているのだから、取り次ぎ店と共同施設を持つクリーニンング業者というものは、これはもう区別のつかないくらいに似通った形になっている。そうでしょう。ところが、共同施設を持つても、クリーニンング屋ではちゃんとクリーニンング師というものがいなければ営業をやつてはいけない取り次ぎ店のほうにはクリーニンング師は要らない、たばこ屋のばあさんでもいいということになれば、これはせつかく取り次ぎ店を営業所という名称に変えた趣旨が生きてこないじゃないか。だから、当然クリーニンング師というものは、取り次ぎ店にも配置しなければ、完全にクリーニンング業法の精神は生きてこない、環境法の精神は生きてこないと私は考えるが、いかがでしょう。これは法律改正をしてもらわなければいけないと思う。私が質問すると、いつでも委員長は、もう時間だ、やめろ、やめろと言つて言論の制限をされるから、せかされて問題のポイントをはつきりさすまいとまがらない。いとまがないが、この問題は重大な問題なんです。業者が生きて死ぬか死ぬかの問題だ。片一方は非常にむずかしい規制をやつておいて、それと同じ行動をしておるものを、取り次ぎ店という名目で、こっちはクリーニンング師も要らない、何も要らないということになれば、同じような仕事をしながら片一方にはきつ、片一方にはゆるくという不公平な形が出てくるのではないか。だから、あくまでも環境法の精神に基づいて、クリーニンング業法というものはそういう伝染病や不潔なものを避けて、国民大衆の衛生を守るという見地に立っているというものであるならば、取り次ぎ店もいわゆる共同施設を持つている個々のクリーニンング営業所と同じように、やっぱりクリーニンング師というものを配置するということまで法律改正をしていかなければだめだ。私の言うことが理解していただ

ますか、伊部さん。

○伊部説明員 クリーニンング師のクリーニンング師という資格は、洗たくの仕事をする上におきましていろいろの知識、経験が必要であるということと一つの資格が定められておるわけでございまして、そういう知識、経験が、この洗たく物の受け取り及び引き渡しのみを行なう場所にも必要かどうかという点は、若干問題があるように思うわけでございまして。現行法が、洗たく物の受け取り及び引き渡しを行なうものとあくまでなっておりますので、この点はやむを得ないかと思うわけでございまして。ただ、共同施設を持つ洗たく業者との比較均衡の御議論がございましたが、これはややへ理屈めきまされども、もし共同施設を持つクリーニンング業者が共同施設でだけ働くようになれば、その点は同じことになります。ただ、共同施設でも洗たくをし、自分の店でも洗たくをするということになれば、自分の店にもクリーニンング師が要る、こういうことになりまして、もしかりに自分の店は単に受け取りのみ、引き渡しのみという形になれば、それはもうクリーニンング師は共同施設だけでよろしい、こういうことになります。

○小林委員 私はそのあなたの解釈は逆にならないければうそだと思ふ。やはりクリーニンングというものは、単なる技術だけじゃなくて、その洗たくをする技術とあわせて洗たくにからむ公衆衛生な環境衛生なことを守るという専門的知識が必要なんです。だから、単に洗たくする場所だけではないに、できた洗たく物、よごれた洗たく物を交互に取り扱うところにも、やはりそういう衛生を守るという専門師というものは絶対必要である。私はそういう考え方を。だから、将来、洗たく屋が集まって共同施設を設けて、その共同施設で洗たくしたものを洗たく店の個々の店からお客さんに配付したり引き渡したりする場合にも、やっぱりクリーニンング師というものは必要である、その意味において取り次ぎ店にもクリーニンング師というものは置かなければならない、私はこういう主張で

す。きょうのところは私は譲るわけにいきません。時間がありませんから、この問題はあなたのほうで研究してもらいましょう。

あと二問だけで終わりますけれども、次に、いまのクリーニンングがそういうふうな移動クリーニンングであるがコインオペレーションであるが、適当な人のところに機械を持ってきたり、それが監視、監督の届かぬままにぐるぐる洗たくをやられたのでは、不衛生であるばかりでなく、経済的にも三万六千軒からの業者の生活は成り立たない。こういうものを守る意味においても、一方に移動的なクリーニンング業者等のクリーニンングの類似行為というものをひとつ嚴重に衛生設備の上から監視すると同時に、経済面においてもクリーニンング業者の生活を守るという見地から、やっぱりふる屋のような適正配置というものをこの際思い切つてやつて、そういうおかしなものが出ないよう、洗たく屋もふえないようにして、きちっと身分を守つてやるという根本的な政策が必要ではないかと考えますが、この点いかがでしょう。ふる屋には適正配置がある。業屋さんにも今度は法律に基づいて適正配置ができ上がる。クリーニンング業などというものもそこまで守つてやらなければ成り立たぬと私は思うが、この問題、ひとつ距離の制限をすることはいかがでしょう。

○伊部説明員 ただいま先生御指摘のようにクリーニンング業の近代化、合理化をはかりますことは非常に必要なこととございまして。このため通産省のほうにもいろいろ御相談申し上げまして、たとえば昨年から中小企業近代化資金を入れていただいておりますし、そういうことを中核といたしまして、たとえば共同化でありますとか経営の近代化その他の努力もいたしたいと考えておるわけでございまして。特に今年からは組合及び都道府県に對しまして若干の補助金を認めていただきましたので、これによりまして組合の自主的な改善活動を援助する、そして組合でたとえば経営の相談室を設けますとか、あるいは県におきましていはば経営の診断、指導に当たる人を置く、あるいは県にお

きまして講習会を開催する、そういったことを考えておるわけでございます。こういったことでクリーニング業自体の近代化、合理化を進めていくわけでございますが、その過程におきましていろいろ御指摘がございましたような問題が出てまいるわけでございますが、これにつきましては、昨年の改正によりまして、たとえば大企業者との間の組合協約といった問題も問題でございますし、そういった努力を重ねつつ、一方においてクリーニング業の近代化、合理化を急速に進めていくというような考え方でおるわけでございます。

○小林委員 いまおっしゃる通りに、近代化資金助成法とかあるいは近代化促進法等によって長期低利の融資をやつて、何とかひとつ他の大きな産業の進出に対抗するように守つてやろうというその考えはありがたい。その点は通産省ともやつていただきたい。業者はやっぱり自己脱皮のために努力しております。何とか共同施設を持つて大きく団結しようとしております。団結した協同組合なんかも全国的には七十ばかりで上がつてゐるはずで。だんだんやつてゐるけれども、しかりに零細業者が集まつてあなたの方の金をもつて近代化を促進しようとしても、いま申し上げるようにコインオペレーションとか、移動カーだとか、あるいは取り次ぎ店の無制限な進出だとか、こういうのができてくれば全くあらしの前のともしびなんだ。それはできないから一方にやはりこういうものを正しく規制するという積極的な考えを早急に打ち出していただかなければならぬ。これはぜひお願いしますよ。これはここで質問終わつたわけじゃないのだから、ぜひひとつこういう無法なものに進出を——そして日産や何かはクリーニングの移動カーをつくつてもうけようなどという、そういう資本家はすぐ厚生省に行く。やあ、伊部先生などと言つて菓子折りを持って行くから、そういうものを厳重に警戒して、そういうものの手先にならないように、零細なるクリーニング業者を守るといふ崇高なる使命を持つてやつていただきたい。それが一つです。

それからいま一つは、長期低利のほうはあとに回して、ぜひお願いしたいことは、いわゆる先ほどおっしゃつた協約だとか、あるいは特殊契約等の問題に対するあつせん、調停なんです。このあつせん、調停が、私どもこれを改正するときには国会で関係したのだけれども、いまいかに時代に対応してないのだ。先ほど言われたように、環境衛生適正化審査会というものがあつて、その審査会がこれはひとつ適正命令を出すべきである、あるいはこういう的確な判断ができて、ところがそれがまた公正取引委員会に行かなくちゃならない。公正取引委員会に行くとまたそれだけもたもたしているものだから結局その調停、あつせんを願つても時間的に間に合わない。そこで環境衛生適正化審査会というもので結論が出たらそれを直ちに実行に移していただく。公正取引委員会というものをその上に設けて、そして屋上屋を重ねて時間をかせぐような形はやめてもらえないか。そうしなければとても業者は助かりません。たとえていえば、さつき言つた北九州でもそうでしょう。三十八年に適正化審査会は適正命令を出すべきだといふ。それを公正取引委員会は今度は不当なダンピングじゃないかとかなんとかいふことを言つて、それはあなたの方が指導していただく、三十八年から四十年五月になるけれども、結局まだ解決しないうちに、だんだんだんだんこの無法なものが大きくなつていって、そして数人しかいないのが百六十人も定員をまして、なおかつ力を入れて総理大臣様なんて言つて佐藤総理大臣に手紙をたたきつけることになれば、この地区における業者というものは二年間もほっぽり出されたら、そのまま真綿で首を締められてゐるようなものですよ。だれも守つてくれないことになる。こういう大企業や、いわゆる独占の大きな力の進出を防いで、やはり調停やあつせんが効力を発生するといふためには時間的にやはり間髪を入れずにやらなければならぬ。その意味において私は適正化審査会一つでよろしい、公取にそれを持つていく必要がないように法律改正をやつていただきたい。

いと思ひます。どうですか。この問題はなおいろいろ申し上げたいことがあります。あります。きょうは時間がないから、ひとつ副大臣、そういうわけで皆さんの意見をもうと聞きたい。これはやはり業者が生きてゐるか死ぬかの境目ですから、ひとつ真剣に厚生省も考えてみてくれませんか。私ども党のほうでも、とても環境法ではクリーニング業は間に合わない、特に洗濯業者だけを特別に守る——先ほど言いました適正距離の配置等の問題も含めて特別法をつくつて守つてやらなければならぬ。だめじゃないかといふことまで党自身は思ひ詰めておるわけです。しかし、それを実現するのはなかなか時間がかかる。現実に業者は毎日毎日荒らされて職場を奪われておるのですから、この点をひとつお考えいただきたい。私は自分でクリーニングをやつておるわけではあります。クリーニング屋の番頭をやつておるわけでも何でもないが、やはりこういう零細業者を守る委員会は社労委員会しかない。中小企業庁がありまして、中小企業庁は完全に大企業の下請みたいなことをやつてゐる。中小企業庁長官や次長をやりますと、早く本省に帰つて大企業の仕事にお手伝いしたほうがいいという気持ちになつておられますから、社会党は通産省と中小企業庁の仕事から離して中小企業省を特別につくつて中小企業省大臣をつくらう、こういう話なんだが、こういうことをやらなければ、ともて中小企業というものを通産省で守つてくれるはずはありません。そこで社会労働委員会である以外にございませぬから、副大臣ひとつ真剣に考えていただきたい。まだ意見を尽くしませんけれども、政務次官の決意を聞いて——きょうは非常にも満足ですがこれでおきますから、御決意のほどを。

改正が必要とあれば、その点につきましてもいろいろ検討したいと思ひます。

○滝井委員 いまの小林さんの質問に関連して、厚生省のほうから法律上の関係の資料を出してもらいたい。

それはクリーナーカーや食肉販売カーが汚職の問題に関連してクローズアップされたが、東京都で許可しようといつておるのです。あるいはしたのかもしれない。それからコイン・オペレーション・クリーニングの関係があります。そういうものと伝染病予防法との関係はどういうふうになるのかという厚生省のまとめた統一見解を出してもらいたい。

それから道路交通取締法、危険物の取締法、それからクリーニング業法とか美容師法、美容師法というふうな単独法、それからそれらを包括する環境法、これらの法律の関係と、いまのニューフェーのスクリーナーカーや食肉販売カー、こういうものとの法律上の関係はいまの立法上から検討したらどういふことになるのかという資料を、できれば至急にこの委員会に出してもらいたい。

○松澤委員 先お先刻の小林委員の資料要求のありました件につきましては、厚生省網野企画室長より発言を求められておりますので、これを許します。

○網野説明員 先ほど、わが国の社会保障給付の費用が国民所得に対してどの程度の割合を占めておるか、しかも国際的に見てどの程度の順位になつておるか、こういう御質問がありまして、私から答えさせていただきます。これは、国際比較という社会保障の給付費については、一応ILOで出ておりますものに基づきましては、一応ILOで出ておりますコスト・オブ・ソシアル・セキュリティがござい

ます。これは実は三年おきに出しておるわけでございます。ごく最近その資料が届けまして私どももございまして、それによりますと、フランスは一九五七年が一七・九％、六〇年が一七・四％、西ドイツが五七年が二〇・〇％、六〇年が一七・九％、イ

タリヤにつきましては五十七年が一四・二%で六〇年が一五・二%。スエーデンについては見ますと五十七年が一・五%で六〇年におきましては一三・六%。それからイギリスにつきましては申し上げますと、五十七年が一・四%、これが六〇年におきまして一二・九%、わが国におきましては、五十七年が五・五%でございまして、六〇年が五・六%、それから六三年につきましては見ますと、六三%に突はふえておるわけでございまして、それで一九五七年、前の先ほどの資料で申し上げますと、大体三十四カ国が対象になっておりまして、その中で大体社会保険給付率は二十六番目になっております。

それから、先ほど申しましたように、わが国はそのまま国民所得も伸びておりますが、社会保険も伸びておる。若干比率が上がっておりますが、その順位はたいして上がっておりません。かといふような観測をしております。

○小林委員 了承いたしました。

○松澤委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 午前中に引き続きいて国民年金保険法の質問をいたしたいわけでございますが、いま同僚の小林委員、滝井委員から前半は国民年金、後半はおもにクリーニング業界の問題についての御質問を私も拝聴いたしておりました。クリーニング業について政府が対処していただかなければならぬ要件はたくさんございまして、先ほど小林さんが言われたように、リネンサプライによる圧迫というふうなことも当然ございまして、そういうふうな、大企業からの圧迫から保護するというような問題もあると思います。近代化について、たとえば融資の措置、減税の措置、そういうふうな点についても考えていかなければならぬと思っております。また社会保険が適用されて、そこで労働者が集まるためにいろいろなことを進めていかなければならない。社会保険適用に対して、零細な事業費の負担が困るようであれば、それについても考えていくというふうな問題もあると思いますし、いろいろの問題について、このように国民にとつて

大切な仕事をし、しかも非常にいま業界で苦しんでおられる状態に対して万全な対策を立てていただきたいと思うわけですが、具体的な問題については、私も御質問また御要望申し上げたいことがたくさんございまして、本日は委員長とのお約束によりまして、国民年金法の質問を続けることになっておりますので、他日に譲りまして、先ほど政務次官から小林委員に対して非常に積極的な御答弁をいただいておりますが、さらに一言私に對しても、そういう点について全面的に御努力を願うということ、大臣に御要旨をはっきり伝えられて、大臣ともども厚生省全体に御努力になるということの決意を御表明になっていただきたいと思うわけですが。

○徳永政務委員 ただいまお説のようなことにつきましては、私も実は小林先生あるいは八木先生以上に深刻に考えております。私はクリーニング業でもございまして、何でもございませぬけれども、地方に出ていって、ほんとうにそういう方々の身に触れておりますから、よく承知しております。一生懸命に積極的なかまえて進んでまいります。何といひましても、私もやがて去ることでございますが、役人はこれは続けてやるわけでございまして、私は厳重に責任を持って今後対処するようにならば、私もおくつもりでございます。大臣につきましても、同様によく意のあるところをお伝え申し上げます。

○八木(一)委員 国民年金法について、午前中はおもに拠出年金の問題について質問いたしました。一部福祉年金についても触れたわけでございまして、再び拠出年金にちよっと戻って質問をいたしたいと思ひます。

先ほど拠出年金の制度の組み立てにおいて非常に間違つた点があるという点について、これは政務次官にも大臣にも申し上げました。そういう点についてたくさんございまして、そのほかの点についてもたくさん方々にありますから、明らかに一つの例として申し上げてみたいと思ひます。そこで、国民年金法の今度の改正案にはなだ

りっぱなことが書いてありますのですが、この内容がしり抜けなんです。というのは大臣の読まれた中に、一ページ目の終わりに、「第二に、障害年金等の支給範囲の拡大についてでありまして、これは二点ございまして、第一点は、障害年金及び障害福祉年金の支給の対象となる障害の範囲を精神薄弱にまで拡大することにしたのであります。この文章だけでいうと、いままでも怠慢な政府としては非常にりっぱなことをやつたというふうになりますけれども、政務次官御研究かどうかわかりませぬけれども、この中に一番肝心なものがしり抜けになっていくわけですね。障害年金のほうに精神薄弱を適用するということはこれはほんとうはすうらりとそのまま適用していただければいいのでありますけれども、そうならないというのであります。表題にかかわらずこの内容は、というものはたとえば精神薄弱の人が二十になつて拠出年金の年齢に達したそれで保険料を払つた、そうなければいまの年金法でははつきり規則、細則は覚えておられませんが、約一年後には障害福祉年金でなしに、障害年金が支給されることになっておらないようです。この文章の印刷とは全然きつちり合っていないわけですね。これは山本君のほうがよく御存じのわけでありまして、たとえば十九歳になつた精神薄弱者が二十歳で拠出年金に入つて保険料を払つた。それで半年か一年の後は一級障害があれば四千二百円のものをもらえることになっておりますが、その場合はもろえない内容なんです、私の理解するところでは、ところが、ここでもはるかにように解釈できるような実につらばな文章が書いてある。この内容と表題が違ひますので、これは表題どおり内容があるならばいいのですが、そうでなすうですから、そのところを局長からひとつ明らかにしていただきたい。

○山本(正)政務委員 精神者を国民年金の対象にするようにというのは、当委員会におきましては昨年もやかましい問題でございまして、私ども検討しました結果、精神者を国民年金の対象にすることにいたしまして、問題はまず福祉年金で

ございまして、精神薄弱者につきましては一般的に言ひまして、若いときに精神薄弱になるわけでございます。ただいま御指摘がありましたように、国民年金につきましては、二十から強制加入になるといふしかけになっておりまして、そういう点につきましては二十までは精神薄弱の手当法によりまして保護を受ける、二十をこすと保護が全然欠けるという点におきまして、障害福祉年金の対象になるようにいたしましたのでございまして。その際、この障害者は拠出制の年金につきましては適用されるようにはなつておりますが、それは二十以降に起こつた事故につきましては必ず適用になるわけでございますが、二十以前の事故のものにつきましては、二十以降におきまして強制被保険者となつた以後の他の疾病と併合といひますか、併合されてたとえば一級障害になる、二級障害年金に該当するといふようなケースが起りました際に生きてくるわけでございまして。そういう趣旨のものでございまして。

○八木(一)委員 大臣と政務次官はこれをお聞きになつておわかりになつたと思ひます。政府のほうの印刷したものを読めば、それが適用されるかのように内容がばかにりっぱに見えらるわけですね。私は前から山本君にも、前の厚生大臣にもずっと言ってきたことなんです、誇らしげに、することになりましたとおっしゃるだろと思ひましたけれども、全然おっしゃらないで、これを読んだらこういうことが書いてあるけれども、ほんとうじやないのかと思ひつて聞いていたところが、そういうことなんです。それがいいと思はれるかどうか、率直に大臣や政務次官、両方とも伺ひたいと思ひます。

実際のところ、これは精神薄弱者だけじゃありません。身体障害者の、目の悪いときもそうです。それで、例としてはつきりしますから、一級障害といふことにおきまして、両眼失明の場合、あるいは非常に重度の精神薄弱の場合、これ

は当然一級に入るわけです。一級に入る人が十九歳まではいまの精神薄弱児扶養手当法という親の激励法、そういうものがちよつとつくように大橋君の時代であったかに、なったわけです。それから、そのときにやかまじいことを言つて、親の激励手当をするならば、ほんとうの所得保障の必要なのは、親のないときの精神薄弱児のほうが必要ではないか。そういうふうな精神薄弱者並びに精神薄弱児のこをとり上げるのは非常につづばなことであるけれども、取り上げる場合に、そういう小手先細工でござますようなことはいかぬ。所得保障が必要であれば、これは親のない精神薄弱者のほうが必要である。もちろん親のほうに激励手当をつけておくと、それは賛成であるけれども、それをあと回しにするというふうなこともないことはいかぬ。のじやないか。子供のほうにむしろ必要なことは、施設を徹底的に国立でつくりあげて、施設に入つて精神薄弱児が能力が開発され、社会に順応され、あるいは仕事もできるというふうになることが親の望みだ。そつちのほうについてちよつとびりの予算しか出さないで、それを世の中のほんとうの要望に沿つたような形で、その答えが百分の一にもなつていない。そういうような及び腰ではいかぬということを徹底的に申し上げたわけです。その結果の回答として、精神薄弱者に対して福祉年金も適用するということを今度は出された。これはちよつと前進だからいいとはいへません。言いませんが、そのときにいろいろのことを申し上げておいたわけですが、なぜこれを福祉年金だけにしか適用できないか。障害年金を適用すれば、一級障害年金ならいまの三千五百円に對する割り増し金があるから、四千二百円ももらえる。障害福祉年金だったら、今度は改正されて二千円になる。金額はるかに違ふんだ。なぜそれができないのか。したたできないはずはない。歴代の大蔵大臣もそれはそのとおりだと言つた。ところがそのブレーキは何かというところ、三文学者の意見がいけない。これは憲法二十五条の精神を受けてつくとちやんと条文に書いてある。だから社会保険立法である

はである。それを保険料があるから、保険システムだ、三文学者がそういうことを言うわけだ。憲法には社会保険という規定はあるけれども、社会保険なんというのはいつとも規定していない。たゞ、その具体的な方法として、社会保険をとつてゐる。これはある程度過渡的には認めますけれども、しかしそれを社会保険の精神に従つて直していかねければならない。ところが保険事故といふことはこの条文には一つもないのですけれども、三文学者の説を信奉する事務官なりが、保険事故だから、そういうような適用ができない。具体的に言へば、障害者の場合のほうがいやういから言いますけれども、二十で保険に入つて、それからその後両眼がばつと失明をしたならば、これは一級障害年金に入るわけです。ところが十九でそういうことになつた場合には、これは絶対もらえないわけだ。一年前に一極端に變な理屈をすれば、一年前に両眼を失明したならば、この失明者としてはいろいろなことをしてもらへるから、その人のほうに不幸度が少ないというふうなめちやくな議論をする人があるかもしれないけれども、そんなものは理屈にならない。前から目が見えない方のほうに不幸です。その不幸な人には十九歳で両眼失明した人には四千二百円が入らない。今度の改正案でも二千円、いままでは千八百円しか入らない。二十になつてやつたならば、これは四千二百円が入る。こんな不合理なことはいかぬ。三つのときに失明したけれども、入らない。ところが二十から二十一になつて失明したら入る。これはもう厚生大臣も事務次官も率直にお考えになつたら、絶対におかしいと思はれる。その絶対におかしいことを直せと何回も言つてゐるのに直さないのは何かという、条文に一つもないのかかわらず、三文学者が保険事故だといふ、そういう詰まらぬことを使うからできない。保険事故なんというところは法律には一つもない。それにもかかわらず、保険事故、これは社会保険のほすなんだ。それを保険——社会保険とは一応認めてもいい。社会保険だつたら保険事故なんという

ことを顧慮しなくてもいいのです。社会保険を指する社会保険だつたらいい。民間の生命保険や火災保険なら保険事故といふことばを使つてもいい。ところがそういう三文学者がつくつたことばに制約されて、同じような気の毒な人に給付がいけない。これは大蔵省の方もよく聞いていたことばを直すといふことを、次のときに必ずやらねければいけないと思ふ。いますぐ修正することが必要だと思ふ。そういうことについて厚生大臣と徳永政務次官の率直な御答を願ひたい。もう断じてそういうことを言う学者は曲學阿世です。そんなものを顧慮する必要は断じてない。政治家としての良心と情熱を持って、そういうものは直ちに直すといふ決心を披露していただきたいと思ふ。

○松澤委員長 八木委員にちよつと私から願ひしますが、答弁する前に恐縮ですけれども、参議院の委員会が採決が迫つたので、ちよつとの開政務次官をお貸し願ひたい。こういうことであります。

○八木(一)委員 どちらから先に答弁されてもけっこうです。これは勇敢に答えてください。

○徳永政務委員 御説の通りに、そういう三つにして失明した。それが適用がなくて、二十になつたら適用がある。これはもう社会保険という立場から見ますと、まことに私は不合理なものがあると思ひます。その改正あるいは今後の問題等につきましては、ひとつよくその実態もきわめまして、努力してまいりたいと思ひます。

○神田国務大臣 いまほどお尋ねがございました八木委員の、いわゆる十九歳で失明したのほもらえない。半年か、数ヶ月か、一日違ひか、二十になればもらえる。非常に不合理ではないかといふことは、私もおっしゃるとおりだと思ひます。さすがは八木委員だ、非常に御研究家で、私どももひとついいお話を聞いたわけであります。

社会保険か社会保険かといふことにつきましては議論のあることは、学者の意見のあることもそれはございますが、しかしそういうような議論で学

者が勉強されることは御随意でございますが、やはり社会保険という線に沿つたら、その実態をとらえていくというのが国家の責務ではなからうか、私はこう思つております。だからかような場合には条理に照らして、その実態に沿うようにしていくといふことが、私は為政者の姿勢ではなからうか、こう考へております。もう十分検討すると申し上げるよりも、率直なお答を申し上げます。ほうがよろしいのではないかと思ひます。

○八木(一)委員 非常に率直な前向きな答弁でけっこうであります。

山本年金局長に申し上げておきますが、大臣と政務次官があれだけ率直に御答弁になつた。事務局としては、それを実現するために、いまずぐに条文その他を十分に考へて万全の態勢をして、それで局長として、ことさらに努力を最大限にされて、すぐにそういうことが解決されるような準備をする必要があると思ふ。大臣、政務次官の御意見のとおりに最大限の御努力をされる義務があると思ひますが、その決心をひとつ聞かしていただきたい。

○山本(正)政府委員 大臣によく説明申し上げまして、大臣がこうせられるということになりますれば、事務局といたしましては、十分それにもちろん従ひます。大臣に十分御説明申し上げます。

○八木(一)委員 御説明は私が十分したわけですから、御説明の必要はありません。ですから、いま大臣と徳永政務次官は率直にほんとうに明快に割り切つて答へられた。その実現のために努力をすることが局長の任務であります。そのとおりに、率直に、熱心に努力をされるということとでなければならぬ。ずばりとそのとおりにいたしますといふ御答を要望いたします。

○山本(正)政府委員 またしかられるかもしれませんけれども、私も下僚といたしましては、大臣には十分御説明申し上げる義務があると思ひますので、十分御説明申し上げまして、御裁断が下りますれば、それに従ふということであります。

○八木(一)委員 それでは十分御説明するという内容を聞かしてください。

〔委員長退席、小沢(辰)委員長代理着席〕

○山本(正)政府委員 ただいま大臣が、私もあるいはいまでも十分御説明申し上げてなくて、もし誤解があるといけませんので、そういう意味におきまして、いまでも精進者については全然福祉年金も支給されていなかった、そして重度精神障害児については二十歳までについては法律ができた、そして二十以降についてはそのまま野放しにされるというのとは不合理であるということで、その二十以降につきましても福祉年金を支給する、こうして継続的になるという点が一つあるわけでございします。それから先生がおっしゃられるのは、福祉年金ではいけないのだ、拠出制の国民年金を支給しなければ社会保険としていかにぬいかないかという先生の御意見でございますが、そういうことをさらに十分御説明申し上げまして、御裁断が下りますればそれに従いたいと思います。

○八木(一)委員 厚生大臣、いま説明されたとおりであります。厚生大臣が御答弁になったことが一番りっぱなことで、ただその一年間の過程として、いままでなかったところを厚生省としてはその三分の一の努力をいままでしてきた。だからいままで全然怠慢じゃなかった。こし一年間ちょっとそれを近づける努力をしたという経過の御説明を山本君がこで公開の席上でやられたわけですね。いままで三分の一の努力をして福祉年金が適用になったことは、これはかまいません。けれども、さっき御答弁になったように、障害年金を適用するようにならなければならぬ。いま公開の席上で言われたのですから、それ以外のへんてこりんな理屈は言われたいはずですね。そういうことで、すから、大臣の先ほど御裁断のことについては、全く一〇〇%ありとあらゆる点から正しいことであり、実現すべきことでありますから、どうかそのとおりの説明だけをお聞きになって、三文学者、えせ学者の説明は要らぬ、断じていかぬ。それをぜひ実現するようにしていただきたいと思ひます。

大臣、それについてだけ御答弁ください。

○神田国務大臣 先ほど来お答え申し上げたとおりであります。

○八木(一)委員 それではその次に、そういうふうな社会保険であるべきものが社会保険というふうなことで、いろいろ悪い点が拠出年金についてたくさんあるわけでありまして、ですから、まず先ほどから申し上げたように、金額が少な過ぎる、めちゃくちゃに少ないという点を直さなければならぬ、年齢が多過ぎるからそれを下げなければならぬ、それからいまのような社会保険的な弊害が各所にあるのを、これを直していかなければならぬ、これが拠出年金についての三本の柱であります。

ところで、今度はその費用の点であります。費用の点については、これは当然国のほうで相当の覚悟をもって見ていかなければならぬ。いま国民年金については、保険料について五割の国庫負担という点になっておる、五割という点ばかりたくさん出したように見える。ところがこれは給付については厚生大臣何割になるとお思ひになりますか。

○神田国務大臣 三分の一と承知しております。

○八木(一)委員 厚生大臣が明確に御答弁になったように、三分の一です。だから世の中に喧伝されているように、非常にたくさん国庫負担ではないわけですね。三分の一なんです。ですから、それをさらに伸ばしていかなければならぬと思ひます。なんですか。これは厚生年金についても、ほとんど努力されなければならぬ、たとえば国民健康保険について調整交付金その他を入れても五割とか四割五分とか、答弁によつて違いますが、平均五割の国庫負担という点がございします。これは給付全体について、保険料についてはございしません。ですから、この三分の一というのがかなり勉強してあります。このことを大蔵省が言われる危険性がございしますけれども、まだまだ勉強が足りないのだという点を強力に御主張になる必要があろう、少なくともこれは給付の五割以上というものをしな

れば、何といひますか、非常に農村の方が多い、中小企業者が多い、担当しておられる仕事は、日本の高度経済成長の中で非常に圧迫されておるところであります。したがって、いままでも、国、社会を背負つておられたのが、経済の変動によつていままでの労苦が報いられず、老年になった人、そういうようなケースになるわけでありまして、したがって、当然それについては手厚い国庫負担をもつて給付をよけいにするという考え方がなければならぬ、ま

せん。ただ保険料を上げればいいのだというわけのわからない社会保険学者的な意見は聞かれないで、国庫負担を上げることを一番の重点に置いてこの給付内容を変えていく、保険料はなるべく上げないという考え方で問題を組み立てていただきたいと思ひます。それについてぜひ最大の御努力をお願いしたいと思います。

○神田国務大臣 厚生大臣といひましては、そういう努力を十分いたしてまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員 そこで給付額であります。私も先ほど厚生大臣や政務次官と質疑応答をいたしておりましたように、たとえば厚生年金が四千円年金から一万円年金になった、二倍半という率である。政務次官の話では少なくとも二倍半くらいは上げなければならぬと思ひます。そういうような御発言でありましたけれども、それでは五十点、半分か及第はしておらない。国民年金の発足当時は少ないから、それを直して、そこに率をかけなければならぬ、それだけの金額を実現するための努力をしなければならぬ、ということに申し上げたわけでありまして、それについて前向きに御検討願ふと思ひます。それについて、たとえば厚生年金の率をかけたときに、三千五百円に二・五かけると、どういうことになるかというのと八千七百五十円ということになる。それで、及第にならない、それでは落第ですよ、八千七百五十円では、少なくとも金をこす金額になる、それでも十分にはいきませんが、そういうようになろうと思ひます。そういうときに国庫負担を五割にする

というだけでは足りないで、保険料を上げなければつじつまが合わないではないかという議論が出てくるおそれがあります。八千七百五十円程度であつたら、保険料なんか一文も上げる必要はない、国庫負担で全部まかなえればいけれども、それをもつとふやした場合には、それだけでは足りないのではないかという議論が大蔵省から出てくるだろうと思ひます。それに対して、こういう年金制度については何も積み立て金制度に固執する必要はないではないか。経済がどんどん発展をする、その配分がふえる、将来の配分がふえて、当然もうべき配分が国民に行き渡つたときにはその税金において、行き渡つていないときには高所得者の累進課税の税金によつて、負担をして金方式で考えられた国民年金を、いまの八千七百五十円程度であつたら、保険料を上げずに国庫負担を、つき込むことによつてこれをやる。これが一万五千円くらいになれば、それではちょっとまかない切れないという話が出るであらうから、そこで積み立て金方式を修正して賦課方式を入れて、後代の生産が増強いたしました配分が非常に公平に行き渡つた人たちの税金の負担による。われわれに対して後代の子供たちが社会的な親考行をしてもらう。その子供たちがまた孫に親考行をしてもらう。時代をずらすことによって、この年金額の目標を非常に大きくすることができると思ひます。そういうことについてもよく御研究になつて、大蔵省も、船後さんなどは非常に御理解が深いわけでございますが、船後さんが局長になられて、理解のない主計官が来るおそれもなきにしもあらずでありますから、そういう連中がばかなことを言つたときには、そういうばかなことを言うな、こういう方法もあるんじゃないか、一万五千円ぐらいいつたようなことで主張を通されたいというような前向きな考え方ひとつ当たつていただきたいと思ひます。それについて厚生大臣のお考えを伺いたいと思ひます。

○神田国務大臣 年金の問題については格別造詣の深い八木委員から、いろいろと具体的なことをお聞きいたしました。これは非常に参考になると思っております。十分それらの点も考慮いたしまして検討を加えて、年金は厚いにしたいことはございせんから努力してまいりたい、かように考えております。

○八木(一)委員 提出年金についてまだまだありますけれども、ちょっとスピードを上げてやりま

提出年金制度でスライドの問題、通算の問題、積み立て金の運用の問題、いろいろございします。スライドの問題については、通算通則法でかなり片づいたようでございますが、それは、国民年金と厚生年金の間では、やや、八十点が九十点くらいな内容になっております。しかし各共済組合の長期と国年の間では五十点か六十点くらいの内容であります。そういうふうな、たとえば、共済の長期の該当者が途中でやめた、国年の該当者になったというときに、非常に損をするような、そういう不完全な通則法ではないか。通算通則法についても、そういう実情に従って改正されるように御努力になる必要があると思う。これは非常にめんどうくさい法律でございますから、各省と調整しなければならぬ点、やっかいなんです。来年度において、そんなことは考えておりませんでしたというのを言わないで、すぐ考えて、各省の人たちと御協議になって、それがより完全なものになるように、ひとつ来年度には、そういう前進的な前向きな改正案が出るというふうに御努力をお願いいたします。それについて厚生大臣及び関係者の御答弁をお願いします。

○八木(一)委員 年金制度については、脱退一時金の問題が具体的にどう方々で要望があるわけですか。年金制度がほんとうに信頼できるものになれば、理解が深まれば、脱退一時金に対する要望は減ってくると思えます。だけれど、年金制度だけじゃなしに、やはり賃金なり退職金なりその他の制度がしっかりしなければ要望は絶えないと思えます。雇用なり、賃金なり、労働条件なり、退職条件なり、そういうものがしっかりでき上がって、年金制度の欠点全部排除されれば、こういう要望は出てこないと思う。ところがそういう状態でないために、足りない年金をもうよりはいまお金がほしい。お金がほしい中には、女子が結婚費用に充てたい、あるいは家を借りる権利金に充てたいというような要望がある。これは住宅政策が金くなつてないから、こういう要望になる。それがちゃんとあれば、そういうことがだいぶ解消するわけです。それから年金制度についてスライド制が確立していないから、将来それをくれるといつても、くれたころにはそんなもの使ひ道のない金になるのではないかと心配が絶えないから、いまの現まのほうがいいということになる。そういう欠点がありますから、理論的に脱退一時金がどうのこうの、いま言うことはできません。これは当然の具体的な要望であらう。しかし、ほんとうに年金制度の将来を思えば、年金制度について、そのスライドの問題なりそういう問題について完全な状態に置いて、脱退一時金より年金のほうがあるがたいんだという状態をつくり上げなければいけないと思う。そういう点について、いまのような、たとえばスライドの問題なり通算のときに一部損をするという問題なり、それからほかの政策で、退職についてのいろいろな条件あるいは具体的な住宅政策、そういうものが完全になれば、そういう要望が出てこなくなる。少なくとも年金の面については厚生省が非常に責任を持つておるわけでありす。そういうこと全体

についてそういうような心配が起らない、年金制度が非常に信頼を持たれるという方向について、これはいつかはやらなければならぬ問題です。それから、通算についてもスライドについても急速にそういう努力をされる必要があると思う。次の大改正の前には、厚年がことし片づいた、来年は国年だということになれば、そういう問題について当然完全な解決をする案が提出されなければならぬ。それについての厚生大臣の御意見を伺いたい。

○神田国務大臣 いま八木委員のお述べになりましたいわけの通算の問題あるいはスライド制の問題等々につきまして、十分検討いたしまして善処したいと思ひます。

○八木(一)委員 先ほど具体的には通算年金のことを申し上げました。スライドのこのほうより重大であります。スライドのことについては、この前、物価についてのスライドが現実の点として大事なことである、根本的には、生産力が増強された配分を、前代の社会において非常に貢献をされた人々に及ぼすという点でこういうスライドをする、その両面のスライドを考えなければならぬというところについて厚生大臣に御質問申し上げましたところ、厚生大臣はその点については明快なる理解を持つて、その両面について考えなければならぬというところを御答弁になったわけでありす。ところがその問題については、田中大蔵大臣に質問をしたら、田中大蔵大臣は、その他の点については熱心な政治家であり、また頭のいい政治家といわれておりますが、この問題については神田厚生大臣ほどの御理解がありませんでした。なかなかにはつきりした答弁がない。その答弁の中では大蔵省の予算編成のことばかり頭にあつて、これはいまの現実の問題でなしに、原理として、原則としての問題を御質問申し上げていると言つておるのに、そういう点について明快な答弁がなかった。これについては委員長にお願いをして、国民年金——厚生年金のときは時間が過ぎましたから、大蔵大臣に御出席願つて、大蔵大

臣は、なかなか頭のいい方ですから、その後考えられて自分の誤りを悟つておられると思ひますが、それについて御質問をして明確にいたしたい、まだ考え方に御理解がなかったら、十分な討議をして理解していただくようにいたしたいと思ひますけれども、それとともに、厚生大臣がやはりそういうことについて大蔵大臣に理解をさせるといふことをしていただかなければならぬし、また船後主計官がその理解をさせる補助をされなければならぬと思ひます。それは大蔵大臣だけの問題じゃなくて、やはり総理大臣は次の改造においてもお続きになる御予定らしいですから、大蔵大臣は留任されるかわられるかわかりませんが、さういふ次の大蔵大臣が無理解であつてもまためんどくさいですから、総理大臣に対しても、そういう問題について、スライドの問題は非常に重大な問題で現時点の問題でありますから、総理大臣がそういう理解を持たれるように、厚生大臣から十分に御連絡になつて説明をしておいていただきたいと思ひます。それについての厚生大臣のお約束をひとついただきたい。

○神田国務大臣 いま八木委員のお述べになりました御要望はいずれも重要なことでございまして、私が一人だけ聞きおくと問題ではなからうかと思ひます。八木委員に言われるまでもなく、私大いに、ひとつお約束しまして伝えておきたい、かように考えます。

○八木(一)委員 その次に、国民年金も提出制がありまして、積み立て金というものがあつて、この積み立て金については保険料の四分の一だけが還元融資をされるということになつておりますが、その内容自体については、またほかの委員から精密な御質問があるうと思ひます。特にこの問題に関心の深い滝井先生などから御質問があるうと思ひます。それから省略をいたしておきまされども、とにかく四分の一自体が少くないわけですか。少ないです。大体積み立て金というものは、私は被保険者のものであると思ひます。それについて厚生

大臣のお考えを伺っておきたい。

○神田国務大臣 年金の資金が被保険者の資金だと直接法に言うたほうが正しいかどうかについては私つまづらかにいたしておりましたが、とにかく被保険者に払うものであることは間違いないと思ひます。そこで被保険者のためになるような還元融資をするという事は、これは同感でございます。

○八木(一)委員 厚生大臣の御理解は非常にけっこうであります。確かに被保険者に払う金、それを積み立てておけるのが積立て金であります。だからほんとう言えば運用などせずにじつところやっておいてもいいわけです。しかし金を寝かせておくともったいないから運用するという事になれば、これは被保険者に払う金だから、もう一度さかのぼって被保険者のものだから被保険者の意思によって被保険者のために運用する。ただむちゃくちゃな運用をして積み立て金がなくなってしまうような運用をしてはいけないということ、は、当然所管庁でおわかりになる。それはわかりますけれども、そういうことがないようにしなければならぬけれども、そういうような、商売がもうかるのか、あるいは大企業のように資金運用部を通じて貸すとか、そういうようなことでなしに被保険者のために使う。このためにその運用については被保険者の代表が参画をする。そうしてその会計を資金運用部にぶち込むのじやなくて、別な会計としてそれは厚生省が管理をする。山本君がいかに首を振ってもこれは大蔵省のものじやない。厚生省のものだ。そういうふうにしななければならぬ。これは神田さん、ほんとうに閣議で御主張になって、だれが何と言つても、向こうの要請によって国のほうの資金に回さなければならぬ部分があるうともなかつとも、最初の管理は厚生省がする。それを断じて御主張になつて、在任中に実現をしていただきたい。それから、大蔵省が、どうしても必要だからそれをこつちで運用させていただきといつてきたことについては、内容を検討してそれが間接的でも国民のためになるというのなら、それじや一部分大蔵省のほうにもお貸しいたしましやうという程度のことはいいけれども、大蔵省が決裁権を握つてばつぱつと貸すといふことはいかぬ。これは厚生省の管理になるべきだ。これは福祉年金も同じだ。それについて閣議で至急に御発言になつて、この問題は厚生省の管理に移すべきだということを主張されてこれを實現していただきたい。在任中にぜひやつていただきたい。

○神田国務大臣 ただいまの預金部の資金になつておる積み立て金を厚生省が主管するように、管理をするようにという御意見は、私の前からの持論でございまして全く同感でございます。常々そういうことを実は主張してまいつております。しかし、なかなか従来の実績といひますか、そういう慣行といひますか、一度しかれた制度をぶち破るということとは容易でないことも八木委員御承知のとおりだと思います。しかし不断的な努力を払つておる次第でございまして、なお一そう努力したい、かように考えております。

○八木(一)委員 むずかしいことはわかりますが、とにかく国民にこの事情を話してやれば十人のうち十人までそうだと云ひます。関係者の、被保険者の話も十人のうち十人までがそうだと思ふ。この社会労働委員会の与党の方に伺つても、これは十人のうち十人の人がそうだという御意見を持たれるだらう。厚生大臣もそのように考えておられる。そのようなことが通らないということには非常におかしなことだ。大蔵省が実質的に非常に強い権限を持つておることはわかりますけれども、大事なことに権限をお持ちになることはいかぬ、筋違いのところ、権限をお持ちになることはいかぬ。間違つたことですから、これは改めなければいかぬ。そういう意味で、委員長、厚生大臣にも御努力をお願いしますが、これはとにかく内閣総理大臣に來てもうななければ話がつかない、総理大臣をさつそく呼んでいただきたいと思ひます。前から要求はしておるのです。

○小沢(長)委員長代理 八木委員の御希望は承つておきます。

○八木(一)委員 厚生大臣は最大の努力をされる。われわれは総理大臣の真意を伺いたいと思ひます。総理大臣がその理解を示されるのは当然で、理解を示されなかつたら国政を担当する資格はないわけで、おやめ下さいと忠告をしようと思ふ。そういうことで、総理大臣をぜひ呼んでいただきたいと思ひます。

次に、管理の問題ですが、四分の一の内容を、ほんとうに被保険者のためではなしに間接でございまして、管理の点がずいぶんある。これは時間の省略上、また後日私がやるか同僚の議員がやられるかどつちになるか、いまはちよつと省略をいたしますけれども、それについても厚生大臣は十分に關係の担当官から内容を調べられたならば、ほんとうに四分の一が被保険者に直接渡つていない、驚くべきことだということを發見されるだらうと思ひます。ひとつ御研究になつておいていただきたい。まだまだありますけれども、後日の質問に残しておきまして、福祉年金にも少し具体的に入ります。

福祉年金のほうでさつき一部触れましたけれども、福祉年金の金額の問題です。いま千百円が千三百円になった。あなたがいらつしやらないときに山本君と大きな声で議論をして、山本君は非常に防戦をいたしたけれども、明快な山本君も論旨を立てて説明がでなかつた。非常に怠慢な年金額の改定案だということになった。少なくともこれは大まかにまけてことしの段階においては、来年の改定でありますから、老齢福祉年金を三千円くらい、母子福祉年金を同額くらい、傷害一級のほうは四千円から五千円、このくらいにしなれば恥づかしい内容だと思ふ。今申し上げたのは月額ですよ。それについて厚生大臣に伺つておきたい。

○神田国務大臣 御審議願つております福祉年金の増額の問題につきまして非常に過小だ、練達さんのうの山本君もたじたじしたといふことでございまして、一体福祉年金の増額を今回の程度にしたほうがよろしいかということにつきまして

議論があつたわけでありまして。山本君なんか相当の額の年金の主張者でございまして。御承知のようには厚生行政もなかなか窓口が広がらざるやうに、こちらにばかり片寄るわけにはまいりません。国庫の財源も限度がございまして、私どもや局長なんかの体当たりによりまして、やはりなかなか壁の厚いところがございまして、ついにこのような額にきまつたわけでございます。おそろく山本局長も遺憾だといふか心ならずであつたと思ひます。これは正直な話です。厚生行政をあずかっている者が、それぞれの保険なりあるいは医療給付にいたしましても、この程度でけつこうなのだといふやうな、そういう思い上がった行政担当者はいないと思ふ。できるだけあたたいかい手厚い配慮をして十分満足のいくようにしたい。立ち上がったもらいたい。勤務なり福祉年金としての値打ちのある、いただいたほうがいい、いただいたほうがいい、これはほんとうにありがたい、いただいたほうがいいが自然にそういう気持ちになるような処遇をしたいといふ気持ちで行政を担当していることを、私はそのとおりだと考えております。その意味から申しますと、私もどなたもいたしましても心ならずのこととございまして、繰り返し申し上げますが、いろいろ制約がございまして、この段階としてはやむを得なかつたといふことでございまして、来年度におきましては、なお一そう努力いたしたい。今年度でみんなきまつて終わるわけではございませんから、逐次努力いたしまして、実らせていきたい、こういう考えでございます。

○八木(一)委員 何回も言つておりますから省略して御答弁を求めませんが、これについては前から大蔵大臣との問題を申し上げてきた。予算の最初の一次要求案を、いままでは五割増しにしたが、今度は三割にしたといふやうなことも關係がある。これについても、田中角榮君は反省がなく、それがいいのだといふ大蔵省の計算の便利のことを主張しておられますけれども、これはやはり神田さんが閣議で、そういうことのために大事なものが進まなかつた、大蔵大臣もそれで熱心に

努力をしておることはわかるけれども、そういうような基本的態度が間違っておることは改めてもらいたいということを、田中君に直言をしていただきたいし、田中君がきかなければ佐藤君のほうから閣議でそれはたしなめる、そういうものは取り上げない、最初のところでブレーキをかけるようなことはさせないというような方針を強力にあなたの在任中に確立をしておいていただきたいと思う。あなたが総理大臣になられたらされるでしょうけれども、いまのところ厚生大臣ですから、在任中にそういうことを閣議で確立することをやっていたらいいと思う。

〔小沢(辰)委員長代理退席 委員長着席〕

それじゃ、もう少し具体的な問題に入ります。所得制限の問題について先ほど同僚小林委員から御質問があったようでありました。これは正確に言うと世帯所得制限という名前は使っておりませんが、われわれが読んでも長つたらくて非常に言いにくいような制限です。五人を標準にして何十何万円とかいうことで言いくいので、これは世帯所得制限と言いますが、神田さんも山本さんも船後さんも、世帯所得制限ということばを使いますが、それを少し拡大されたということばはわかります。わかりますけれども、毎年拡大の度が少ないために、それから名目的な賃金が上がって、むしろ皆さんの収入がふえたために、去年はもらえなかったが、これはもらえなかったというように、所得制限自体をどんどん撤廃していくということがまず第一に大事であります。

それとともに、それを時限でやっていたらまずけれども、所得制限を緩和するという方向で大幅にやっておかれまして、それから後は全国の賃金の上昇率とか、これは国民年金だからといって、むしろ皆さんの収入が直接に関係がありますから、そういう上昇率のまん中をとってはでこぼこになりますから、少し上増しをしたくらいのことによって所得制限の金額が自動的にスライドするということしなことを考えると、あるいは少なくともともしもらえて来年ももらえなくてまたもらえということ

とじゃなく、一回もらえたら三年間くらいは引き続きその老人はもらえ。来年はくれるかこれないかわからない。ことしは残念だった。次は必ずこの収入が減ったからもらえと思つたところが、ほんとにその老人は死んでしまつたというようにならないように、長期間で、一回福祉年金を老人がもらえたら、少なくとも二年や三年はそのまま査定なしにもらえという具体的なことを考えていただきたい。賃金に対するスライドでもいいし収入のスライドでもいい。一回大幅に引き上げてスライドするか、それからもう一つは、一回査定をしたら、少なくとも三年間はその老人にはそのむすこの収入が少しでこぼこになるうと支給する。できれば五年でもいい。そういうことをぜひ考えていただいて、次の改正案はそういう内容を出すということをやつていただきたいと思う。それについて……

○神田国務大臣 所得制限の問題につきまして、これはいろいろ私は議論があると思つております。しかし老齢年金等こういった社会保障の場合、私は当人の所得制限はまた別でございますけれども、世帯所得制限をするということは、個人の考えを申し上げますと、あまり好ましいものではないと思つております。しかし制度でこういうのをやつてまいっておりますから、これを除くとなかなかこれは抜本的な処置になると思つた。いろいろ関係方面の折衝等にも相当の努力が必要だと思つた。八木さんの意見は私もよくわかります。そういう意味で、ひとつこれは考えてまいりたい。いろいろな所得制限があります。所得制限によつては、たとえば若年停止であるとか、高額停止だとかいうようなものについて私はある程度納得してもいいが、こういう社会保障の、しかも老齢年金とか障害年金というものは好ましくない、私はそういう率直な意見でございます。

○八木(一)委員 できればそういうことについて、この審議は会期のこともありますから、そう

長い時間、一週間も二週間もやるわけじゃないと思つて、別な機会にある程度の時間をいただいて、そのことについてもまた御質問をしたいと思つますから、そのときに、ひとつ非常に国民の喜ぶような、安心するような決意を伺わしていただきたいと思つます。さつそく、いまの御答弁の趣旨に従つて御検討願ひたい。

その次に、配偶者所得制限の問題がある。これは奇妙な制度であつて、世界じゅうどこをさがしてもないと思つておる。もし一カ所でもあつたらその国の政治家はよほどばかばかりがそろつてゐる。こんなものはあるべきものじゃない。そういうものがまだ温存されておるわけだ。それについては即刻直していかなければならぬ。配偶者所得制限については、先生よく御存じだと思つますが、たとえば本人所得制限と世帯所得制限がある。その間に配偶者所得制限というのがある。おじいさんに収入があつたら、おばあさんに収入がないということ。金額はいま税法に従つて変わつておりますから、きつちり覚えておられますが、二十何万くらいおじいさんが収入があつたら、おばあさんには収入がない。ところが、子供が六十万くらい収入があつてもおばあさんには収入がないことになる。全体の収入は多い。六十万の収入のある子供さんに親孝行してもらつてい

るおばあさんにはきて、かわいひむすこさんが死んでしまつて、お嫁さんも死んでしまつたというさびしい気の毒なおばあさん、しかもそのおばあさんを養ふべきために、おじいさんが腰を伸ばしながら働かなければならない、そういうおじいさんにわずかに二十数万の収入があつたら、おばあさんには収入がないということになつておる。ほんとうにあらゆる点から不合理なことです。これもぜひ撤廃すべきだと思つて、ごく近い機会に、それについてさらに御質問を申し上げたい。その点すばりこんな問題は、断じて廃止するという決意を表明していただきたい。それについても十分に山本局長の説明を聞かれて明快な御判断でそれが何と

をいただけるように、これはいまとにかく一日だけ御検討になつて、御決心になるおひまを持つていただきたいと思つますが、こういう不合理のものがある点について御理解が深いと思つますから、その不合理であるということについてひとつ御意見をいただいて、その具体的な問題については後日御質問のときに明快な御答弁をされたい。一般的なことに御答弁を……

○神田国務大臣 いろいろ例をあげての御質問でございますが、明日の機会ということでございまして、その際に十分所信を申し上げて御参考にしたいと思つます。

○八木(一)委員 それから、その次に夫婦受給制限というものがあつます。この夫婦受給制限といふものは、おじいさんとおばあさんの両方とも七十以上で両方とも受給されておるときに、最初は一千万円に対して二百五十円ずつ削減されて、二人で一人半分、手続的には一人ずつ七百五十円ずつもらえらるわけだ。これは月割りで支給されておる。ほんとうは政府は年間四カ月分ずつ支給してありますから、実際の支払う金額は違ひますけれども、とにかくそういうふうになつておるわけだ。二割五分削減しておる。ところが、その金額は据え置いておるから、幾分いま率は変わつております。その率のことは私知っておりまして、御答弁に及びませんけれども、とにかくそのような削減があるということ、そういうことは非常に不合理だと思つたわけです。これについては私も議論をしますと、率直な方は、そんなことは一切必要ない。百人に一人くらい三文学者がまたそれもあつてもいいじゃないかという。どうも三文学者がだいたい年金制度にブレーキをかけておる。そういう三文学者はやめて、ひとつそういう不合理なもの、わずかな金額です。これが二万円か三万円くらいあるのだったら少しわかつてもらつても、千幾らというふうな金額についてそれを値切つておじいさん、おばあさんにやるといふやうなけちな政治じやなしに、ばつと金額をおじいさん、おばあさんにくれるというふうになるべきだと思つた。それにつ

いても御検討になって次会にはつきり御答弁をい
ただきたいと思いますが、これは非常に不合理で
あるということについて原則的に率直な前向きな
御答弁をひとついただきたいと思います。

○神田国務大臣 いまの夫婦の受給制限の問題で
ございますが、私はどうも日本の社会保障制度に
しても税制のたてまえにしても非常にやきもち政
治が行なわれていると思うのです。ということ
は、所得税の場合、夫婦合算課税をやっている。
夫婦の所得を合算して、高いほうの税率をかけて
いる。これは昭和三十三年の改正でございました
か、それまでそういうことはやらなかったのだ
です。そういうことをやるもんですから、取るほう
は合算課税をやる、くれるほうは自給制限をやる。
それはみんなやきもちなんです。これは別
居していれば合算課税もしないし別々にくれるの
です。夫婦というものは一緒にいるのがあたりま
えなんで、一緒にいるから合算課税だ、受給制限だ
ということはおかしいと思う。このやきもち政治が
なくならぬうちは私は日本の政治は一人前になら
ぬ、よくならぬと思つてます。そういう意味で八
木さんのいまの御意見は大いに賛成だと思つて
○八木(一)委員 たいへん御理解の深い、いい御
答弁であります。

その次に、今度は障害者の問題なんです、母
子福祉年金については扶養加算というものがあ
る。たしか月額四百円だったと思いますが、何回
も変わりましたから私もはつきり覚えておりませ
んが、ちょっと山本さん……

○山本(正)政府委員 母子福祉年金は、子供の数が
ふえるに従つて四百円ずつ加算になります。

○八木(一)委員 厚生大臣にその点御理解いた
だいて質問を受けていただきましたのですが、母子福
祉年金については子供がたくさんだと生活が苦し
いのが多いからと四つ四つ四つふえて
くるわけです。この制度は、非常に乏し過ぎるけ
れども悪い制度ではありません。ところが障害
者についてはそういうことがない。これは非常に

この制度の欠陥だと思う。この問題は福祉年金だ
けではなしに障害年金のほうにもそういうことが
必要であります。ことに障害者の場合は子供だけ
ではない。配偶者についても考えなければならな
い。母子福祉年金は残念ながら未亡人の家庭です
から配偶者はない。ところが障害者には配偶者が
あるわけです。ところが配偶者があればいいじゃ
ないかという俗論が世の中にはあるかもしれませ
んけれども、障害者がほんとうに人間として、障
害はあるけれども一生懸命苦勞をしてやってく
るためには、政府がいろいろな点で援助をしなけれ
ばならない。そこで障害者がやはり人間として結
婚するという非常に大きな権をちゃんと実行をす
る。そう言ったときに、やはり障害者といえど
も、家族に対して扶養する立場でなければならな
い。それから子供ができたときに子供を扶養し教
育をするということにならなければならぬ。と
ころが労働をしても商売をしても、障害者の場合
には非常にぐあいが悪い。そういうことに対して
対処をするために、障害に対する所得保障という
ものがあるわけです。その場合に、当然障害者個
人ではなしに、配偶者なり子供についての加算と
いうものが、現在の制度は非常に乏し過ぎて問題
にならないけれども、ないよりはましです。これ
はつくつていかなければならぬと思うのです。

それについて非常にこの制度は欠陥が多かったと
思う。配偶者並びに子供の問題について、障害年
金及び障害福祉年金の両方について加算をつける
ということをやつて実現しなければならぬ。それ
についての御答弁をお願いします。

○神田国務大臣 いまのお尋ねの点も私は非常に
実情に沿つた御意見だと思つてます。私もどもいた
しましては、児童年金もひとつ実施したい。どう
いう方法をとるかということを検討中でございま
すが、いまの問題も込めてひとつ検討いたして実
情に沿うようにしたい、かように考えます。

○八木(一)委員 障害の問題に触れましたから、
障害の問題についてなお一つ申し上げておきたい
と思つてますが、障害年金のほうでは一級、二級が

集対になっております。障害福祉年金については
一級だけが対象になっておるわけでありまして、障
害福祉年金について今度の改正案で現行千八百円
が二千円、老齢福祉年金で千五百円ということば
これは非常に乏しいと思つてますけれども、ある程
度障害に対する所得保障が、対象の数字は少ない
けれども、特別な理由として一般老齢に対するよ
りもたくさん所得保障をしなければならぬという
思想がそこに幾ぶん実現をしているわけでは
ないか。これは方向としてはよいと思う。ところがこ
の方向をさらに進めないと非常に不公平なことが
起るわけです。一級について千八百円、改正案
で二千円、これは少な過ぎる問題になりませんけ
れども、一級と二級の間にいくつもの差で二級
の障害者がいる。また二級と三級の間にいるわけ
です。ですから、それについてやはり金額は全体
を上げなければならぬけれども、いま千八百円
が二千円になればそれに対応して、少なくなつ
てもかまいませんけれども、二級の障害者に対し
ても障害福祉年金をつける、三級の障害者につ
いては障害年金と障害福祉年金をつけるというこ
が当然考えられなければならないと思う。それにつ
いてぜひ前向きに実現のほうに御努力をお願い
したい。それについて厚生大臣の御意見を伺いた
い。

○神田国務大臣 十分検討いたしたいと思いま
す。

○八木(一)委員 次に、障害について前々から委
員会でいろいろ議論をされて、内部障害につ
いては、結核あるいは心臓あるいはまた精神とい
う人たちが障害の給付の対象になるようになり、
たとえば、いまの保険事故の問題でけしからぬブ
レーキが一つかかっておりますが、とにかく傾向
としてはそういうふうになっておる。これは先ほど
から山本君にわあわあ言いましたけれども、山本
君の非常な御努力が実現の推進になったことも私
ども認めておりますし、いまの神田厚生大臣なり
前任者の厚生大臣なり、そういう方が御努力に
なつたことは認めますけれども、しかし国の政治

の必要の点から見るとまだ十分でないと思うわ
けです。これについては、内部障害について適用
すべしというときに、その内部障害について、障害
がなるといふことになれば障害ということには
ならないというふうになつていくわけですね。な
るものは障害として認められないということでは
ないか。これは非常に乏しいと思つてます。その中では
ブレーキがかかっているわけですね。その中では
きりとか結核あるいは胸部疾患あるいは心臓
疾患……心臓疾患は入つていたかな。それから精
神、そういうものが入りました。だけれども、そ
れ以外にもそういうものがあるはずであります。
非常にむずかしい問題でございまして、検討の時
期が必要だという話でございまして、検討の時
期がそれ以外の部分について、固定した障害であ
るということをはつきりしてその対象をふやして
いく必要があるか、ひとつ局長から伺つておき
たいと思つてます。

○山本(正)政府委員 精神にいたしましては結核
にいたしまして、当委員会におきまして強力な
御推進があり、その線に従つて実現してまいりま
して、今回精神をさらに加えていくということ
になりましたが、その他の疾患につきまして、内
部障害の中には、まだ相当種類のもの、数は少な
いようございまして、まだいろいろの種
類のものがあつてございまして、この問題に
つきましてはやはり専門家の意見を聞かなければ
いけないというので、社会保障審議会の中に専門
委員会を設けてそれぞれの専門科目のお医者さん
に委員になつてもらひまして検討を進めておりま
すので、精神と結核が実現いたしましたので、そ
ういった内部障害の問題として、今後の問題とい
たしましては意見が一致いたしますものから、要
するに臨症認定基準というふうなものも事務的に
可能であるという方法を確立していただきます
れば、逐次拡充していききたい、かように考えてお
ります。

○八木(一)委員 具体的な問題をちょっと教えて
いただきたいのですが、心臓疾患はいま入つてお

昭和四十年五月十二日

りますか、入っておりますか。
○山本(正)政府委員 心臓疾患の問題はいま検討中でございます。

○八木(一)委員 心臓疾患は入っておりますが、この前、内部障害の問題をやつてかなりの日限がたつてゐるわけですから、それはやはり早く実現しなければならぬ問題で、検討というのは、いつまで検討していても問題が動かないということではいけないので、その小委員会にはもっとしっかりやつてもらうようにしなければいけないと思ひます。おそらく小委員会というものはそんなにひんぱんに開いていないと思ひます。大休何回くらい開いておりますか。

○山本(正)政府委員 会合として小委員会を開くということじゃなくて、小委員会には各科の先生方が入つておまして、やはり心臓になりますと、数人の先生方がございまして、これにつきましまして、そういう先生方が先生を中心といたしまして、そして数人のグループで常時検討を続けてもらつております。

○八木(一)委員 その方々に、心臓の部門をひとつ、ほかの部門とともに奨励をしていただきたいと思ひます。学者の方はいっぱい方があるのをごさいます。私はさき三文学者三文学者と言つたけれども、別にりっぱな学者もいるのですが、学者の風習として、学問が先になつて政治があとになる。これは政治のための研究ですから、学理的な研究じゃない。政治としては早くしないとこれは意味をなさない。ですから、そういう学問的研究という態度ではなしに、政治の要請だからということで急速にやるようにひとつ要請をしていただきたい。それについてもう一回。

○山本(正)政府委員 御趣旨の線に沿ひまして促進したいと思ひます。
○八木(一)委員 それでは今度は、提出制の年金のほうにちょっと戻ります。この前、厚生年金の問題で滝井委員がたしか取り上げられた問題で、当委員会においては私もとつと取り上げてきた問題ですが、妻の問題であります。妻の問題に

ついて国民年金では任意適用ということに相なつております。そうすると、妻で老齢保障をもらえない人が出てくるわけでありまして。こういう問題については所管庁が熱心に取り組んで——これは労働者の妻です。労働者の厚生年金の部門として取り上げるか、またはほかの方法がいいかということについて積極的により取り上げていかなくてはならない。それについて専門家の山本さんのお考えをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 妻の扱いという問題につきましまして、年金制度の上において非常に重要な問題でございまして、厚生年金法を改正するに際しまして、審議会におきましてもきわめて大きな問題として取り上げて議論していただいたのでございします。ただ、これにつきましましては、結局、結論を得なかつたわけでございます。御指摘のように、被用者の妻は、国民年金の制度でございした際に国民年金に任意加入ができることになつておりました。現在百二、三十万被用者の妻が加入いたしておるのでございしますが、結局問題は、国民年金の任意加入であるという問題が一つの問題点であり、それから現実問題といたしまして、被用者の妻の任意加入である。加入してなかつた、それは期間としては、被用者の妻になりました際には計算がされるわけでございますけれども、そこにやはり問題がある。それからまた、現実問題といたしましては、離婚した妻という問題もあるわけでございますので、そういう扱いをどうするかというところは非常に重大な問題でございまして、この点につきましましては速急にまた各方面の御意見を伺ひまして、私どももいたしまして何が一審合理的でかつ実情に合った案であるかということの成案を得たい、かように考えておる次第でございます。

○八木(一)委員 この問題についていろいろな考え方があると思ひますが、労働者の要望は、たとえば健康保険の制度のように、労働者のほうのこゝとして労働者の妻の老齢保障の問題を見てもいい。これは現実的に非常に重視すべき要望だ

と思ひます。

離婚者の問題ですが、あらゆる点についてそういうものがあれば、離婚した人、たとえば労働者の年金のほうに入つておる、これは遺族年金の妻の年金として入つていて、かりに不幸にして離婚をされたその人が国民年金に入つた。そのために、通算通則法があるわけですね。国民年金のほうで、商売をしていたその人が結婚して労働者の妻になつた。これも労働者になつて通算できるわけですね。ですからこのようなあき地をなくしておけば、これは通算通則法で片づく問題です。そのあき地がある点について、やはり急速に対処をされなければならぬ。対処をされるときに、現実の時点で任意加入というものがあつたことについて、この点について厚生省があまり熱心じゃないように私は思ふ。その事実ですね。私ら熱心でないように感じておりますが、感じだけで申し上げてはいいないですが、それを浸透させる点についてほとんど努力が見られないように思ひますけれども、それについての実情をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 妻の任意加入につきましては、われわれ社会保険庁といたしましては努力をいたしまして、なるべくその加入を進めるようにあらゆる機会をつかまえて宣伝いたしております。その実績と申しますか年度別の数字を申し上げますと、現在昨年度に比べて——毎年度約九万から十萬ばかりふえております。

○八木(一)委員 その対象は、全部強制適用する何人くらい対象者がいるのですか。するとしたならば——するということじゃないですよ。任意適用の資格のある人の数はどのくらいあります。

○山本(正)政府委員 その調べはできていないのでございします。……
○八木(一)委員 まあ毎年九萬から十萬というところなら、発足してから、三十六年からまだ五年くらいですから、五十萬くらいにしかならない。これは資格のある者からすればずっと少ないという

ことにならうと思ひます。

そこで具体的に、これは手続ですから、私も年金は勉強したつもりだけれども、そこまで勉強が及んでおりません。手続は、昭和三十六年から国民年金法の提出年金のほうは適用になつた。たとえば、いま妻が入りたいというときに実際の扱いはどうなるか。三十六年にさかのぼつて保険料を徴収するの、いまからの保険料で入れるのか、その点について伺ひたい。

○山本(正)政府委員 その申請当時からございまして、さかのぼることはいたしております。

○八木(一)委員 そういふことがしやくし定本だと思ひます。先ほどお話しのように、将来妻の老齢保障の問題について根本的に考えられるとしても、いままでの厚生省のやり方では、それをさかのぼつてマイナスの点を全部保険料を国庫に入れてやつてくれるというような考え方になつていただけないけれども、なかなかやつてくれないだらう。そうならば、妻の任意適用している人はそこで通算通則法で通算をされる。その制度が労働者のほうに付属する制度のほうにかつても通算をされる。あるいは国民年金に入つたらそのまますばつと続くということになる。ところがそれがされない間は、それだけたとえば四十年の要件を達成するのにおそくなる。その点も免除と同じような適用をしてくれればいいけれども、そういうこともなかなか熱心にやりそうもないということになれば、これは早く入れておかないと、日本の労働者の妻たる女性の老齢保障の問題がそれだけおくれるわけです。ですから、しやくし定本じゃなしに、いままでさかのぼつてあとの、たとえば百五十円であれば千八百円、五年間の九千円納めなければ次から納めても適用しませぬよといつたら、そういう気持ちになつても、そんなもの九千円払う金はないし、おやじさんも無理解かもしれないからやめておこうということになります。いまから入れたつて、いまから勘定すればちつとも損はない。ですから、そういう点はぜひひとつ御研究になつて、年金制度について理解を持ち、

期待を持つ人がいままから入りたいというときには、さかのぼって取るというようなくし定本じやなしに、入っていない人を無理にいままから取るわけでもないですからこれからでも入れるというふうに変えられなければならないと思うのです。そこですすめて、前からも入れてあげますよ、そうすれば年金の資格が早くできますよ、金額も多くなりましょうというて、それをすすめることはかまいません。その人が余裕があつて、年金制度をほしいと思えば、そういうことをやる人は前からさかのぼって入つてもいいけれども、それができないでこれから入りたいという人は入れるようにこれは規定しなければならぬ。それについてぜひ、こういうことはもうすぐ厚生大臣はじめあなた方が決心されればできる、そういうふうに変えられるようにしていただきたい。これは担当者と厚生大臣から伺いたい。

○実本政府委員 これは任意加入のたてまえになつておりますので、その点いろいろ問題があると思ひます。強制適用にして妻の独立した年金として扱うという方法も一つ考えられないことはございせんが、これは制度の根本問題でございまして、そういうことも含めて検討をする方向で努力してまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員 任意加入でありますからということで逆選択をおそれおられるのだと思ふ。そこで実情を——というのは年金制度が発足したときに、年金制度自体について非常に反論があつたわけですから、こういうようなスライドをちゃんとしないでなくて実際に収奪されるのはいやだということ、そんな四十年前先に生活保護の金額よりも少ないものは全然魅力がないというような問題、保険料負担が高くてやり切れないというような問題、その金が独占に回されて戦争に使われるのじやいやだという反論もありました。いろいろな反論があつたために、また年金制度について理解が十分になつた人もいふし、まだその反論を続けている人もいます、そういう状態のもとに三十六年に出発したけれども、任意適用がほとんど伸びな

かつた。これは政府のほうにも法案に欠陥があること、またその宣伝啓蒙に不十分であつた責任があるわけですから、そういう点について、たとえばいま言ったように、全部逆選択というところを抜きにして考えられるのが一番至当であると思ふけれども、どうしてもそれができなかったら、ここ三年の間は最初から始まつたと同じようにはこれは全部入れる。それから延びたときから入ろうという人は、だんなさんが死にかつたときに遺族年金をもらつて入ろうとして、逆選択のおそれがあるから、それはいいけない。しかし、一定の期間二年か三年、その間についてはこれから始まる制度として全部受け入れるというように、具体的に考える必要はない。初めについてその理解が少なかつたことは政府にも非常に責任があるわけですから、そういう点で逆選択論というううな、これも三文学者の言うううな一千分の一ぐらいの危険をおもんばかつて九百九十九人の要望をじゅうりんするううな、そういうやり方を脱却して、そういう問題の処理をされなければならぬ。そういうことではいままから入りたいという人について、いままから保険料を徴収してこれを適用する。そしてそのときに前からの保険料をさかのぼって払い込んで年金の資格期間をもらいたいという人については、もちろんさかのぼつてもかまわないというううな、両方の方法について直ちにやつていただく必要があろうと思ひます。具体的には御検討になる必要があろうと思ひますが、そういう方針に従つてやるといふことを、これは担当者が厚生大臣に御説明になつて、やるという決意をいま表明していただきたいと思ひます。厚生大臣はりつぱな大臣として社会保障の実際の適用の具体化、その前進のためにそれをやるという御決意を表明していただきたい。それでまず事務的な複雑な問題でございせんから、実本君からでございせんか。その基本的な方針について直ちにいま決意ができる、この余裕は残してあります。いま私が、その内容の余裕は残してあります、そういう方針について直ちにや

るようにしたい、それで厚生大臣にお進めをしたという御答弁を願ひたい。

○実本政府委員 この問題、先ほどお答え申し上げましたように、妻の年金の問題といたしまして、その根本問題とあわせて検討をさせていたいただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 実現をする……。

○実本政府委員 その方向で検討させていただきますと思ひます。

○八木(一)委員 厚生大臣、ちょっと。事務当局はそういうことに練達であつても、事務局員として大臣ほどはつきり言へません。大臣先ほど前半聞いておられませんでしたけれども、聡明な大臣ですから後半でわかつておられると思ふ。年金を早くもらいたいという労働者の妻が任意適用したいというときに、さかのぼつてでなければだめだということほど、いままからでも九千円払い込んでから、百五十円払い込まなければ適用がないというううな、年金制度を理解してこれから入りたいという人にプレキをかけることはいけない。いまままでの分は百五十円払い。足りない分は年金をもらふ金額が減るから保険的にも損はない。いままからでも入れるように前進した方式をとつていただきたい。具体的方法については、いま申し上げましたけれども、そういうことについて前進した方向をとるううな、ぜひ御決意を表明していただきたい。

○神田国務大臣 いま八木委員のお尋ねは保険部長からもお答えしたとおりでございせん。私も十分ひつと身を入れて検討したいと思ひます。

○八木(一)委員 その次に、この問題で任意適用について魅力のないことは、これはだいたい理解して魅力が出てきたと思ひますが、私もや専門的な者から言つて、魅力のないところが一つある。たしか任意適用について免除の適用がなかつた。これは山本君でも実本君でもいいからちょっとと答弁をしてみたい。

○山本(正)政府委員 任意適用でございせんから、免除のあれはございせん。

○八木(一)委員 任意適用だからないということ、事務的にあつさり言われたけれども、ないことはない。そういうことではいけないと思ふ。これもまた逆選択理論で考えておられると思ひますけれども、そのような枝葉末節から考えるのではなく、労働者の妻も国民である。そこで、政府のいろいろなやり方が足りないために、これは強制適用ではなくて、任意適用という事態におちいつておる。労働者のほうの年金の、女子自体の老齢年金がないためにそういうことになつておる。そうすれば、これはレアケースで、あまりないと思ひます。労働者の妻ですから、だんなさん収入がありません。労働者の収入が少くないという場合には、免除の適用があつてしかるべき家計状態である人も出てくるわけですから、この免除についても、任意適用について適用できるように御検討願ひたい。おそれることは逆選択理論がいろいろ問題になつてくるであらう。しかし、それは理解が少ないからです。それは強制適用になつて、その人が低賃金で、その世帯が貧しいということ、こういう制度に關係なしにあるのです。貧しい人については、強制適用の人は免除の適用を受けて、ある程度の年限を延長すると、資格期間を推算する制度ができておる以上、同じ扱いにするのがあたりまえだということになる。そこで、そのううなと、免除の適用の人だけが入つてきて、そうじやない人が入つてこないであらうから逆選択になるというううなことを考えられるのだらうと思ふ。ところが、免除の適用になるううな人は、これこそ、やはりその御主人も老齢保障の必要がある。入つてきて何でもなし、免除の適用のない人がたくさん入ることは、もちろん望ましいけれども、これは宣伝啓蒙で入つてくれればいわけです。一番必要な人が、免除の適用があるからといって任意加入でその人はかりが入つたら困るというううな、保険会社的な考え方なしに、社会保障を担当する厚生省としては、そういう人こそ、そういう婦人こそ所得保障の必要がある。免除の

適用になったところで、強制適用になったら、当然その人は免除の適用になる。国費がその点について幾ぶんカバーしても、それは強制適用なら幾ぶんしなければならぬから同じことではないかということ、理論を割り切って——へんてこりんな学者の逆選理論は一切排除して、免除についても適用して、このような任意適用がほんとうに実際に動くように、そうして制度についてもつと完ぺきになったときに、その期間が通算通則法で完全に通算をされて、そのような労働者の妻の老齢保障ができるだけ完全に進めていかねばならない。その問題についても十分御検討になって、このような不利益処分、差別処分がないように、差別扱いがないように、問題を前進させていただきたいと思う。それについて御答弁をひとつ伺いたいと思います。

○山本(正)政府委員 先ほど来の御意見でございますが、根本的には、やはり最初御指摘もございましたように、任意適用は制度そのものも含めて、検討しなければいかぬ問題があるわけでございます。これは妻の座の問題といたしましては、単に国民年金の現在の任意適用制度を何か事務的にやりくりするだけで片づく問題ではないわけでございます。そういった問題を含めまして、いま御指摘の点も十分検討いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○八木(一)委員 そういう制度ができたらこの問題は解消するわけです。ですから一年間何があつたつて、この金額については大蔵省の負担もごくわずかなんです。あなた方がなまけて三十年もほっておくつもりだったら、これは相当な金額になるかもしれないが、ほんとうはやらなければならぬ。一兩年でそれが実現するとなれば、たった一兩年の問題なんだ。ですから金額なんかも、船後さんが心配するような金額では全然ないわけです。しかも、そういう人たちに、特に所得保障の点について置き去りにされた労働者については、いまからやはり期間を通算するためにやっておかなければならないということをお願いしてお

るわけです。そこで不利益処分がないほうがいい。不利益処分をしないことによって逆選択を受けるというものを勘定してごらん下さい。私もその点ではほんとうにあきれ返ったくらい少ない数なんです。あなた方が深刻な顔をするような金額にはなりませんよ。そういうことで、もしそれが大きな金額であっても、強制適用だったら当然免除を受けて、当然期間の通算を受ける人ですから逆選択になつても悪いことも何でもありません。それほど年金の必要でない人がただ入らないだけであつて、一番必要な人は入る。強制適用だったら当然免除の適用を受けて期間の通算を三分の一だけされることになるのですから、金額が大きくなつてもちつとも悪くない。しかも、その金額もたいした金額ではないのです。ですから、金額についてもそんなに心配をする必要がない。それだからそういうことをやらない、やるように進めてくださいということをお願いいたします。もっと問題を割り切つて、勇敢に進めていただきたい。それについては、厚生大臣は政治家の御判断から率直に受け取つておられると思う。山本さんも率直な方ですけれども、いろいろなしゅうとめやなんかいるから気にされるのだけれども、そんなつまらぬことは一切抜きにして、年金制度をほんとうにすべての国民に浸透させるという意味でこの制度をつくらなければならぬのだし、実本さんは、その扱いについてすぐやらなければならぬということになると思うのです。それについて厚生大臣の前向きな御答弁をお願いしたい。

○神田国務大臣 十分前向きにひとつ検討させていただきます。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十三日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

昭和四十年五月十九日印刷

昭和四十年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局